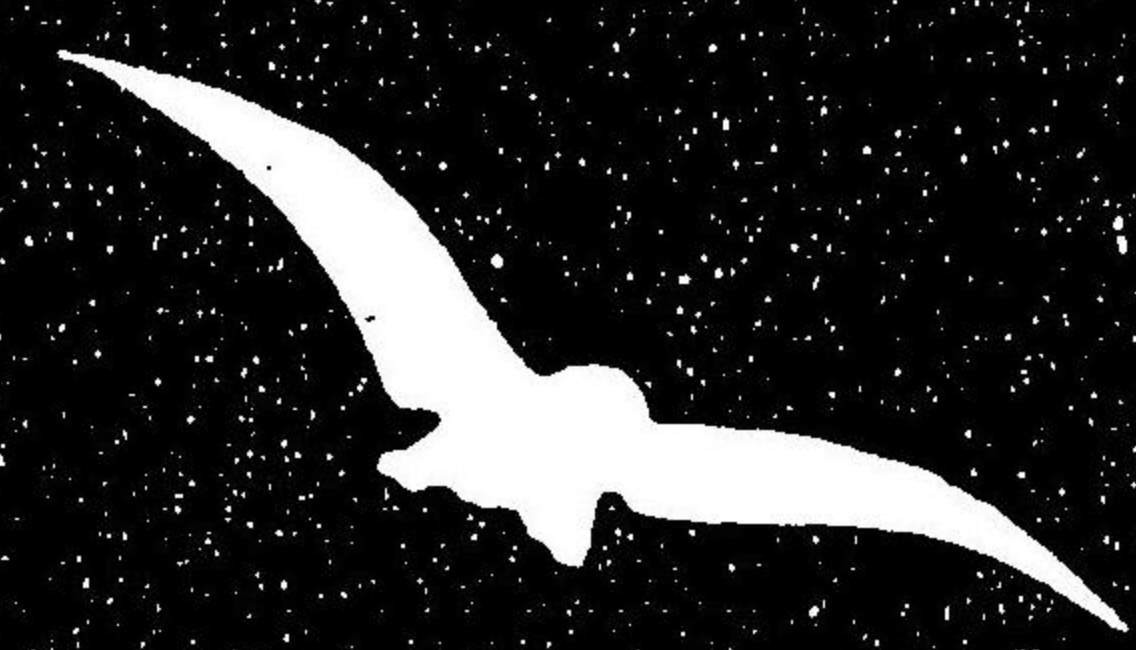


88
234



國

旗



88-234

編一第料資授教

文學博士
法學博士

井上哲次郎君序
松波仁一郎君序
石川榮司編纂

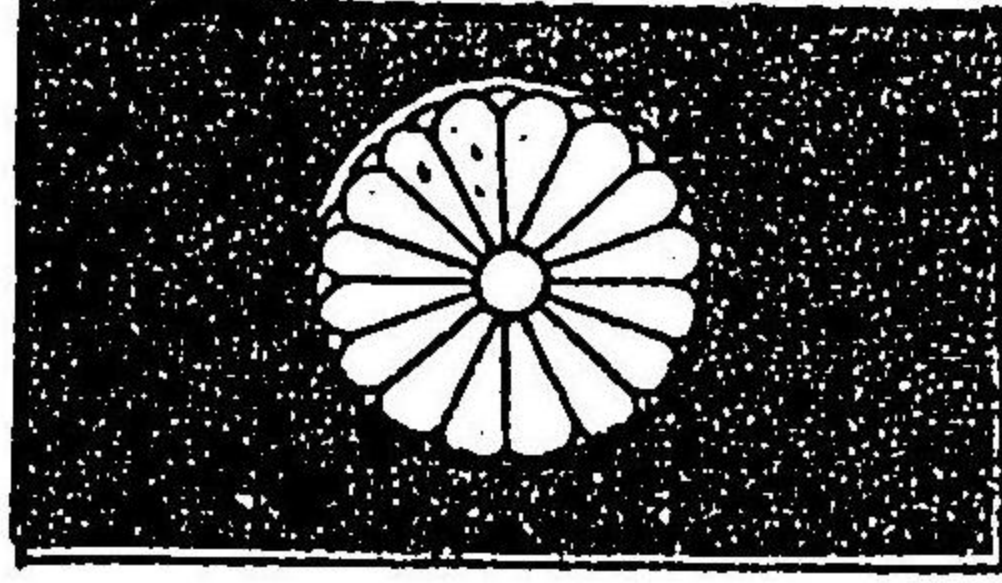
國旗

東京

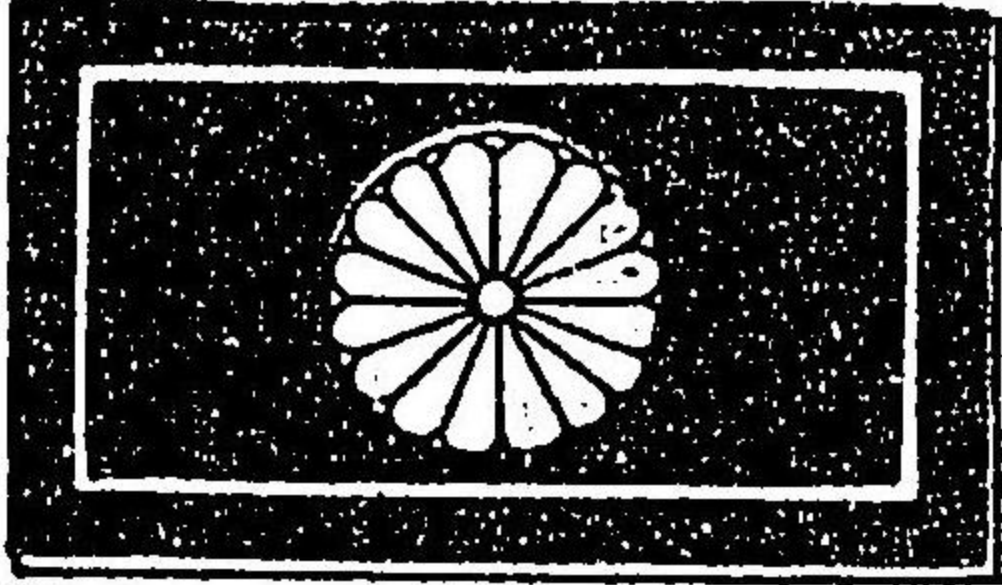
育成會發兌



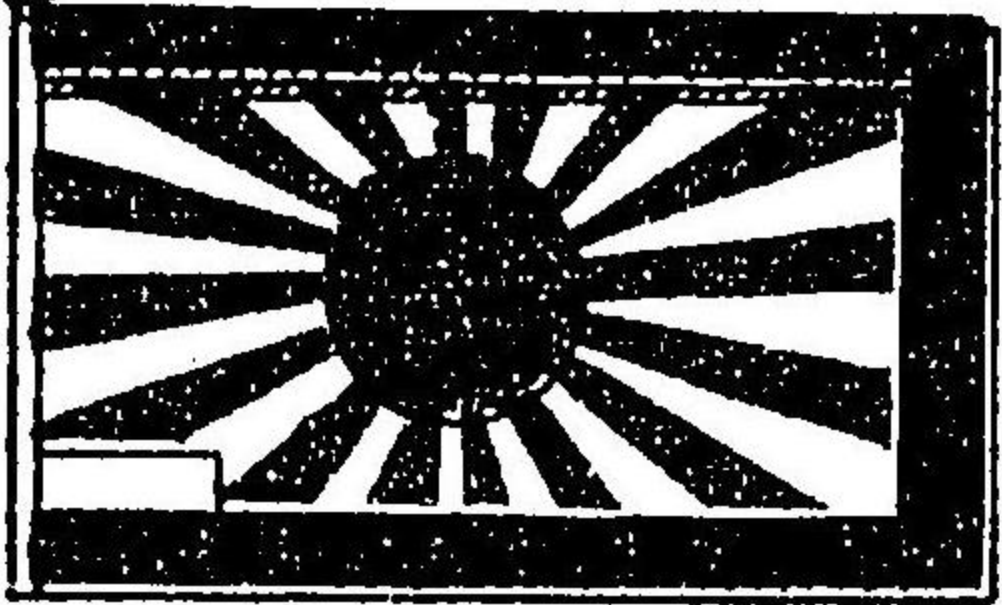
日本天皇旗



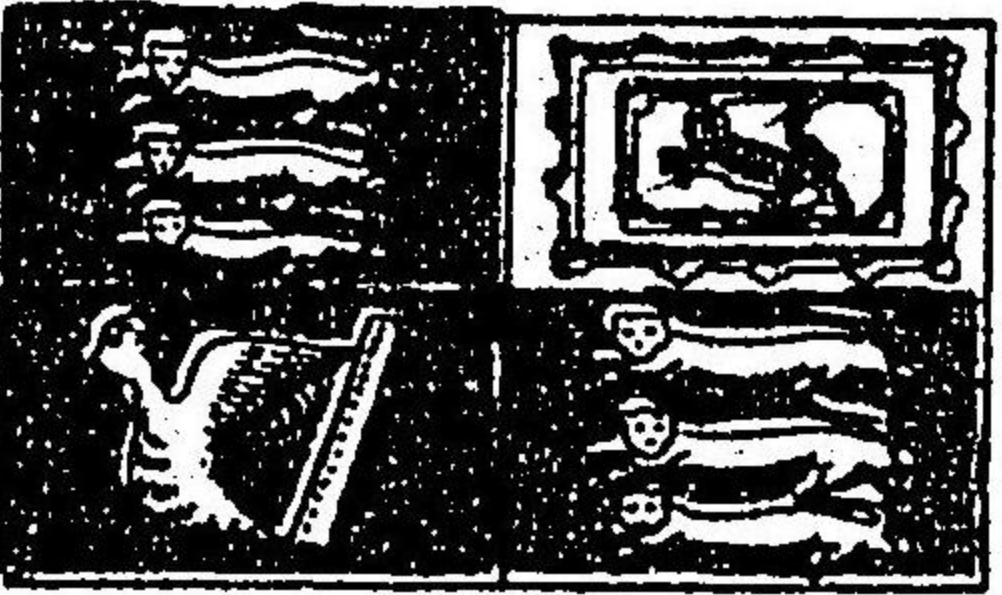
日本皇太子旗



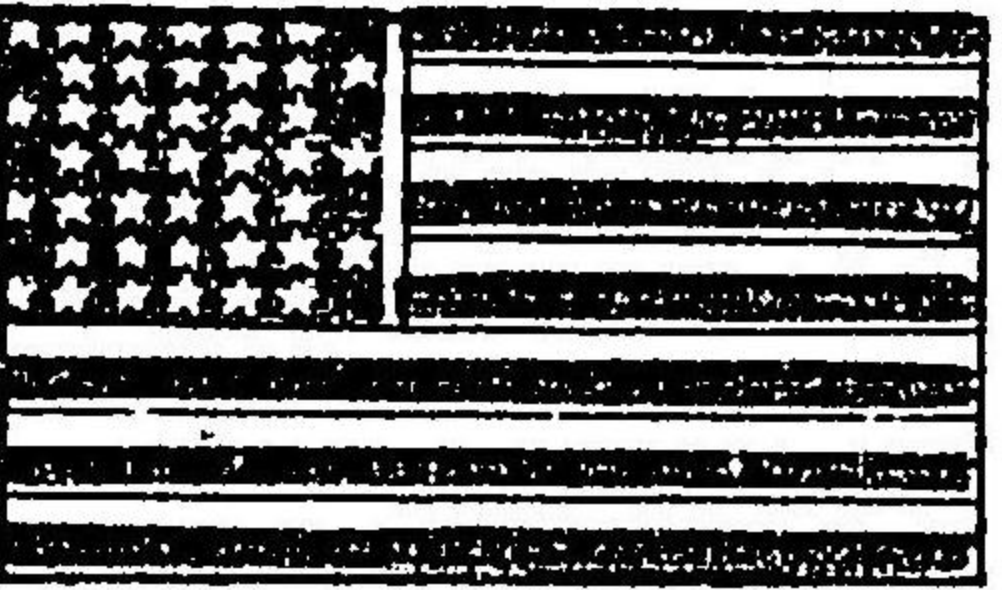
日本聯隊旗



英國天皇旗



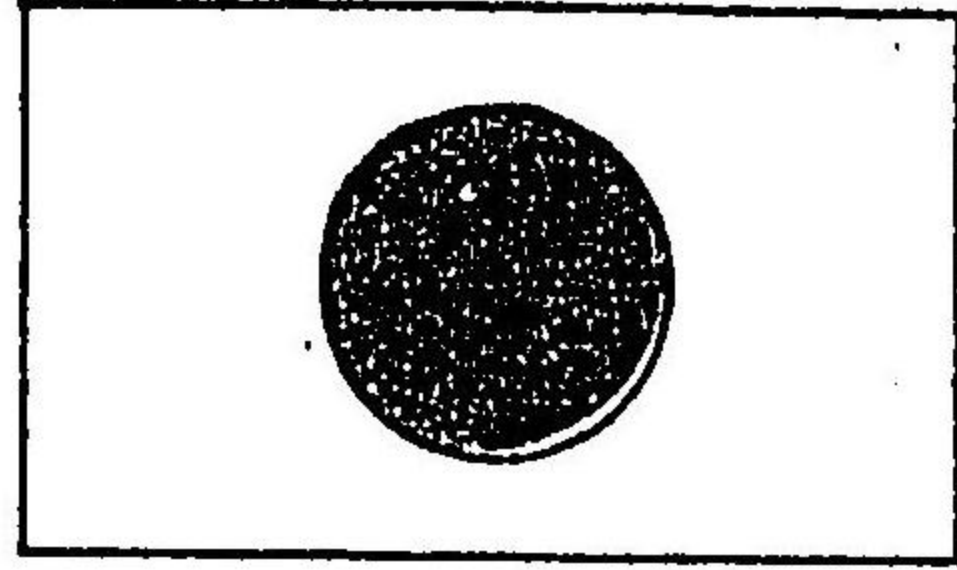
米國旗



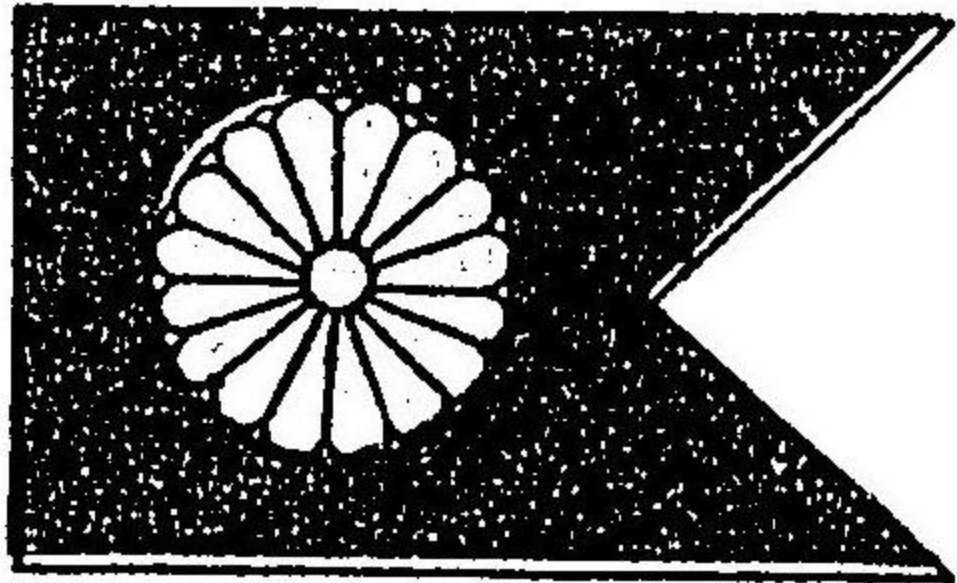
獨逸天皇旗



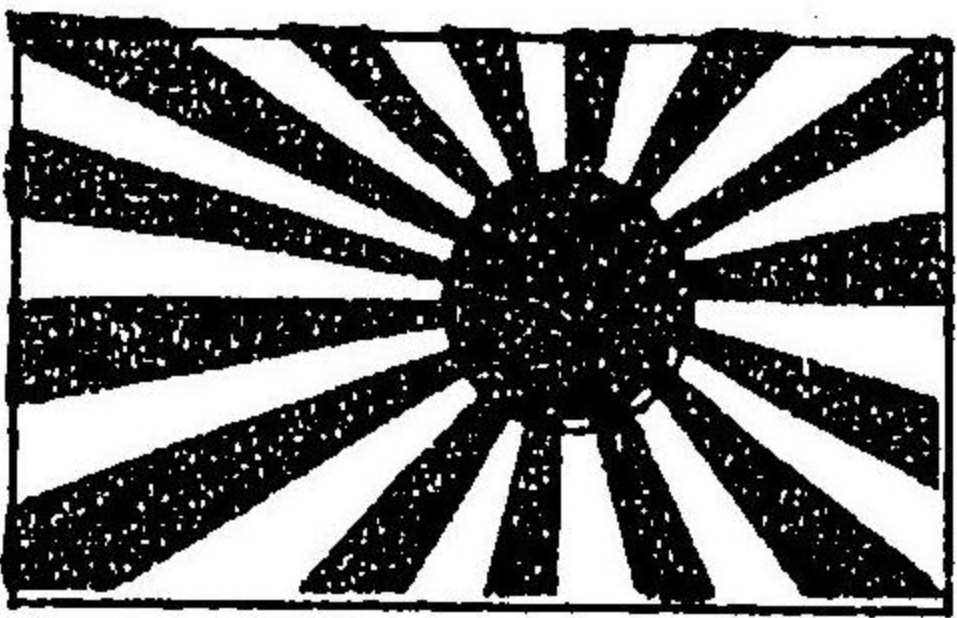
日本國旗



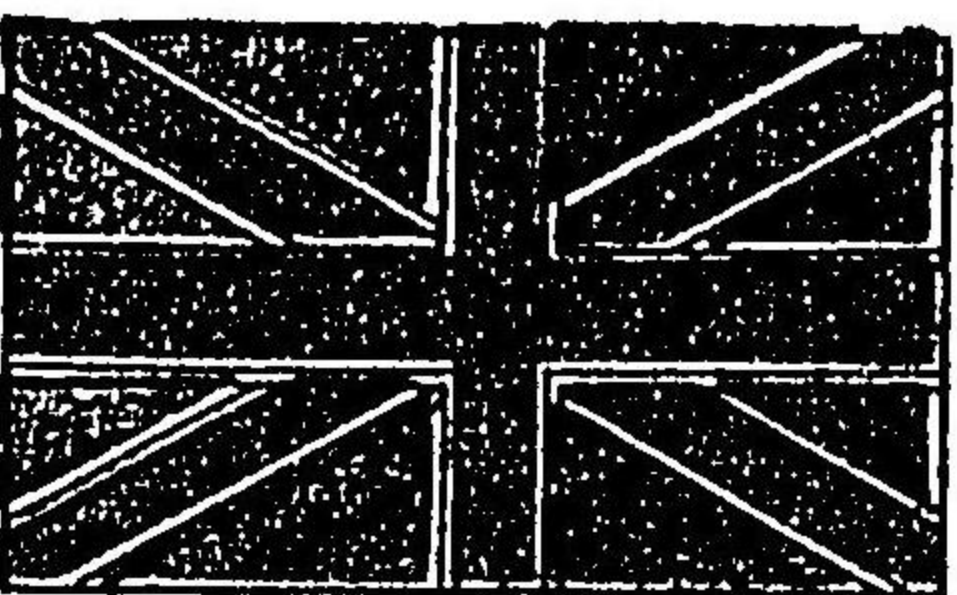
日本皇后旗



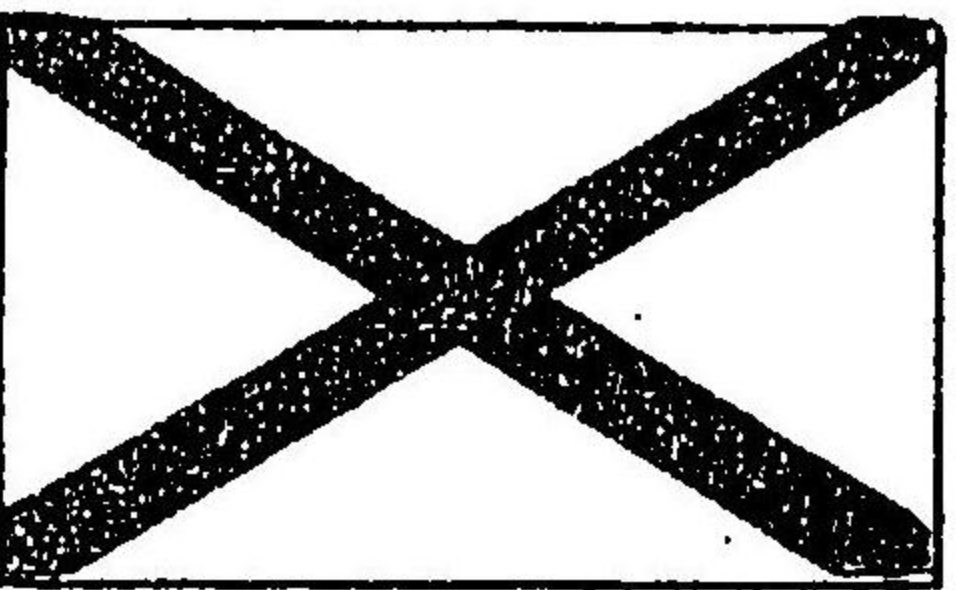
日本軍艦旗



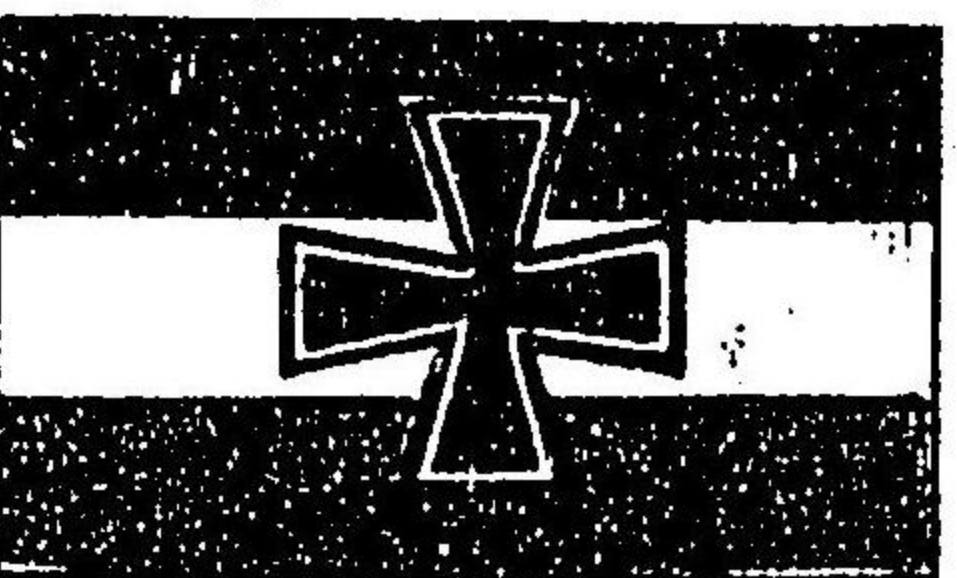
英國旗



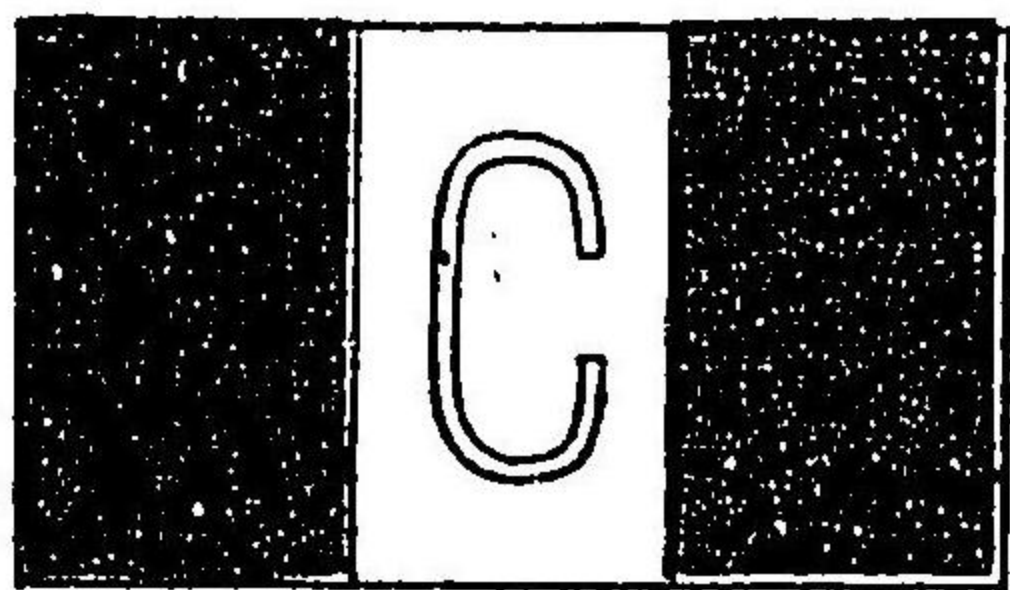
米國大統領旗



獨逸軍艦旗



佛國大統領旗



露國天皇旗



和蘭天皇旗



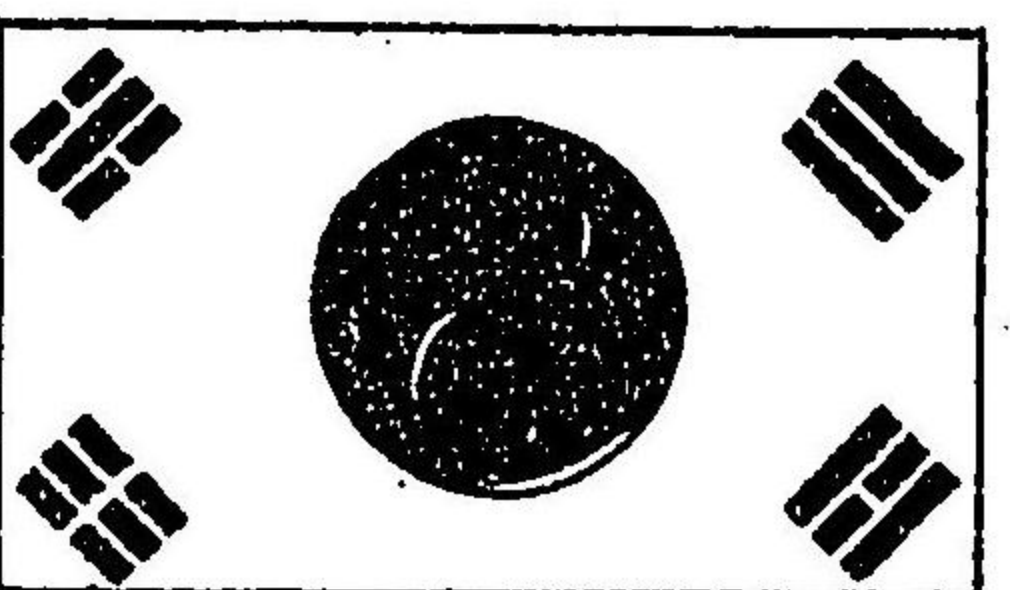
伊太利天皇旗



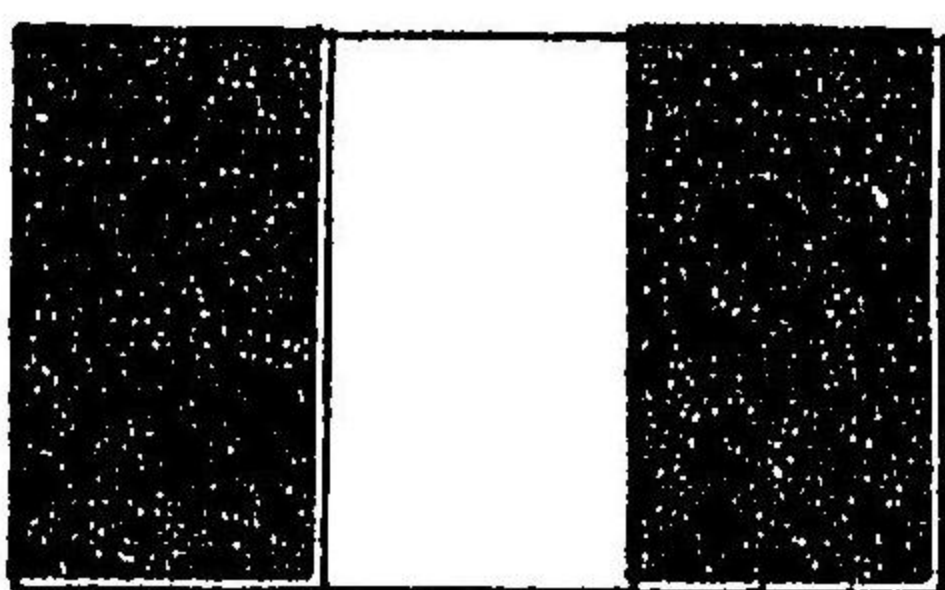
支那國旗



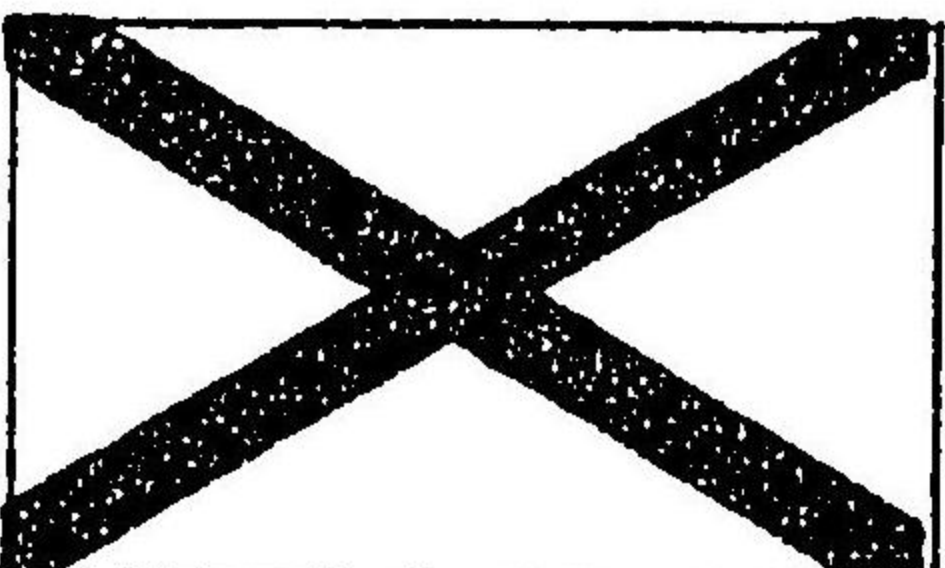
朝鮮國旗



佛國軍艦旗



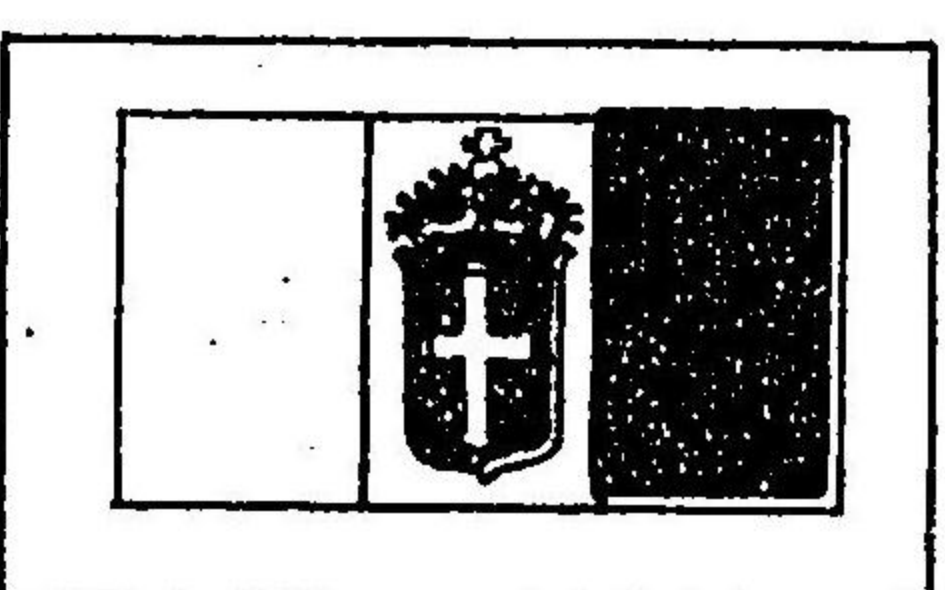
露國軍艦旗



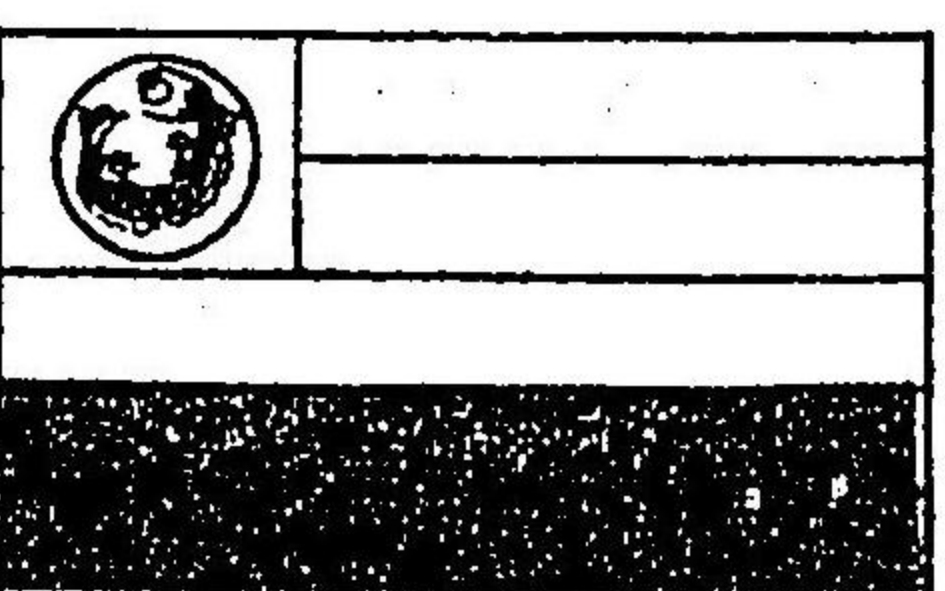
和蘭軍艦旗



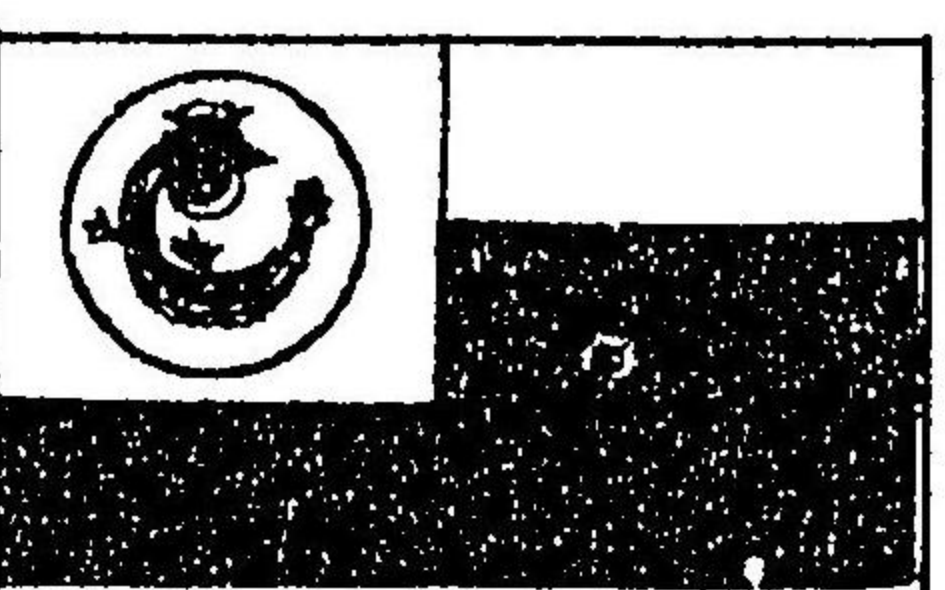
伊太利國旗



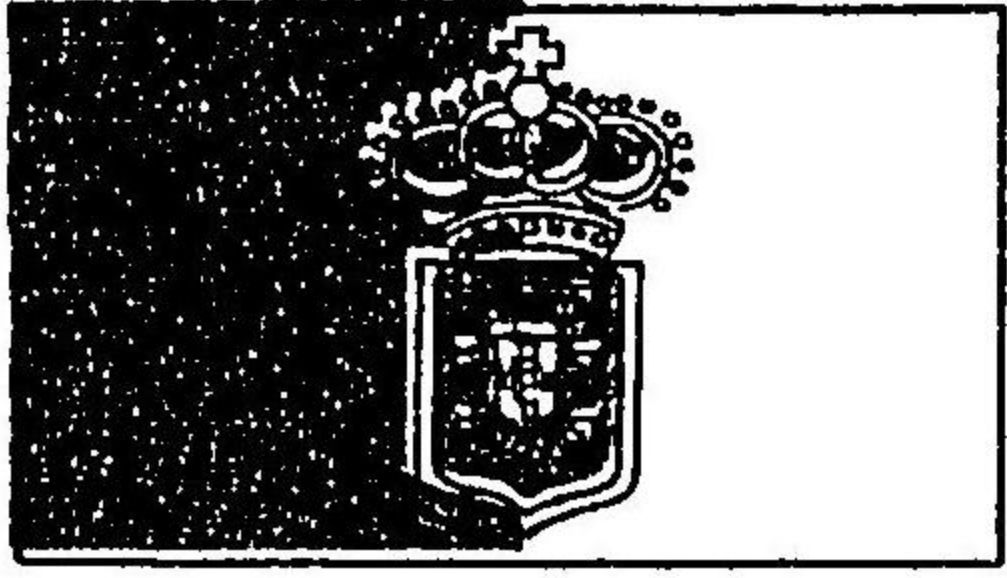
支那提督旗



支那分統官旗



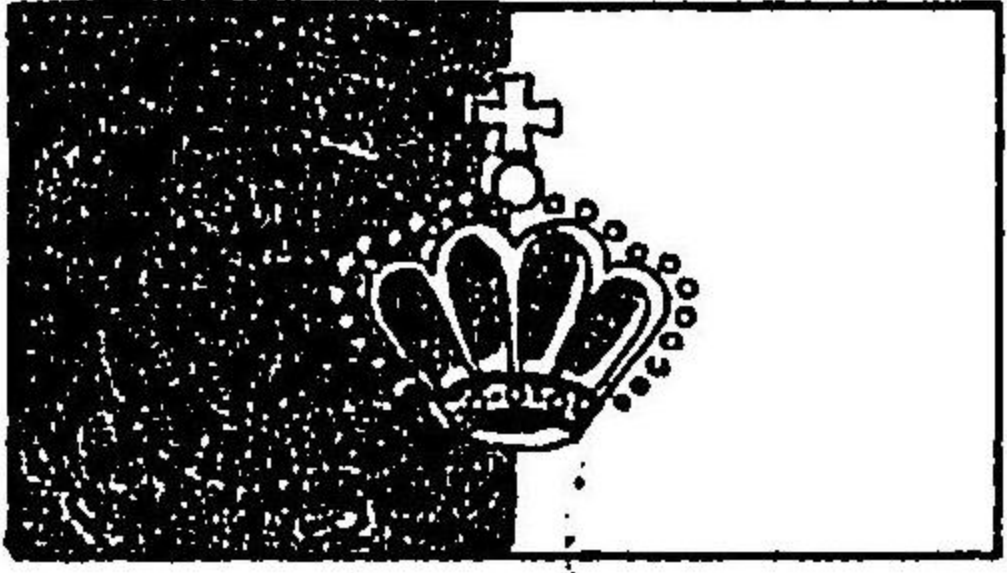
葡萄牙國旗



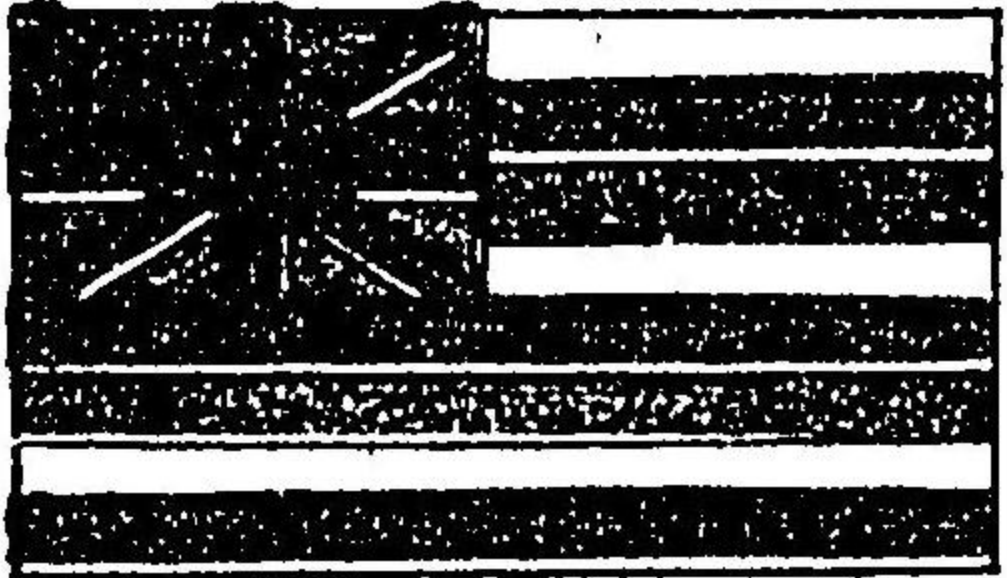
葡萄牙天皇旗



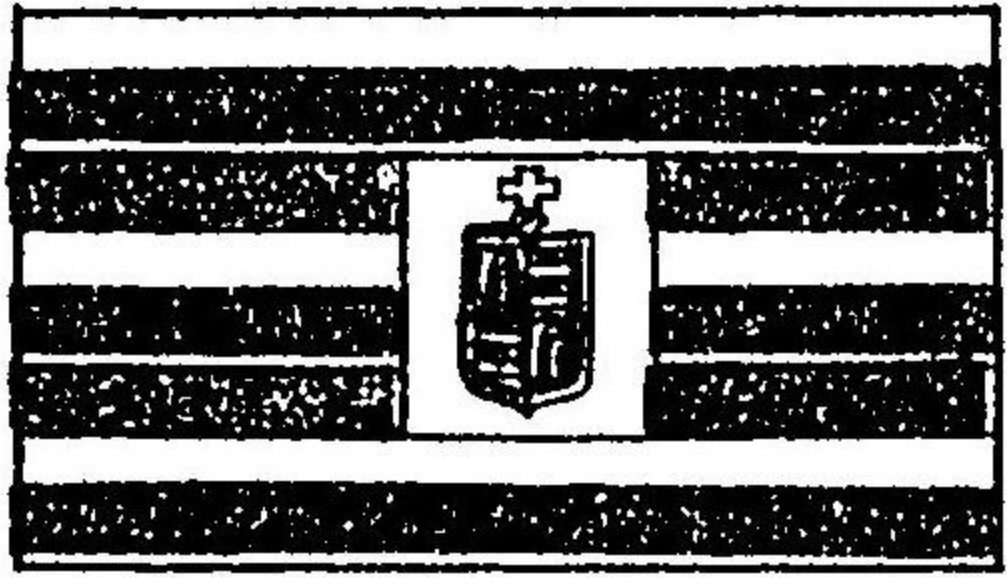
葡萄牙將旗



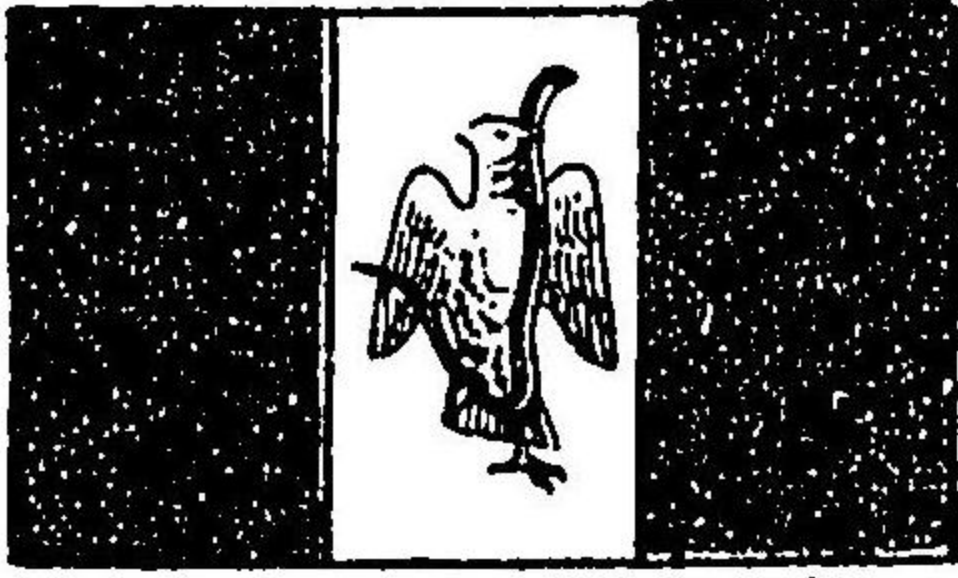
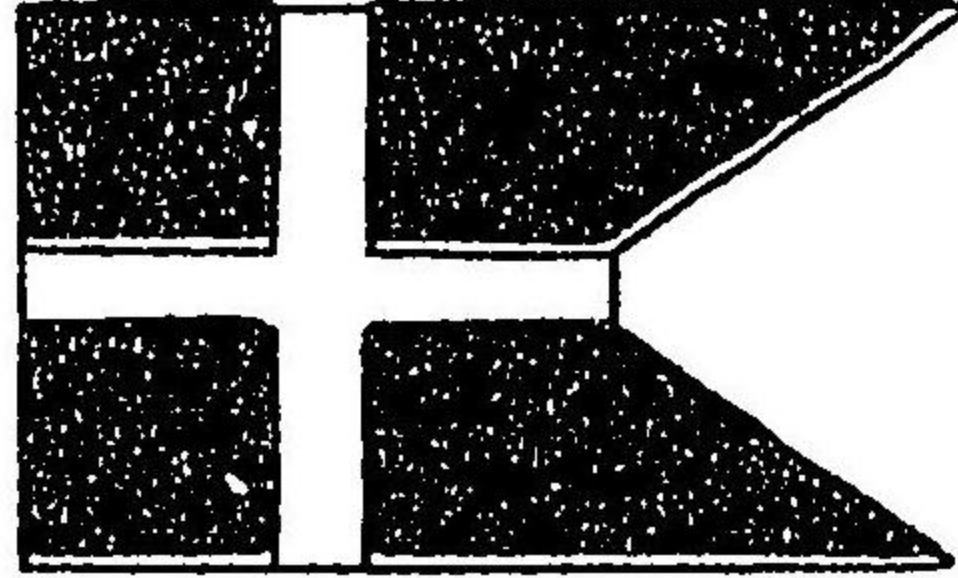
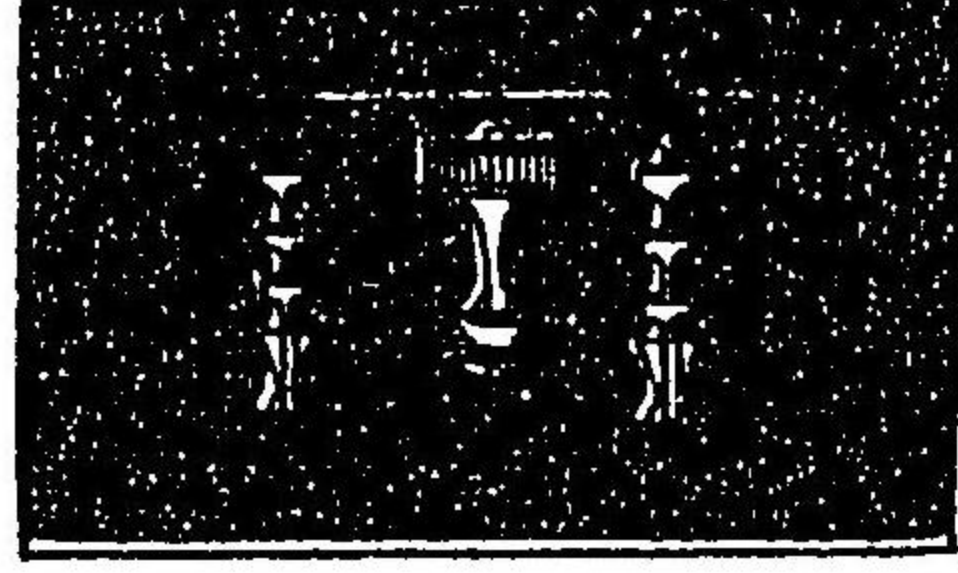
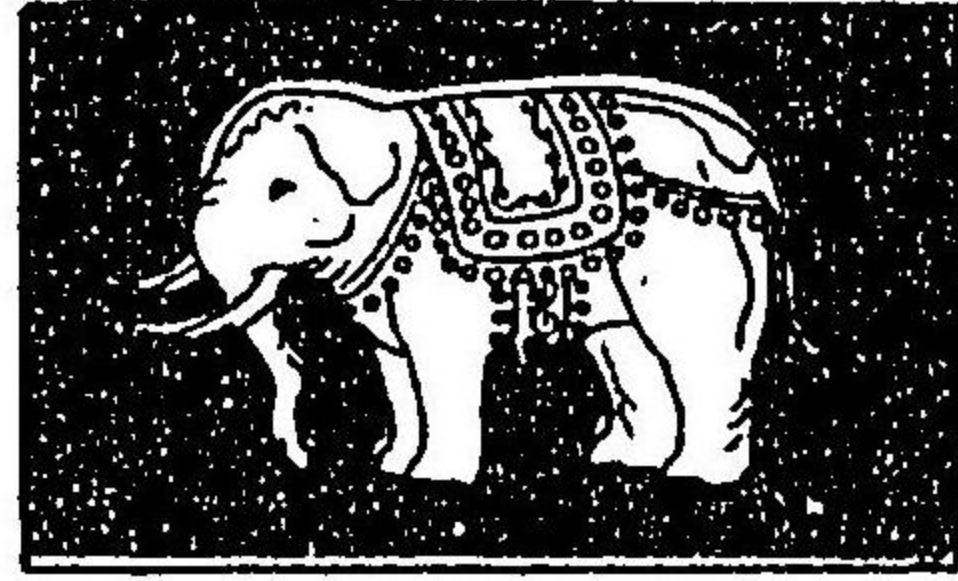
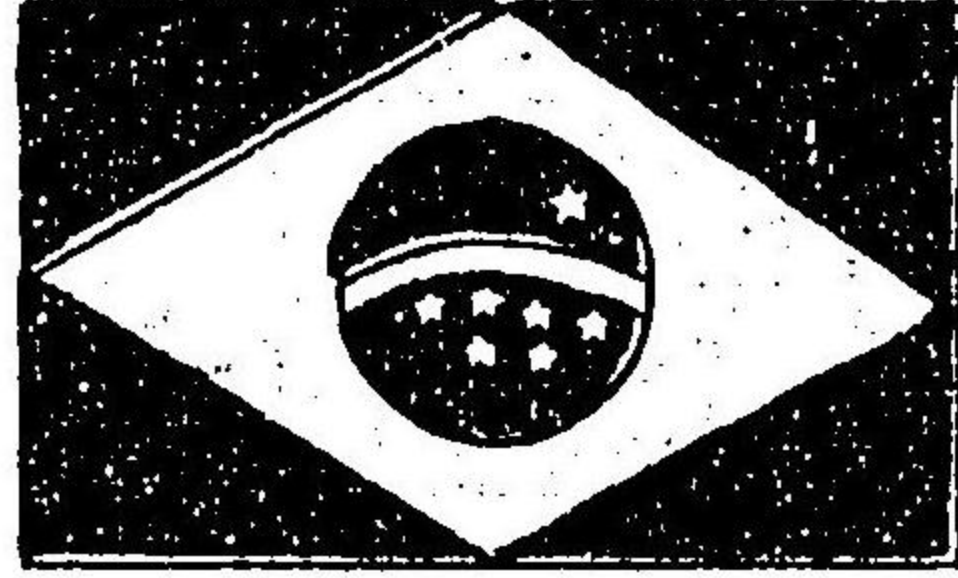
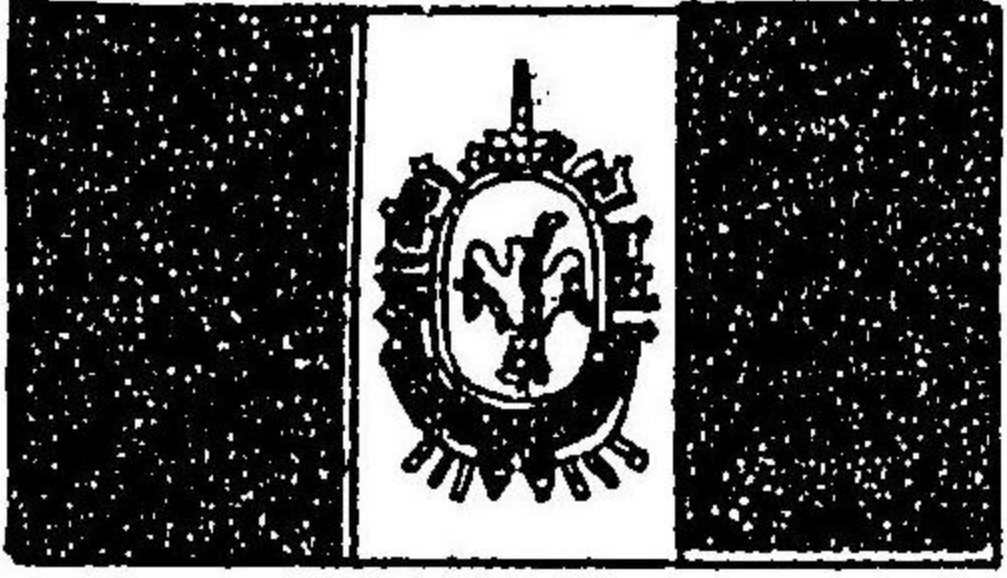
ハワイ國旗



ハワイ天皇旗



墨西哥天皇旗



伯利西爾國旗

暹羅國旗

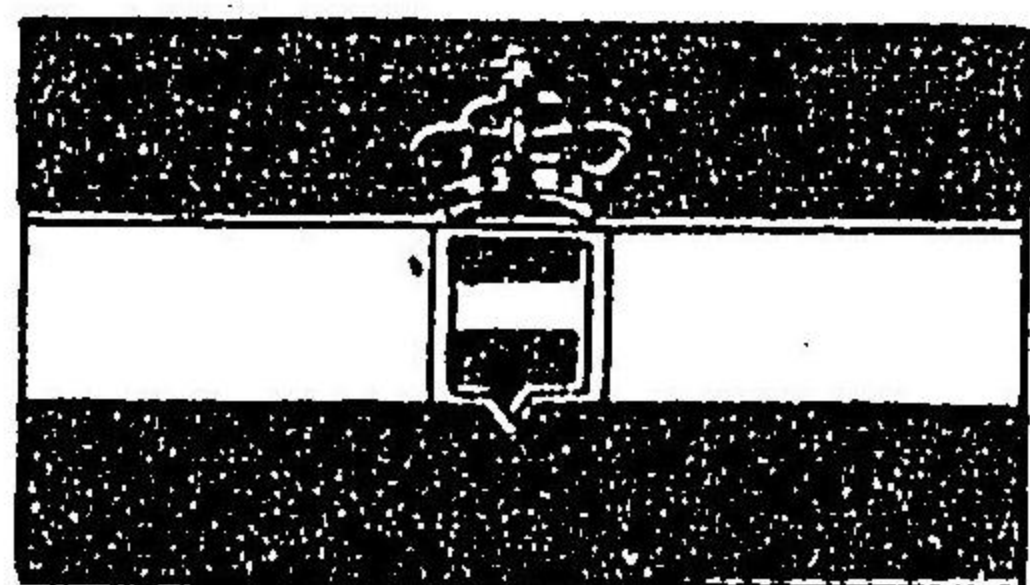
暹羅天皇旗

丁抹天皇旗

丁抹軍艦旗

墨西哥軍艦旗

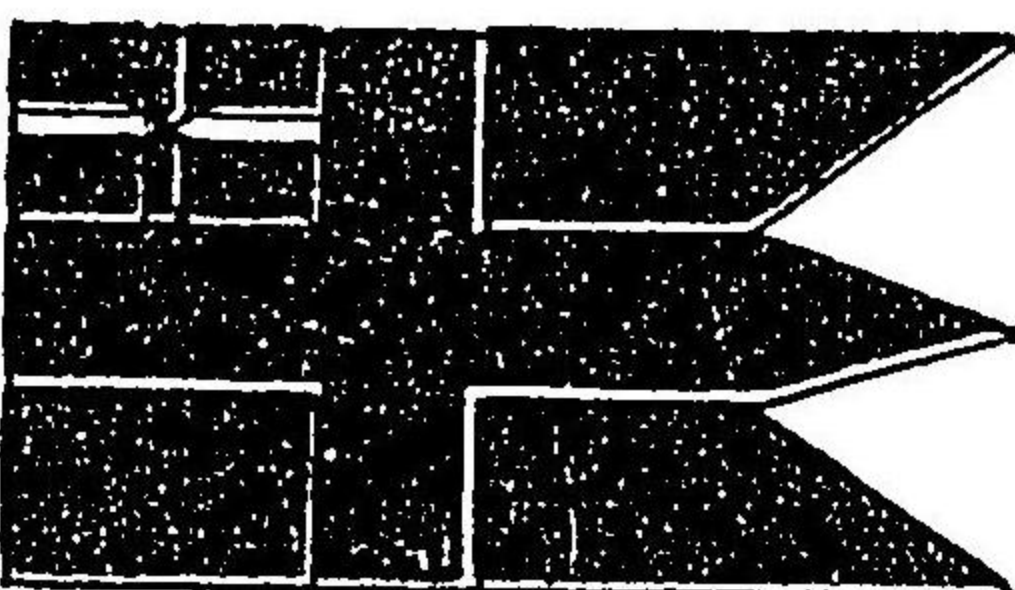
奧地利國旗



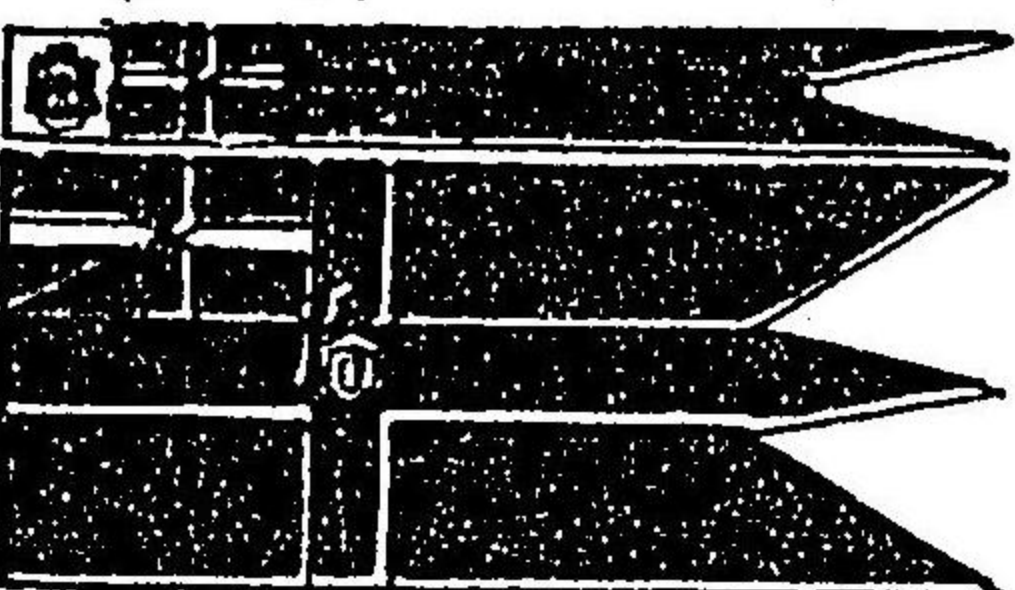
奧地利天章旗



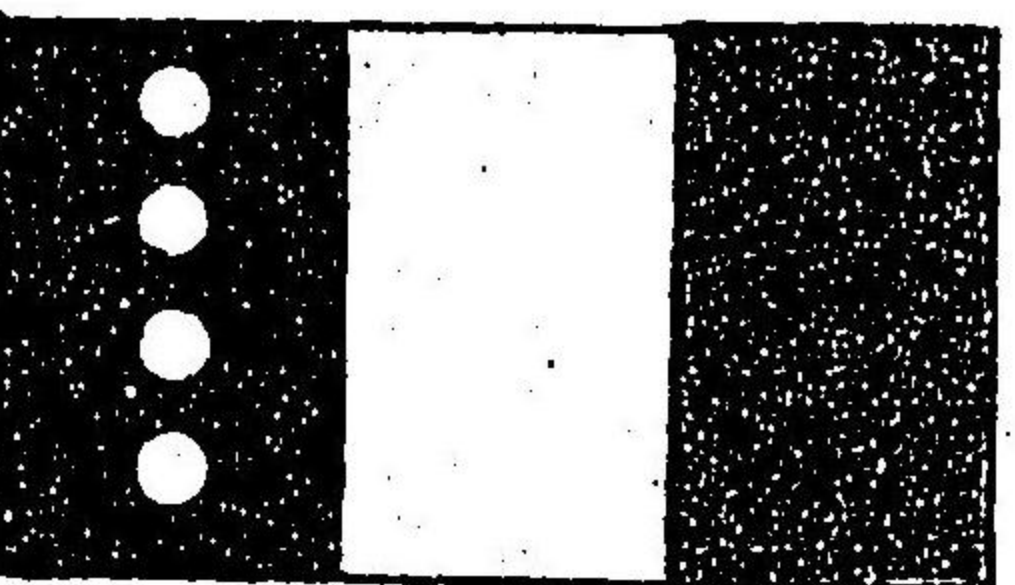
諾威國軍艦旗



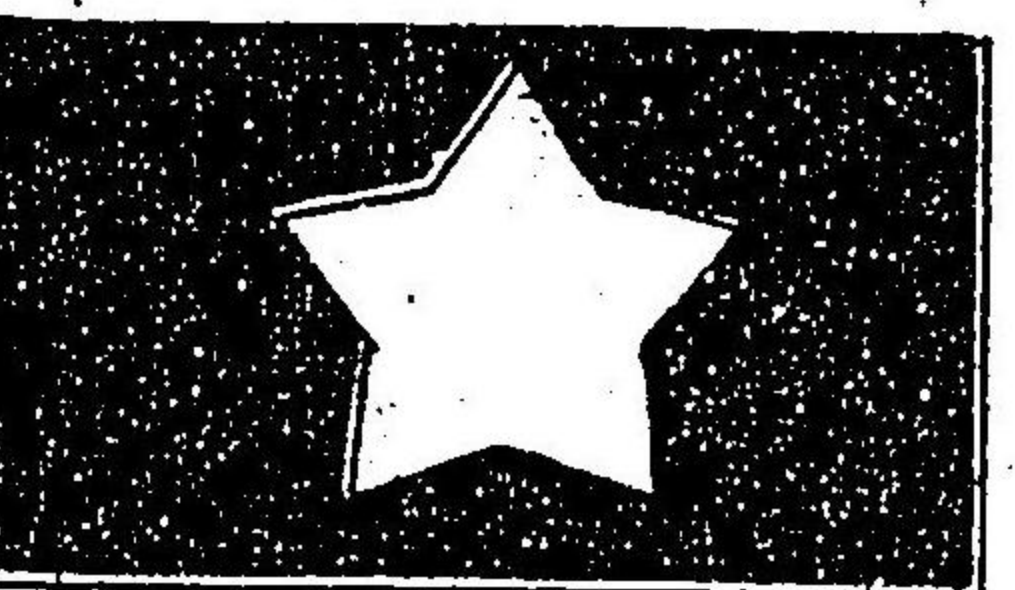
諾威國天章旗



白耳其國大將旗



コンゴ國旗



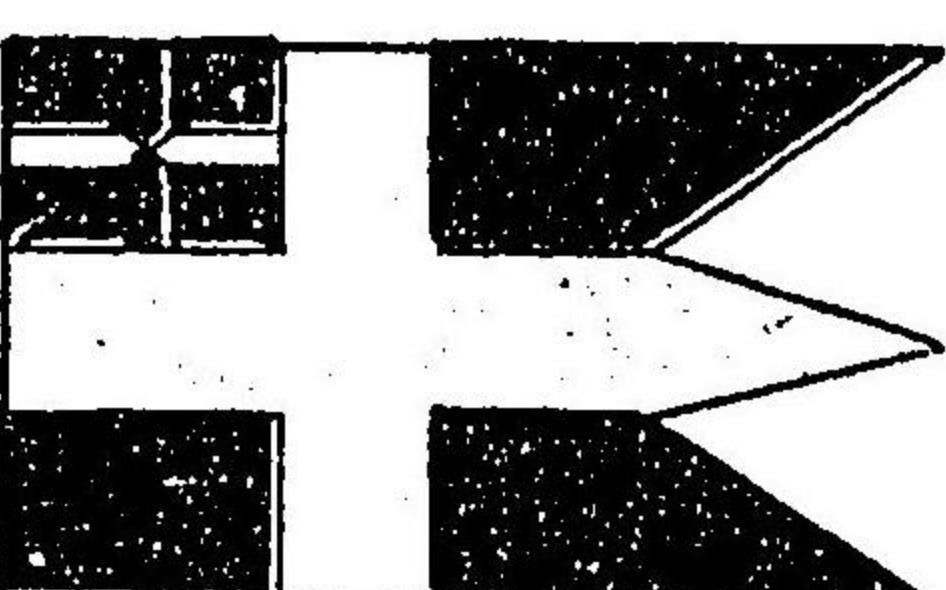
西班牙天章旗



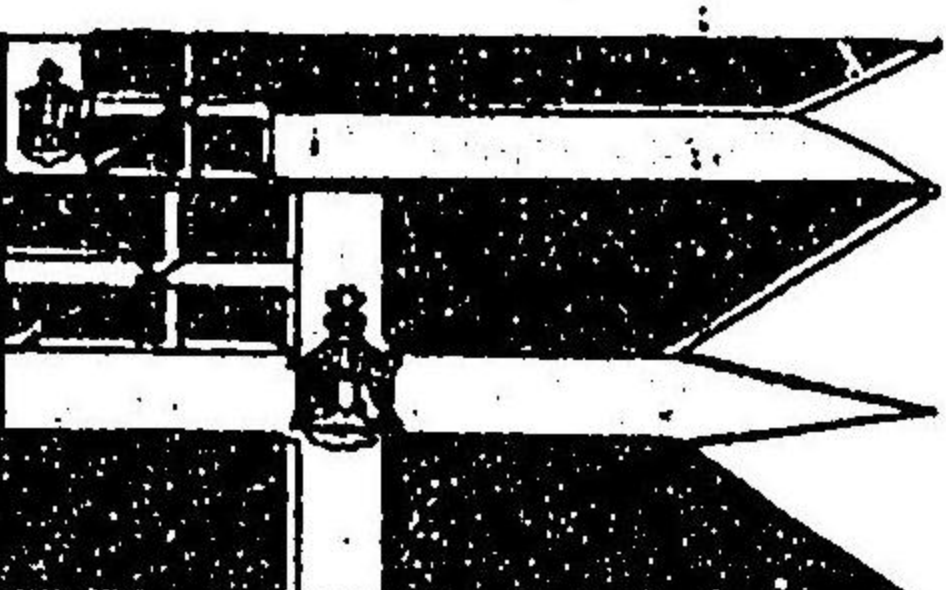
西班牙軍艦旗



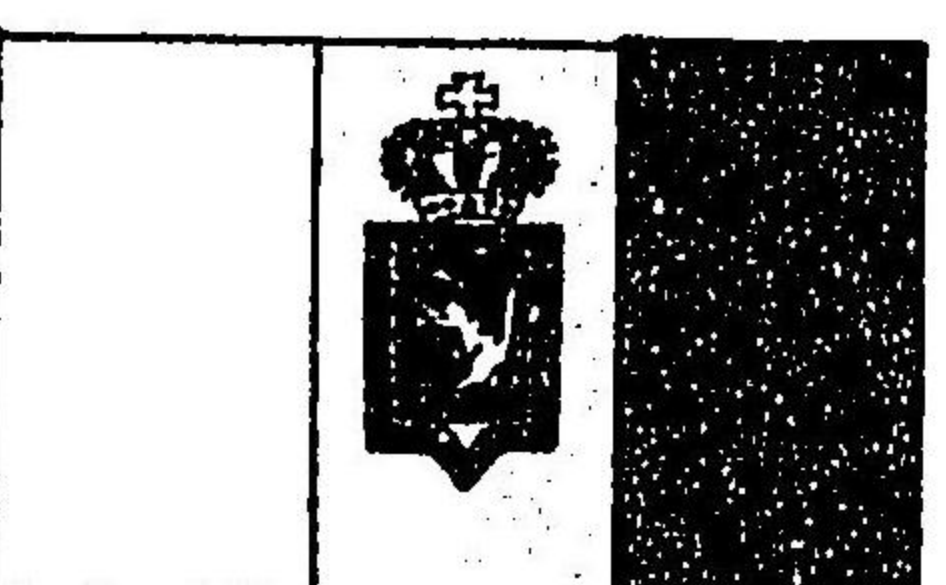
瑞典國軍艦旗



瑞典國天章旗



白耳其國軍艦旗



白耳其國天章旗



國旗序

凡そ國旗は、如何なる國のものにせよ、其國民を代表するものなり。是故に國旗を尊重するは、孰れの國民にありても異なることなし、殊に戰時にありては、國旗は國民榮辱の係りて存する所なり、假令ひ尊重せざらんと欲するも豈に得んや。果して然らば國旗の徽章の如きも、輕卒に確定し、若くは偶然に描出したるものにあらざるべく、必ず其因由する所なかるべからざるなり。試に我邦の國旗に就いて之れを言はば、是れ最も能く我國民を代表するものなり。即ち其日章は開國の神靈を表現し、又國威の發揚

二
する姿勢を意味し、思へば思ふ程趣味の多きを覺ゆるなり。笹倉新治氏嘗て國旗の記號を種々なる點より説明せる一篇の文を作りて、之れを余に示す。余其能く他人の未だ道破せざる所を道破せるものなるを奇とせり。頃ろ松波仁一郎氏亦日章の國旗を論ずてふ一文を草し、之れを太陽紙上に登載し、其現在に於ける世界の日本を表影するに尤も恰當することを論斷せり。余是等國旗に關する説明の極めて有趣にして又有益なるを感じつゝ、ある折から、石川榮司氏國旗と題する一卷の書を携へ來りて序を余に屬す。余披いて之れを覽るに我邦の國旗は勿論、廣

く各國の國旗に至るまで大抵擧げて説明せずといふことなし、之れを笹倉松波二氏の論に比すれば一層詳且つ密なりといふべし。余喜んで曰く、是れあるかな、是れ當に速に印刷に附し、廣く教育界に傳播し、以て目下の缺陷を充たすべきものなりと。抑々日章の國旗の何たるかを理解するは、やがて我日本の現状と將來とを自覺する所以なり。是故に國旗の説明の如き、眞に區々たる瑣末に屬するが如きも、其關する所、決して鮮少なりとせざるなり。嗚呼世界此の如く廣く、人類此の如く多きも、日章の國旗が人文發展上絶大の事件を豫言するものなるを知らざる

は何ぞや、直に思惟する所を述べて以て之れが序となす。

四

明治卅四年十月十一日

井上 哲次郎 識

國旗序

海法を講ずるには軍艦及び商船の性質を熟知せざるべからず。軍艦及び商船の性質を熟知するには其の組織の實質を研究すると同時に、之に掲揚すべき國旗及び軍艦旗の意義を研究せざるべからず。余の國旗の研究に従事したるは畢竟其の專攻の海法に至大の關係を有するに由るものとす。而して研究の歩を進むるに従ひて、益國旗の一國の國體と國權の伸長に關係することの大なるを覺りたるを以て、數年間海外諸國を巡歴觀察する際、細心各國國旗の其の國既往の建國史と、現在の國勢民情とに關する情況に注意して比較研究の資料に供すること、

したり。歸朝の後彼の情を我に比するに、我日章國旗の萬國に比類なき美觀たるに拘はらず、我國民の之に對する知識感情の豫想外に薄弱なるは憂國の士をして慨歎に堪へざらしむるものあり。因りて幾分たりとも其の研究の念を増殖せしめんと欲し、國旗に關する卑見を或は講演に於て、或は紙上に於て屢公表したり。然れども講演は聽者に限りありて汎く全般に及ばず、誌上の記載は往々讀者の不便を來すことあるを以て、將に海法論の一部として深く國旗を詳論するか、或は國旗論一卷を著はして國旗に關する各般の事項を概説せんことを欲したりしも、法學研究の爲めに日夜の時間を奪はれて未だ其の志

を果すを得ざりき。

偶、石川榮司君余を番町の寓に訪ひ、國旗の稿本を示して序を需めらる、通覽するに國旗に關する諸般の事項を洽く説述して、恰も余の爲さんとしたるものに合するのみならず、間々余の講演したる所を採綴して余の意見に同意を表せり。本書の如きは單に國旗に關する國民の知識を増進するのみならず、讀了必然の結果として人心を鼓舞し、愛國心を盛んならしむること明かなるを以て、余は世の風教に志す者の之を閲讀して益深く余輩と共に日章國旗の研究を爲さんことを望む。茲に序文を綴るに際して著者の如く熱心なる同志者を得たるを喜び、國旗に

關する卑稿を卷頭に掲ぐることを快諾する意を明かにす。

番町寓居にて

明治三十四年十一月十九日
松波 仁一郎

凡 例

凡
一、二千五百有餘年の歴史を有する我が大日本帝國の代表たる日章旗が、如何にして生れ、又、如何なる意義をもつかを知るゐらば、忠君愛國の精神は益々發展すべし。是れ余が、此の書を編纂したる所以の一なり。

一、今の如く列國國際上の關係複雑となりては、國民をして自國及び國境の觀念を強かしらむるは極めて必要なるべし。是れ亦余が此の書を編纂したる所以の一なり。

一、日本の位置を知らんとせば、勢い周圍の列國を知らざるべからず。外國人が、如何に其の國旗の爲めに苦心し、又、如何に其の國旗を尊重するかを知らば、愛國の精神は益々強かるべし。書中列國の國旗を説きしは此の必要あるによる。

凡

- 一、天皇旗及び軍旗のことは、等しく臣民が尊重すべき神聖のものにして、忠君愛國の精神を強からしむる重要な資料なるを以て、聊か書名にうはぬも余は謹みて本書に加へたり。
- 一、旗の意匠及び色彩の品評は、東洋的にあらずして寧ろ世界的と云ふべきか。例へば、黄色の解釋の如きも西洋にては褪色とせしも東洋にありては概して、盛色に用ゐらるゝものにて、國旗の意匠上に此の色を用ゐしは、或意味の外に配合の美をも含まれ居るべし。讀者幸に教へを垂れよ。
- 一、黄色と金色とを區別して考ふべしとは、本書脱稿の後、松波博士に聞くところ、書中此の事を記さゞりしも誠に至當の説なり、是れ亦、讀者の併せ考ふべきことなり。
- 一、御紋章の、花瓣の中心に嵌合せる軍旗の、光線の發射の如きは、我が國特殊の意匠にて、實に貴重のものなり。之を國民心を一つ

例

凡

- 一、にして君主に盡し、君主の恩威國民に波及するものと解釋せしは佐原氏なりとて、井上博士は余に語られたり。本書此の事を記さず、讀者併せ考ふべし。
- 一、本書中松波博士の講演に得るところ頗る多し、余は茲に特筆して博士に感謝す。又本書編纂に就きては友人下村三四吉君は多くの便宜を與へられたり、是亦同君に感謝す。

明治三十四年十一月十五日

編者識

此書十一月三日を以て發行すべく印刷に
 附せしも其後校訂に時日を費したるを以
 て明年一月一日發行のこゝ、定めたり

主要なる参考書目

- 一、小中村博士の 陽春蘆雜考
- 一、黒川博士の 御紋章考
- 一、東京帝國大學に於ける 松波博士の講義
- 一、島津家藏版の 島津齊彬公
- 一、偕行社藏版の 愛國精神談
- 一、海軍省藏版の 海軍歴史
- 一、圖書館所藏の 各國國旗名鑑

此外内外歴史、文明史、人類學、辭典、故實書等數種

教授資料

國旗

目次

口繪 各條約國々旗軍旗 皇族旗

第一章 緒言……………一

第二章 國旗に關する概論

 第一節 國旗に含まれたる意義……………四

 第二節 國旗の威嚴……………一〇

 第三節 國旗と國境とに對する國民の觀念……………一四

 第四節 國旗に對する國民の觀念と感情と……………一八

 第五節 國旗と愛國心と……………二四

 第六節 國旗と國權との關係……………二七

第三章 旗及び國旗

第七節 旗の起源……………三〇

第八節 旗の變遷……………三三

第九節 旗の制式……………三八

第十節 旗の徽章及び旗に對する民人の感情……………四三

第十一節 旗と國旗との關係……………四五

第四章 大日本帝國の國旗

第十二節 大日本帝國の國權と日章と……………五〇

第十三節 日章旗の由來……………五二

第十四節 日章旗の威嚴……………五六

第十五節 日章旗の取扱方及び之に對する敬禮……………五九

第十六節 日章旗に對する國民の美的觀念……………六一

第十七節 國旗の國民教育に對する關係……………六六

第五章 天皇旗

第一節 天皇旗の起源及び由來……………六九

第二節 天皇旗の徽章……………七一

第三節 天皇旗の尊嚴……………七三

第四節 天皇旗に對する敬禮……………七四

第六章 軍旗

第五節 軍旗の起源及び由來……………七六

第六節 軍旗授與式……………七七

第七節 軍旗の守護及び軍旗祭……………八〇

第八節 軍旗の尊嚴……………八二

第九節 軍旗に對する軍人の赤心……………八四

第十節 軍旗の名譽……………九四

第十一節 軍旗に對する敬禮……………九六

第十二節 軍旗に對する國民の觀念……………九八

第十三節 軍旗の國民教育に對する關係……………九九

第十四節 軍旗に對する國民の美的觀念……………一〇二

教授資料 國旗目次終

教授資料 國旗

第一章 緒言

石川榮司編

吾人が平生用ゐる所の衣服什器等には、定まりたる紋章の附せられたるあり。之を定紋と名づく、これ、もと吾人が祖先の定めたるものにして、家々其の紋様を異にし、子孫代々之を承け用ゐて、敢て恣に改作し、若しくは、變更すること能はざる習慣となり居れり。此の紋章は。今日にありては。一種の裝飾たるに過ぎざる如く思はるれど、其の由來を考ふれば、實際上甚だ必要なるものにして、其の用途の主なるもの二様あるを知る。即ち、衣服、服紗、帳幕等に附くる定紋は、自己の品格を保つと共に、相手に對して敬禮の意をあらはすものにして、重箱、提燈、挾箱等に附くるは、主として、其の何れの家の

所有物たるかをあらはすものなり。是れ、冠婚葬祭の儀式には、必ず定紋ある衣服を着用し、一家の貴重なる什器等には、必ず其の家の定紋を附するを常とする所以なり。一家に定紋の必要あると同じく、一國にもまた紋章を定むる必要あり。ことに一國にありては、其の必要を見ること、一家に於ける紋章の比にあらず。國旗は即ちかゝる目的により、一定の制式に従ひて、作られたるものにして、獨立せる國には必ず此の設けなきは無し。而して、定紋の、家々其の紋様を異にすると同じく、國旗も、また、其の所屬の國の異なるに従ひて、其の形狀徽章色彩等を異にす。されど其の用途に至りては、定紋の、家々其の用を異にせざると同じく、各國の國旗、何れも其の用を等しうせり。今、其の用途の主なるものをいへば、皇室、若しくは、國家に關する祝日祭日にあたり、或は、臨時に、皇室に關する御慶事、若しくは、國家に關して慶賀すべき事項の起りたるに、國旗をかゝげて、門戸を飾るは、内國に於ける普通の用途にして、又公使館、領事館にて、常に、竿頭に高く國旗をかゝけ、或は、洋海を航し、若しくは、他國の港灣に入る船艦の頭首に、常に國旗をかゝぐるなどは、外國に於ける普通の用途

なり。而して、前者は、臣下の本分、國民の義務として、一定の標章によりて祝意を表するものにして、後者は、各國おのゝ自國の國旗をかゝぐることによりて、物件の所屬を明らかならしむるがためなり。かくの如く、國旗の用途には、内國及び對外の二つあり、而して、殊に、ふかく、國民の感情を惹くは、後者なるべし。但し、常に、内地にのみ在るものは、國旗の翻るを見るも、唯だ、皇室、若しくは、國家に關する慶事を表するものと思ふ外、別に特殊甚深の感情を起さざるべきも、一旦、萬里の波濤を越えて、知るものもなき他國に行き、其處にて、自國の懐かしき國旗の中天に翻るを見れば、何人も、一種いふべからざる感情の胸に湧き出づるを覺ゆべし。以上述べ來たれる所は、唯だ、國旗に關する解釋の一斑に過ぎず。なほ、仔細に、之を研究するときは、國旗の由來、及び、之に含まれたる意義等を明らかに知ることを得べく、其の結果として、國旗の、國民教育上唯一の教授資料たるべき價值あることを發見すべし。乞ふ、以下順次に之を述べん。

第二章 國旗に關する概論

四

第一節 國旗に含まれたる意義

國旗は一國を表彰して、其の國の國體、國風、及び、國民の精神、抱負等をあらはすものなれば、國によりて其の徽章の種類、色彩等を異にするは當然のことなり。而して、其の徽章、色彩等には、何れの國の國旗も深き意義を含めるものにして、其の意匠の根據は、其の祖先の常に懷抱崇拜したる理想的天象、地象、或は、神佛の尊號、靈的動物の形狀、或は、統一の象、或は比喩の象、或は、其の國家及び帝室に因める故事上の書畫等にあるを常とす。例へば、日を畫き、月を畫き、星辰を畫き、草木を畫き、其の他鸞、象、黃龍、神鷹、十字形を畫けるが如き、皆然らざるはなく。我が國の國旗に印せる太陽、即ち、日章の如きも、亦、實に、我が祖先以來の理想的天象に外ならず。今其の基づく所をたづぬるに、遠くは、皇祖天照大神の明德を、太陽の輝々として世界を照らすに比し奉りて、靈威光華明彩六合に照徹すと稱へ奉りしに起り、また、代々の天皇は、

すべて、日の神の後裔にましまして、その皇徳の世と共にいよく輝きわたれることまさに日光にもたとへつべしとの思想より起これりと云ふ。又、一説には、我が國は、日出づる處に近く位し、日の本、即ち、日本て吾國號あるに基づきて、此の徽章を用ゐたるものなりともいふ。而して、かゝることは、獨り、我が日本の國旗のみにはあらず、他の諸外國の國旗も、皆それぞれに深き意義を有せり。左に其の主なるものをあくべし。支那の國旗に用ひたる黃龍の意匠は、即ち、支那國民の常に理想とせる靈的動物を表彰せるものなり。漢土に於ては龍は、古より王者に喩へられたる靈獸にして、玄妙不可思議なる靈力を有するものとせられたり。黃龍珠を獲んとする所を畫ける意匠は、此の旗の、天下を従ふることの容易なる、まさに黃龍の、よく珠を取るが如くなるべしとの意義に基づきたるものならん。

英吉利王國の國旗に用ゐたる徽章は、圖に示せるが如く赤色の正しき十字の上に對角線にひきたる紫白二條の十字形を重ねたるものなり。而して形狀はかくの如く簡單なれども、其の意義は甚だ深くして歴史上に重大なる關係を有するものなり。抑、英吉利王國

は、大不列顛、蘇格蘭及び、愛蘭土、の三國より成立せる國にして、曾ては、各國、何れも、其の國固有の國旗を有したりしが。已に聯合して一の王國を組織せる上は、別に此の新王國を表彰すべき國旗を定めざるべからずといふ理由によりて、現今用ゐる所の國旗を制定するに至れり。さて、かく英吉利王國は三國の聯合より成れるとなれば、其の新國旗には三國合一の意義を寓せしめざるべからず。しかも各國の國民は、いづれも自國從來のものを用ゐむと望むるべく、其を跡形もなきものに葬り去るは、人情の忍びざる所なるべし。英吉利王國の國旗は、かゝる關係の間に制定せられたるものにして、其の紅白紫の十字の各々は、いづれもさきに一國の國旗の徽章たりしものなり。之を營ふれば、十數年前、我が國の自治制を實施せし當時、數箇或は十數箇の町村相合一して一の新村を組織し、之に新しき名稱を附するにふたり、各町村皆其の舊名稱を廢棄するに忍びざる人情より苦情を出し、終に、其の町村中最も有力なる町村の頭字を組み合はして新村の名としたる如し。

今、進みて英國國旗の成立せし次第を記さん、さきに英蘭土とウェールスとの二國、

まづ、合して大不列顛となりしや、其の國旗は、英蘭土固有のものをを用ゐること、せり。其の徽章は、白地に赤十字の四端を長く旗の縁まで延ばしたるものにして、もとセントジョルジといへる英蘭土の高僧に縁あるものなりき。されば、英蘭土は自國の旗章を失ひたるウェールス國の民心を慰諭せんが爲め一の政畧を案出し、英國の皇太子を、更にウェールスの守として、プリンス、オブ、ウェールスと稱したりき。次に、合併せられたるは、蘇格蘭にして、其の國にては元セント、アンドリュウと稱する薄藍地に白色の十字を對角線的に記したる國旗を用ゐたり。セント、アンドリュウはセント、ジョルジと同じく蘇格蘭の高僧なり。最後に合一せられたるは、愛蘭土にして、其の固有の國旗はセント、パトリックと稱し、白地に赤色の十字を對角線的に記したるものなりき。セント、パトリックは愛蘭土の高僧なり。此くの如く大不列顛、蘇格蘭、愛蘭土の三國は各、固有の國旗を有せしが故に其の聯合するや、合議の結果、三者の國旗徽章の一部づつを取りて終に、今日の如き込み入りたる國旗を制定するに至れり。此の國旗をユニオン、ジャックと稱するは、三者を聯合せるが故なり。

獨逸帝國も其の國の組織の單純ならざるより、其の國旗も、また、自然に複雑深長なる意味を有するものなり。初め、普魯西亞が聯邦の盟主となりて、獨逸帝國を組成せる時にあたり、普魯西亞王は帝國の國旗として、新に、現今用ゐる所の黑白赤の三色より成れる旗を制定せり。蓋し普魯西亞從來の國旗は、黑白の二色より成れるものなりしを以て、聯邦中の他の國は之を見て普國が其の固有の國旗を探り長く後世に傳へんどの野心より出でたるものとし、いたく攻撃を試みたり。

されば當時の陸軍大臣は此のはからざる攻撃に接してさる深き理由ありしにあらすして唯だ一時の思ひ付きのまゝに組み合はせたるものなる旨を辯じていと曖昧なる答辯をなし、が、已にして不思議にも、此の三色旗が聯邦の民心を満足せしむるに足るべきものなることを發見せり。即ち黑白の二色は、盟主なる普魯西亞の國旗を表示すると同時に兼ねてバイエレンの藍白旗とサクセンの綠白旗とを表示し、また、フュルテンベルグの黒紅旗、ハンブルグの白紅獨立市旗、及び他の聯邦の固有の國旗の色は、悉く此の三色中に含まれたり。此の事發見せらるるに及び、民心始めて穩かなるに至りきと云ふ。是れ

今日獨逸人の世界に誇るシュワルツ、ワイス、ローターの國旗の成立せる次第にして、さきに北清聯合軍の清國と戦ふにあたり、獨逸皇帝が元帥ワルデルゼーを送り、此の國旗を汚すものあらば、假借なく、之を廢懲せよといひて、其の行を壯にしたるものは、即ち此の國旗なりき。

其の他、北米合衆國の國旗の並行せる、赤白十三條の線を測せるは、かの、一千七百七十六年獨立當時の州數を永久に傳へんが爲めにして、其の上部の一隅に四十八箇の星の羅列せるは、現今の州數をあらはせるものなり。又佛蘭西の國旗の三色の縦に並べるは、共和革命の當時、人心を興奮せしめたる自由、平等、博愛の三主義を表せるものなりと云ふ。何れの國の國旗も、其の制定せらるる迄には趣味ある長さ歴史ありて、それづくに特種の意義を有するを知るべし。

國旗に含まるる意義は管其の徽章にのみ存するにあらずして、色彩もまた一定の意義を有するものなり。例へば、白色は神聖なる理想を表はし、平和と順從との意を有せるを以て、二十七八年の役、牡丹臺の戰闘なりし時にあたり、臺上に白旗の立てられたる瞬

間に砲火の熄みたる、セダンの戦に、軍使の擁立し來たりし白旗を見て攻撃を止めたるが如き、以て白色の性質を知るべし。赤無地は激烈勇壯の色にして危険の意を表示するものなり。かの射的場の一角に赤旗を立て、停車場のシグナルの半面に赤色を用ゐるは之が爲めなり。黄色は、兇咀の色、また、疾病の色なり。檢疫官の腕章に黄色の布を用ゐるは、之が爲めなり。黒色は陰鬱の色にして明瞭ならぬ意を表示す。喪中或は腕に黒色の布を縫ひ付け、黒布を以て國旗の一片を蔽ひて哀悼の意をあらはすは之が爲めなり。又青無地は繁盛の色にして、また、變化あるを表示するものとす。國旗を制定するにあたり、各國、何れもよく其の色彩の配合に注意することまことに、いはれなきにあらず。また、我が國旗の徽章が勇壯の意を含める赤色を包圍するに平和靜謐の意を含める白色を以てせるは、まことに品高く、味ひ深き配合といふべきなり。

第二節 國旗の威嚴

前に説きたるが如く、國旗は、其の國の成立、國體、及び國民の精神、抱負、希望等國

家民族の理想に關するあらゆる要素をあつめて之に形象を附與したるものにして、一國神髓の代表者ともいふべきものなり。換言すれば、國家理想の客觀的形象を取れるもの、民族の精神を外界に投げ出だして可視的形態を具へしめたるものに外ならず。國旗は、かくの如く國家國民を代表する者なるを以て其の國民に對するや飾る所なく隔つる所なく、國民の之に對するや、また、愛情を以て之を迎へ赤心を以て之に盡くさんと欲す。其の關係の親密なる、二者の間に毫も城壁の設けあることなし。各國民が其の國旗の赴く所に従ひ、海となく陸となく死を效して悔ゆることなきは、即ち、赤心を以て國旗を愛護する所以にして、國旗が波濤萬里の外に出で、或は陸上に或は海上に翻騰として風になびけるは、即ち、國家を代表して吾人國民を保護するなり。平常國內にのみ在るものは、已が國旗に對するも常の事として、特に感情を惹き起すことなかるべけれども、一旦住み慣れたる故國を辭して、風俗人情等を異にせる異域にゆかんか。其の自國の國旗に接するや、まことに懐しく慕はしく、一種いふべからざる情緒の油然として胸底に湧き出づるを感すべし。たとへば、桑港、或は、布哇にありて、日頭さびしく暮

十二
 らせる我が邦人が、一日汽船の發着する灣頭に立ちて、橋頭に我が國旗の翻るを見れば、あだかも久しく相見ざる父母兄弟親友にのみひたるが如き心地して、身は宛も故山に在るが如く感ずべし。此等のことは、海外に在る者の、常に親しく經驗する所にして、人情まことに、しかあるべきことなり。

國旗は、かくの如く、親しむべく愛すべきものなれども、之と共に親しみて狎るゝこと能はず、愛して溺るゝこと能はざる一種の威嚴を具ふ。是れ、國旗の國旗たる所以にして、國民たる者の知らざるべからざる所のものなり。

抑も、國旗は何れの國のものたるを問はず、決して一朝一夕の思ひつきにて成れるものにあらず。其の由りて來たる所、多くは、遠く國家成立の時にあり。されば國家が、建國の當時より種々の變遷沿革を経て今日に至れるが如く、國旗も、また、國家と共に幾多の變遷沿革を経たりといふべく、しかのみならず、國旗は國家の受けたる種々の變遷沿革を記録して長く後世に傳ふる性質を有するものなり。たとへば我が國の日章旗が二千五百餘年の遠き昔に其の根ざしをあらはして今日に至れるが如き、米國の國旗が獨立

戰爭に因み、加之其の後の變革を星記するが如き、即ち是れなり。其他、何れの國の國旗も、皆、それづくに、特殊の歴史を有せざるものなし。されば、國民たる者の國旗に對するや、必ず、其の國國旗以來の歴史を追懐し、或は代々の聖徳の遺澤を思ひ、或は誠忠君に事へ、死を以て國を護りし祖先の辛苦を憶ひ或は血を以て理を争ひたる忠臣の遺勳を思ひ出だすなど、國旗に含まれたる種々の事柄を呼び起して、知らず識らずの間に尊敬の念の止みがたきを感じずべし、これ國旗に親しみて狎るゝ能はず、愛しておぼるゝ能はざる威嚴あるが故に非ずして何ぞや。神聖にして犯すべからざる威嚴あらずして何ぞや。而して斯くの如く神聖にかくの如く威嚴あるもの、實に、國旗が建國以來の光榮ある歴史によりて國民の上に君臨するが故に外ならず。

かくの如く神聖に、かくの如く威嚴ある國旗に對し國民たるものは、須らく、愛情を以て之に接し、赤心を以て之に盡くさいるべからず。たゞ、自國の國旗に對して、しかするのみならず、また、外國の國旗に對しても相當の敬禮を施すべきは、交際上缺くべからざる禮なり。

第三節 國旗と國境とに對する國民の觀念

十四

一の國土と他の國土との間には、多くは、丘陵、河湖、海洋等、の自然的堡障の兩國を分かつあり。之を兩國の境界といひ、また、國境といふ。國境にかゝる自然的堡障なき處にては、兩國合議の上にて、其の境界線を設くるを常とす。蓋し、國とは、地上の一部を畫して他と相分かつ所以にして、國境なき國の存せざることは何人も疑を挾まざる所、從ひて、已に國あり、一國を成すとせば、必ず四圍の國境を聯想せざるを得ざるなり。されば何れの國民も、自國の國境に關する觀念なきものはあらざるべけれど、國の位置、地勢等の自然的形勢及び、外交に關する人事的事項の如何によりて、國民の國境に對する觀念には自から厚薄の差なきと能はず。

蓋し、國民の國境に對する觀念の厚薄は、まことに、其の國の盛衰興亡に關係すること甚だ大なるものなり。思ふに支那國民及び又我が日本國民の如きは、比較的、國境に對する觀念の幼稚なる國なり。是れ、要するに、支那は其の境域尨大に、また、自然

の地勢に據りて國を成せるが爲め、他國の、容易に之を侵すこと能はざりしによりしなるべく、我が邦は、四面環らすに海を以てして、其の國境の他國と近接せざると外國との交通中絶せしとによりしなるべし。されど時勢は此の兩國のながく同一の状態に止まることを許さず、物變り星移る間に外交上の事件も漸く多きを加へ、國境に對する觀念も大に發展せざるを得ざる氣運に向かへり。支那近世に於ける度々の外寇の如き、實に支那人の國境に對する觀念を自覺せしめつゝあるものといふべし。又我が浦賀灣頭に於ける一發の砲聲は我が國民の惰眠を攪破したるものにして、我が國民が此の時より、遽かに國境に對する觀念を自覺し、其の結果として鎖國攘夷といふ無謀の舉に出でたるなり。彼の近藤重藏が、狂瀾怒濤を冒して千島に航し、魯領の標柱に代ふるに、我が大日本帝國領地の標柱を以てしたるが如き壯舉は、實に國境に對する我が國民の觀念の明らかになりしことを證して餘りあるものなり。

さて、國民の國境に對する觀念の厚薄は、また、密接に國旗に對する觀念に關係するものなり、即ち國境に對する國民の觀念、淺薄なる時は、從ひて、國旗の必要を感ずること

と少なく、また、國旗に對するすべての觀念も淺薄なるべきは、理の見易き所なり。試みに鎖國時代に於ける我が國民の國旗國境に關する觀念と開港後に於ける觀念とを比較せば、思ひ半ばに過ぐるものあるべし。彼の、幕府が艦船徽章を制定せし時にあたり、異國船の徽章に紛れざるやう云々の文辭を布告せしが如きは、實に、國旗國境に對する觀念の重んずべきものなることを知らしめたるものにして、それより、我が國民の之に對する觀念は漸次に明かなるに至れり。蓋し國境は國と國とを分かちて一國を成立せしむる所以のもの、而して國旗は一國を代表する目印なり。國境に對する國民の觀念と國旗に對する國民の觀念との密に相關すること、問はずして知るべし。

眼を放ちて、歐洲諸國民の國境に對する觀念の淺深如何を見るに、いづれの國民も、其の觀念の、深く、且つ、盛んなること、吾人の豫想し得ざるものあり。中にも魯西亞國人と佛蘭西國人とは其の最も盛んなるものなりと云ふ。蓋し、普佛兩國の境界の、劃せらるゝ所は坦々たる平地なるを以て一步右すれば獨逸、一步左すれば佛蘭西なり。されば其の境上に於ては、兩國何れも其の防備を嚴にして、今現に戰線の境上に立つかの如

くに、砲列砲口を對峙せしめ、一號令下れば瞬時炮火相見えんとの意氣込あり。其の狀實に虜に粟の生せざるを得ざるほどなりといふ。従ひて、其の國民の國旗を重んずること甚だしく、國旗の榮辱は取りも直さず國家の榮辱存亡なりと思へり。故に、彼等は一朝平和破れたらん時は、平生敬抱せる國旗の下に立ち、血を以て其の國境を争はんとの覺悟を有し、又、あらん限りの心血をそそぎて、國境を護り、以て、國旗の光を、一層輝かしめんと希望を抱けりといふ。歐洲列國國民の國境及び國旗に對する觀念の盛んなること、誠に感すべきにあらずや。

他の歐洲列國中、國境に對する觀念の特に、盛んなるは、露西亞なり。露西亞は諸事、すべて軍隊的の制を執るを主義とするが故に、旅行券に關する制度甚だ嚴しく、旅行者をして其の繁雜に堪へざらしむと云ふ。こは歐洲大陸の數々國を貫通せる大貫鐵道に乗りたる者の、親しく聞睹する所なり。人若し、大貫鐵道に乗じて露國內を旅行すれば、汽車内にも軍隊的方式によりて切符は勿論荷物に至るまで、一々取り調べらるゝを常とす。又、汽車、進みて境上なる停車場に停まれば、税關の監吏出で來たりて、乗客

の荷物を検査すると甚だ嚴重なり、漸く露領を經過し、汽笛一聲境上を出でて獨逸の地に入れば茲に、叮嚀なる獨逸税關の監吏と親切なる獨逸驛夫に迎へらるべし。其の時の心地は、實に地獄を出でて極樂に入りたるかと疑はるとぞ。若し、其の乗客にして、獨逸の國民ならんか。其の検査嚴重なる露境を出でて自國の領に入りたる時の感情、果たして如何なるべき。ことに、其の國境に於て、自國の國旗の輕風に翩翩たるを望み見たる時の喜びのほど知るべきなり。かりそめの旅行して國境を過ぐる時にだも、かゝる感情を起さざるを得ず、歐洲列國民の國境に對しまた國旗に對する觀念の、深く盛んなること偶然にあらざるなり。

第四節 國旗に對する國民の觀念と感情と

前節に於ては、國境に對する國民の觀念いよく盛んなれば、國旗に對する國民の觀念も自らいよく盛んなることを説けり。故に、本節に於ては、國民の國旗に對する感情に就きて説く所あるべし。さきに述べたるが如く、國旗は、一國を代表するものにして

國體、國風、及び國民の精神理想等を集めて其の中に含ましめたるものなれば、國旗を尊重し、國旗を愛護し、國旗の尊嚴を保ち、國旗の神聖を汚さざらんことは、國民たる者の、まさにつとむべき義務なり。一朝國家に緩急あらんか、國民たるものは、死を鴻毛の輕さに比し、義を泰山の重さに比し、以て、國旗の下に義勇をあらはさざるべからず、心血をそそぎて國旗の神聖を汚さざらんことを期せざるべからず。此くの如く、國旗と榮辱汚隆を共にせんとの精神は、國民たる者の須臾も忘るべからざる所のものなり。若し、國民にして、此の覺悟決心なからんか。其の國の國旗は、長く、其の神聖なる威嚴を保つこと能はざるべく、從ひて、國家の獨立も、また、全きを望む能はざるに至るべきや、明らかなり。

國旗は、かく國家と離るべからざる關係を有して國家を代表せるものなり。國民が自國の國旗を尊重せざるべからざることは勿論、他國民も亦國際上、また海法上、他國の國旗に對して相當の禮を加ふべきは言を俟たざる所なり。若し此の禮を辨へずば、些少の行違より忌はしき國際上の葛藤を惹き起すに至るべし。

かつて、獨逸の皇太子が成年式をあげたる時、奧太利皇帝は、血縁上淺からぬ關係ありしがため、此の式に臨幸したりき。其の時伯林の市民は皇帝を歓迎せんが爲め、臨幸の前日には、奧太利の國旗一旒を門戸に掲げたりしが、其の當日には、市民みな奧太利と匈牙利との國旗を交叉して門戸に掲げたり。然るに匈牙利人は、前日に一旒の國旗を掲げたるを見て喜ばず、乃ち、獨逸政府にむかひて、今度の臨幸は奧太利帝として迎へられたるにて匈牙利王といふ資格は問はれざるにかと詰問しぬ。是に於て獨逸政府は決して然るにあらず、奧太利皇帝と匈牙利王とを兼ねたる資格にて臨幸を仰がんが爲めに市民に訓令して其の當日には奧太利の國旗と匈牙利の國旗とを交叉せしめたる所以にして、決して一方を輕んじ一方を重んじたるにあらずと、いと懇ろに辨解したりといふ。蓋し、奧太利と匈牙利とは、共に双立聯邦を建て、奧太利皇帝兼匈牙利國王なる君主を戴けるより、かゝる争ひは起こりしなり。以て歐洲國民の、自國の國旗及び他國の國旗に對する觀念の一斑を知るべきなり。

歐洲國民の國旗に對する觀念此の如く盛んなるが故に、合一せられたる國、或は、邦内

の各國にありては、國民、何れも、自國舊來の國旗に對する觀念を消滅せしむること能はず、表面上、合衆王國、或は、聯邦帝國の國旗を尊重すれども、内心には、動もすれば、自國國旗の下に自國の幸福と利益とをはからんとする觀念を有する傾あり。英國及び、獨逸帝國の如き、即ち其の例なり。英國は前にもいへるが如く、大不列顛、蘇格蘭、及び、愛蘭土の三國より成り、其の國旗は、三國の國旗を并用して制定せられたり。されば、國民全體の心は、すべてユニオン、ジャックの下に融和し統一し居るべき筈なれども、事實は、之に反して、蘇蘭土人にも愛蘭土人にも、動もすれば、自己の舊國旗の下に運動せんとの意氣込ありといふ。蘇蘭土は國民自らハイランダーと稱するにても知らるゝ如く、北部の高地にして、其の地勢、風俗、人情、制度等、甚だしく英國と趣を異にして、全く、獨立國の資格を有するが如し。此の國が英國と全く融合すること能はざるも、また、勢い止むを得ざることなり。

今英蘇の折合善からざる一例を舉げんに、蘇蘭土出身の軍人は、今日に至りても、なほ古風を存して、常に僧衣に似たる上衣を着け、又全く脛をあらはせり。

英國政府は、其醜體を見て、再三、其の改正を命じたれども、彼等は頑として少しも聽き入るゝ様子なく、却て、言を放ちて曰はく、吾等兵士として出馬するは、此の古來の武士風をせんが爲めなり。若し、此の服裝を改めざるべからずば、吾等は、今日を限りにて再び出陣することを止むべしと。

是に於てさすがの英國政府も、之を斷行せしむる勇氣もなく、其のまゝに打ち捨てたりといふ。聞く所によればトランスバールの戰役に、英國軍隊が、幾多の戰功を奏したるは、實に、かゝる剛毅猛烈なる蘇蘭土出身の軍人の力多きに居るとかや、かゝる氣象は、蘇蘭土固有のものにして、蘇國の人民は一般にかゝる氣象に満たされたり。例へば外國の人、若し、蘇蘭土人にひかひて、「汝は英人なるかと問へば、否、吾れは英國人にあらず蘇蘭土人なり」と答へ、また、母親が己が子供を叱る時にも「忘るゝなかれ、汝は蘇蘭土人なり。ゆめ、忘るべからず」と教訓するを常とすといふ。

愛蘭土人の英國に對する感情も亦蘇格蘭土に異ならず。英國の大政治家故グラッドストーンは實に蘇蘭土自治の爲めに其の一代の心血を費せり。然るにグラッドストーン死後

全國に彼れの紀念碑を建てんとの議成り、愛蘭土にも之を勸誘したりしに、愛蘭土人は容易に賛同を表すべき氣色なく、剩へ、之に反對して曰はく、吾等はグラッドストーンの功績の有無を論ずるにゝならず、唯だ、愛蘭土の爲めに力を盡くしたる愛蘭土人の爲めに紀念碑を建つるに先きだちては、如何に功績の顯著なるものあるにもせよ、愛蘭土人たらざる者の爲めに紀念碑を建つることは、吾等愛蘭土人の人情として、忍ぶ能はざる所なりといひていたく反抗を試み、容易に勸誘に應せざりきといふ。蘇格蘭といひ、愛蘭土といひ、表面上、何れも、合衆王國の國旗の下に支配せらるると雖も、其の裏面に於て、かゝる確執の存するものあるを見れば、其の統治上の困難、推して知るべきなり。其の他、獨逸聯邦の如き、三色旗を國旗として、表面上其の休戚を同じうすと雖も、其の裏面に於て聯邦諸國の中に不快なる感を抱けるものあるは、何人も知る所なり。

嗚呼、ユニオン、ジャックの如き、三色旗の如き、英吉利、獨逸の國旗として、世界に輝くとはいへ、また何れも一旦緩急ある場合には小なる感情の衝突を捨て、大なる國是の爲めに其の國旗の下に力を盡くさんとする美風ありとはいへ、そは、唯だ一時を強

したるものに過ぎず。赤心をさへげて國旗を仰ぎ愉快に國旗の下に働くことは、到底兩國の國民に望み得べきにあらず。之を我が國民の日章旗に對する感情に比すれば、其の差ただ霄壤のみにあらざるなり。

第五節 國旗と愛國心と

國旗に對する國民の觀念の深きは、即ち、國民が愛國の精神の深き所以なることは、以上説き來たれる所によりて明らかなり。國旗に對する觀念と愛國心とは實に離るべからざる關係を有するものにて、いはゆる其の名を異にして其の實を同じうするものといふも過言にあらざるべし。彼の國旗の赴く所に従ひ身を挺して立ち働くは、其の人の國家を愛する所以にして其の國家を愛する心情はかくの如く國旗の下に立ち働くによりて知らるべし。また、何れの國民も、其の國の祝祭日、紀念日等に、自國の國旗をかゝぐるは、即ち、國家を愛し君主に忠なる所以にして、國民の國家を愛し主君に忠なることは軒頭にかゝげたる國旗にあらはるべし。故に、愛國心のあらはるゝ處には、必ず國旗の

之に伴なはざることなく、國旗の翻る處には、必ず、愛國心の伴なはざる處なかるべし。左に掲ぐる例によりて二者の間に於ける親密なる關係を知るべきなり。

西曆一千六百五十二年のころ荷蘭が英國に對して戰端をひらけるは、他に種々の源因もありきと雖も、其の主因は英國が荷蘭の國旗に侮辱を加へたるに對し荷蘭人が其の國旗の爲めに恥を雪がんとせるにありき。即ち、其の戦は全く荷蘭人が國旗に對して愛國心を現はしたるものに外ならず。初め、英國人は、荷蘭人が海上の權を恣にし、盛んに通商貿易を營むを見て、之を嫉み、英國近海に於ける荷蘭人の自由を拘束せんとしたり。其の方法として英國は、まづ荷蘭にむかひ、荷蘭船海上に於て英國の船舶にあふときは其のかゝげたる荷蘭國の國旗を引き下すべしとの通告を發したり。然るに、荷蘭人は、これ自國を侮るものなり、かゝる無道の通告に應ずべき理由なしとて少しも之に従ふ氣色なかりき。是に於て、英國政府は更に國力を以て是等の船舶を追ひ拂ひしかば、荷蘭政府は大に激昂し、見事に此の國辱を雪がんとし、終に、英國と炮火の間に相見ゆるに至りぬ。此の戦、前後三年に亘りしが、終に、荷蘭の勝利に歸せり。

また、一箇人にして、國旗に對して愛國の熱誠をあらはしたる例をあげんに、西曆一千七十六年、米國獨立戦争の時にあたり、英國の軍艦、米國のチャレストン沖に碇泊してしきりにカロリナ附近を襲撃せり。其の時米國敢死の國民等は、直ちに其處に馳せあつまり、一致協力して、間もなく海岸に砲臺をさづき、且つ、百方之が防禦に盡くしたりしが、たまく、砲彈飛び來たりて、砲臺の上に掲げたる國旗を撃破し、高く空中に舞はして、砲臺の下に落とす。かくと見たる兵士等は、其の旗敵に奪はせしとていろいろ走り出だせる中に、補充兵なるジャスポルといへるもの、まづ身を挺して彈丸雨注の間をくぐり、海岸に至りて其の旗を拾ひ、直ちに、之を柵杖に附して再び、もとの如く砲臺上にたてたりきといふ。事鎖細なりと雖も、またこれ米國々民の愛國心の發現したるものにして其の赤心のほど感ずるに餘りありと云ふべし。

我が國は、天然の位置地勢等の關係より、長く、東海の表に孤立したるが爲めに、國境に對する國民の觀念は比較的に薄かりしかども忠君愛國の精神に至りては、世界萬國に其の比を見ざる所にして夙に世界列國の嘆稱する所なり。さればにや、我が武勇なる國

民の、國旗を重んずる觀念甚だ深く、錦旗の向かふ處、日章旗の翻る處、義のためには身をも家をも忘れて國の爲め君の爲めに戦ふ精神は、事ある毎にあらはれかの旭日に映じて散る櫻花の如き意氣に至りては、明治廿七八年の戦役にまた明治三十年の北清事件に於て盛んに其の光華を放てり。此の意氣精神は實に我が國粹ともいふべきもの、吾等國民たる者益々之を發揚するを謀るべきなり。

節六節 國旗と國權との關係

國旗は國家を代表する重要な機關なり。故に、世界何れの國にも、必ず、一定の國旗あり。國として國旗を制定せざるは、未だ嘗て聞かざる所なり。國旗と國家との關係かくの如くなるが故に、國權の消長と國旗の威光との間には密接なる關係あり。即ち、國家の權威衰ふれば、國旗の光彩も減じ國家の權威ますます盛んなれば國旗の光彩もますます増加すべし。又、國家、獨立を保たば、國旗もともに獨立を保つべく、國家獨立を失はば、國旗もともに獨立を失ふを常とす。從來我が國は、長く鎖國の惰眠を貪りしが

爲め、世界の列強に對して、國權を張ること能はず、不對等の條約を結びて彼等の爲めに擅まに利を占められ、従ひて、我が國旗の光りも、まことに微々たるを免れざりき。されど、忠君愛國の心ふかき我が國民は、長くかゝる國境に沈淪しかゝる位置に満足するものにあらず。曩きに明治二十七八年の戰役起るや、到る處勁敵を破りて我が國民の武勇を世界にあらはし、ついで、明治三十年の北清事件起るや、又、大に我が國の武威を示したるが故に、其の結果として、我が國權は大に擴張し、従ひて我が御旗の光彩も、世界に輝きわたり、世界列強國をして我が國旗を仰ぎ見しむるに至れり。國權と國旗との關係のふかきこと、以て知るべきなり。

讀者も知る如く、諾威國は、西曆一千八百十年以來其の獨立を失ひて、全く、瑞典國の配下に屬せしが、之と共に、其の國旗の獨立を失ひたり。それより諾威人は、建國以降此の時に至るまで、幾百年の間、用ゐ來たれる國旗、即ち、赤地に青十字の旗章の左上部の一隅に、瑞典國の旗章を附け加へねばならぬことゝなりぬ。諾威國民の心ある者は之を見て、さはゆる目の上の瘤の如くに思ひて不愉快に歲月を送れり。たましく、諾威國

にブエーレンソンといへる文豪出でたりしが、いたく、祖先傳來の國旗の獨立を失ひたることを慨き、二十餘年の久しき間、終始一日の如く、或は文章に、或は詩歌に、其の意を寓して、しきりに國民の敵愾心を鼓吹せしかば、其の功漸くあらはれ、二十世紀の新曙光と共に、再び、祖先傳來の國旗を翻すことゝなり、従ひて、諾威國は、自今瑞典の支配を受けず、自ら、各國に領事を置き、また、公使を諸國に派遣するを得ることゝなりぬ。かくの如く國權の恢復したると共に國旗の奮に復して、再び、自國の國旗の中天に翻したるを望み得るに至れる諾威國人の心事果たして如何なるべし。

第三章 旗及び國旗

第七節 旗の起源

智識未だ開けざる人民の、相集まりて一の部落を成し或は一の團體を作るや、他の部落或は團體に對して其の部落或は團體をあらはすべき有形的の標章を定むる必要を感じたることは理の當さに然るべき所なり。思ふに、是れ、今日のいはゆる旗を作り出だし、原因なるべし。のち、人智やうやく發達するに及びては多く戰陣の間に用ゐる、或は味方の鼓聲の達せざる處、又は視力の人面、服裝等を見わけ得ぬ處などに用ゐる高く之を掲げて敵味方を辨別する目標とし、或は隊伍を統率し或は敵に對して虚勢を張るがために之を利用するに至れり。蓋し多數人を指揮するにあたりて旗を用ゐるときは、衆心衆目自ら其の旗にあつまりて、一致の運動に出で易さのみならず、人々もまた之を見て元氣を興奮する事實は、吾人の親しく實驗する所なり。かゝる理由によりて、旗の類は漸次に多く用ゐらるゝに至りしなるべし。さて、此の標章の意匠に就きては、太古の人は唯だ

單純なる符徴やうのものにて満足したるべけれど、世漸く進み、旗幟に對する觀念の漸く進むに及びては、從來の如き無意義無趣味のものにては満足すること能はずして、或は染色の選擇となり、或は理想的書畫の表示となるなど、有形となく無形となく、あらゆる方面より意匠をこらして、之をつくるに至れり。かくして、古來。戰陣には必ず之を用ゐる習慣となり、其の功力の及ぶ所、其の關係の及ぶ處軍隊の運命勝敗の決、陣中の吉凶禍福榮辱等、一に旗にかゝるものとするに至りぬ。戰史に、勝徴あるを記して旗色あるといひ、敗徴あるをば旗色を失ふといひ、また、旌旗動く者は亂るなどの語あるは這般の消息より來たりしものにしてまことに謂はれありといふべし。旗は古來戰陣に用ゐられたるのみならずまた、儀式にも用ゐられたるが如し。故に、旗には古來、儀式に用ゐたるものと戰陣に用ゐたるものとの二種あり。儀式に用ゐるものを禮容具といへり、今日の謂はゆる國旗の如きものなり。また、戰陣に用ゐるものを征戰具といへり。今日のいはゆる軍旗の如きものなり。然れども、初めより軍旗といひ國旗といひて區別したるにはあらず。また、今日いふ所の軍旗を儀式の時に用ゐる、今日

の國旗を征戰の時に用ゐたる場合も無きにはあらず。畢竟其の實、物は同うして其の用途を異にしたるに外ならず。要するに、前にもいへるが如く、年所を經過するに従ひ旗に對する希望信仰等次第に深くなり其の意匠及び、名稱等の上に於て、幾多の變遷と經歷とを経、つひに、今日の如く國旗と軍旗との別を生ずるに至りしものなるべし。

我が國にて、初めて旗を用ゐたるは何れの時なりしか、定かならざれども、史記の傳ふる所によれば、已に遠き神代に於て旗を用ゐたるが如し。神代の卷に伊弉册尊、火神軻遇突智を生みたまひし時、軻遇突智、全身に火を發し、伊弉册尊、焼けてかくれさせたまひしかば、紀伊國熊野の有馬村に葬りぬ。土俗、之を祭るに、花時には花を以てし、また、鼓吹、幡旗、歌舞を用ゐるとあり。また、古事記に、景行天皇、親しく熊襲を征したまひし時、周防の装磨に至りたまひしに、國會神夏磯媛素幡を船頭に立て、歸降せりとあり。是等の記録によりて考ふる時は、已に古代より旗の制ありしことを知るべし。支那に於ける旗の起源も、其の由來甚だ遠く、初めは、征戰の具として用ゐられたるが如し。史籍に徴するに、支那の上世紀に於て、黃帝が蚩尤と戰ひたる時、已に纛を用ゐ

たり。纛は皂糸を以て作りたるものにして、古來、帝王の使用したるものなり。明治二十七八年の戰役に我が大元帥陛下の廣島に幸したまひしことを大纛を廣島にすゝめたまひ云々といふにても知るべきなり。その他、歐米何れの國にても遠く太古より旗を用ゐたるが如く、又其のはじめは多くは目標として戰陣に用ゐたるが如し。

第八節 旗の變遷

旗は其の始め多くは戰陣に用ゐられたれども、後に至り儀式の時にも用ゐられたることは、前節已に之を説きたり。かくて、人智の開くるに従ひ、人々の旗に對する觀念、即ち、希望、理想、信仰等の變化すべきは、自然の數なるが、之と共に旗の制法用途等にも、また、種々の變遷を來たすべきは疑を容れざることなり。語をかへていへば、旗は、其の時代の人民の思想を代表するものなれば、人智の進むに従ひ、また、人民の思想の變するに従ひて其の制法、用途、意匠等を異にするは自然の勢ひなりと云ふべし。故に大昔の單純なる旗が今日の國旗軍旗となるまでには、何れの國のも、多くの變遷、沿革を受

けたるや明らかなり。

我が國の上古に於ける旗の制に就きては史籍の稽ふべきものなし。旗の制に就きて初めに記されたるは齊明天皇の御代にして、天皇の御宇蝦夷の酋長等に旗おのゝ二十旒をたまひ、禮容に用ふる旗を儀仗といひ、征戰に用ふる旗を軍器と定めたりとあり。後、降りて清和天皇の朝に至り、六孫王經基に源姓を賜へる時、同時に白布旗を下したまひ、また、桓武天皇の朝、葛原親王に平姓を賜へる時、赤布旗を下し給へり。これ實に後世源平二氏の紅白旗の起源にして、それより、源平以外の家々にてもまたそれ〴〵一定の家旗を用ゐることゝはなりぬ。藤原氏橘氏等にそれ〴〵定まりたる旗ありしを見て知るべし。また、其の頃より、天子の親征には錦旗を用ゐ、源平等の諸家の戰爭には、各其の家傳來の旗章を用ゐる制となりたり。されど源平二氏の滅亡したると共に各家に於ける旗章の制も一變して、從來木の枝等にかくる便宜を謀りて定めたる田町連付の旗制の如きは廢れて耳附幟體のものとなり、不淨を拂ひ、心法を治むる徳、旗色の亂れざるの益ありと稱して、南天の葉に龍字を畫きて縫ひ込むが如き迷信も起りき。其の後、旗の制ま

た、一變し、指物と稱して各自其の家の定紋を記せる小旗を脊に負ひて陣頭に進み出で名乗り合ひて一騎打をなしたる時代となりき。また、降りては、南北朝時代に於ける新田・足利兩氏の中黒旗、楠木氏の菊水旗、及び、諸家の紋旗、或は、日月章をあらはしたる錦旗、或は、天照大神、八幡大菩薩等の文字を記して、其の威靈を藉るが如き旗となりぬ。更に足利幕府の末世に至りては、ます〴〵複雑となり、元龜天正年間の戰陣にありては、旗の數、却て兵員よりも多く、當時の武士は、旗の多きを以て他に誇りたり。以て、當時の武士の旗を重んじたることを察すべし。戰國の時に、最も威ありしは、織田氏の木瓜旗、北條氏の三鱗旗、豊臣氏の桐葉旗、武田氏の菱形旗、徳川氏の葵旗等にして、是等の旗は當時是等の氏族の武威の大に盛んなりしにつれて到る處に之を見るに至れり。それより徳川幕府の世に至りては、泰平久しく、打ちつづきたる爲め、旗につきて著しき變化を見ざりき。又、徳川幕府は、武家祿高の多寡によりて旗數の制限をなしたりしが、其の制によれば十萬石を食める大名にても、平時は僅かに二十旒を用ゐる定めなりき。

錦旗は、政權武門に歸してより、之を用ふること稀なりしより變遷の運にあふことなかりしが徳川幕府の末年に至り、再び、之を用ゐる必要起これり。即ち、幕府の末年、尊王論旺んに起てり攘夷の徒競ひ起てりし時、朝廷は外夷を征討せしめんが爲めに、錦旗を下し賜ふの議成り、當時未だ朝權振はず財政窮乏せる折なりしにもか、はらず、山陵奉行戸田大和守に命じて、錦旗を新調せしめたりき。これ、即ち、維新前に諸道鎮撫の爲めに下し賜へる錦旗なり。次に、奥羽征討の時に作られたる錦旗は、長藩の士岳吉春が藩主の内命により古代の制式を調査して製作せしものなり。明治維新の際にあたり、畏くも皇室の御採用になりたる旗は、即ち、是等の旗にして、いはゆる萬古不易の御旗なり。其の頃、恰も、島津齊彬公の創案になりたる船旗としての日章旗、制定せられしより、王政復古と共に、從來の旗を廢し改めて日章旗を國旗とし、更に、天皇旗、皇后旗、皇太子旗等より、軍艦旗、聯隊旗等に至るまで諸種の旗を制定するに至れり。以上は、我が國に行はれたる旗に關する沿革の大略なり。

次に支那に於ける旗の變遷を記さんに、支那にては、商の世に、初めて纛をつくりし

が、後玄女帝の爲めに玄纛十二の制を立て、以て、兵を刊らしめ又、更に、五彩旗を制して、指顧向背を示すの用に供しき。次に、九旗の制あり。是は、即ち、尊卑貴賤の別を明らかにする爲めの表識にして、太常、旂、物、旗、旄、旗、纛、旟、旒、旒等名稱あり。何れも、其の形狀を異にせり。其の後に至り三十二品の制あり。魏朝に至りては青龍、玄武、朱雀、白虎、黃龍、麒麟等の旗を制するに至れり。其れより降りて、春秋戰國の時代、三國鼎立の時代、南北朝時代、或は、元明時代等に至り、激烈なる内亂の起る毎に、旗の制も種々の變化を受け遂に、今日清國の用ゐる黃龍の象を寫したるものとなりたり。又、支那にても、晚近我が國と同じく洋式に倣ひて國旗、艦旗、提督旗等の數種を制定するに至れり。

歐洲諸國にありては、地勢上、自ら生存競争自ら烈しく、各國其の國體を同じうせず、また、或は分割し、或は合一し、或は獨立し、或は併吞せらるゝ等、夥多の政治上の變動の爲めに、其の國旗も、また、種々の變化を受けて、以て今日に至れり。

第九節 旗の制式

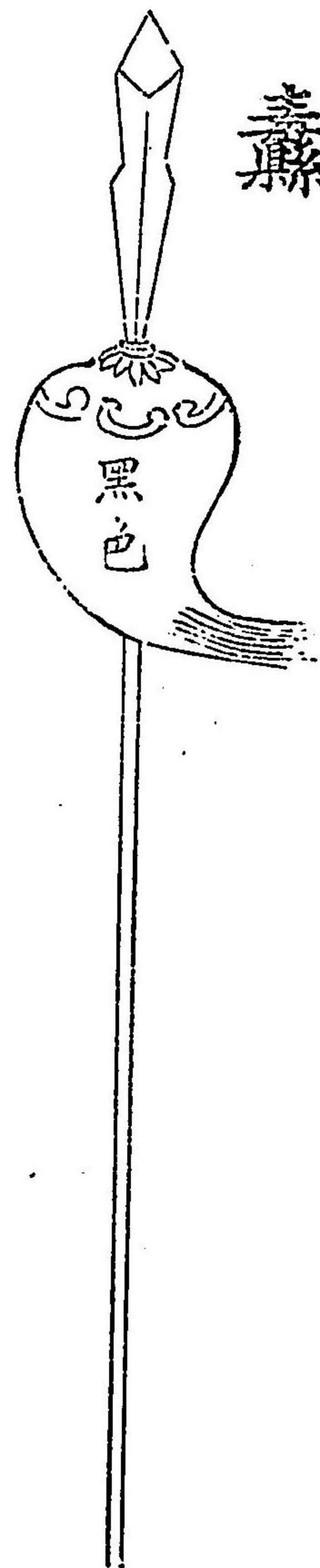
旗は其の時代の氏族民人の理想精神の現はれたるものなれば、其の徽章の變化するに従ひ、其の制式も、また之と共に變化せざるを得ず。我が國、上古用ゐたる旗の制は、得て知るべからずと雖も、中古の制には、横廣く縦短きものと、縦長く横狭きものとの二種ありしが如し。但し、横廣く縦短きものは、緒を其上頭につけて桿に約し、縦長く横狭きものは細き布を幅邊に縫ひつけて袋をつくり、桿を其の内につらぬきて、後世のいはゆる乳の用に代へたりといふ。其の頃の旗は、通常、長さ一丈もしくは一丈二尺にして、絹二幅なりき。また、旗竿は、長さ一丈二尺あるものを長さ一丈の旗に用ゐ、一丈五尺もしくは一丈六尺あるものを長さ一丈二尺の旗に用ゐき。但し一丈六尺の竿は天子の御旗に用ゐるのみなりきといふ。

前にあげたる二丈二尺の旗とは、即ち、錦旗にして、武家の旗にありては竿頭一尺ほどを黒革にてつゝむに對し、之を區別せんが爲めに、錦旗のは白革にてつゝみたりき。當

時の旗にはまた風帶といふものあり。一文字といふものあり。纈纈といふものあり。風帶の長さは、一尺八寸にして、一文字の長さは、大てい其の旗幅に同じかりき。纈纈の長さは二寸五分にして、黒革を以て之をむすび、其の端を劍形に切るを法とせり。また、打緒といふものあり。打緒は即ち露のいひにして、二尺八寸八分あるを法とす。日の紋旆は、風帶一文字ともに、薄紅の絹にして、月紋旆は、風帶一文字ともに白絹なり。是れ、即ち、錦旗に用ゐたる制式なり。

又將軍は白色の絹を用ゐ、それより以下の者は其の他の色を用ゐるを例とせり。また、備旗の長さは一丈二尺にして、練三幅を用ゐ、これに家々の定紋を記する習ひなりき。こゝに、また、武家の用ゐたる旗の制式を記さんに、源氏の用ゐたる風帶は白色にして、一文字は紅色なり。平氏は、之に反して、風帶を紅色とし、一文字を白色としたりき。又藤原氏のは水色の風帶、焦色の一文字を用ゐ、橘氏は黄色の風帶、水色の一文字を用ゐるを例としたりき。

次に、我が國の制に關する一説をあげんに源平時代に用ゐたる旗は、多くは、後世の

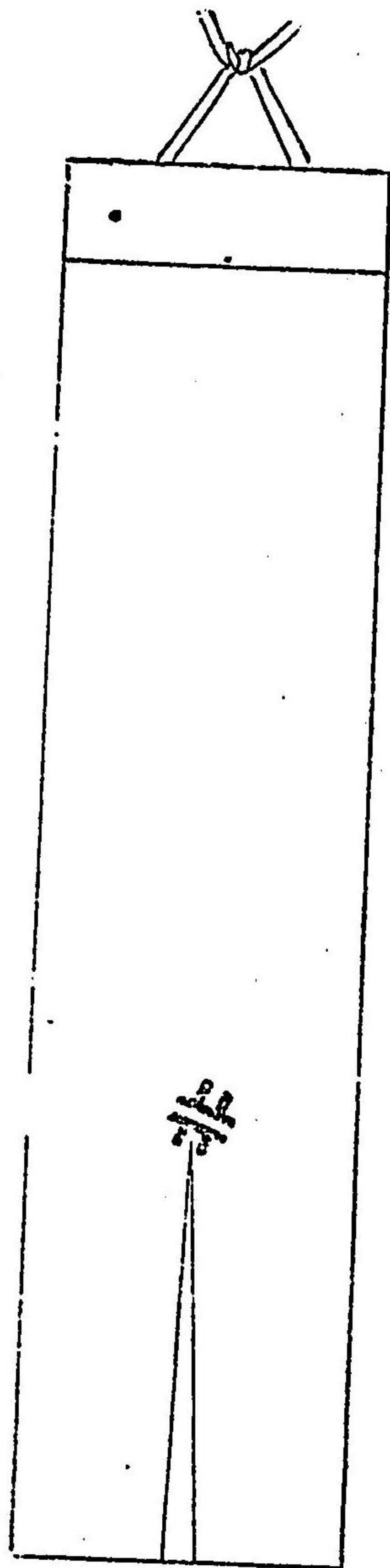
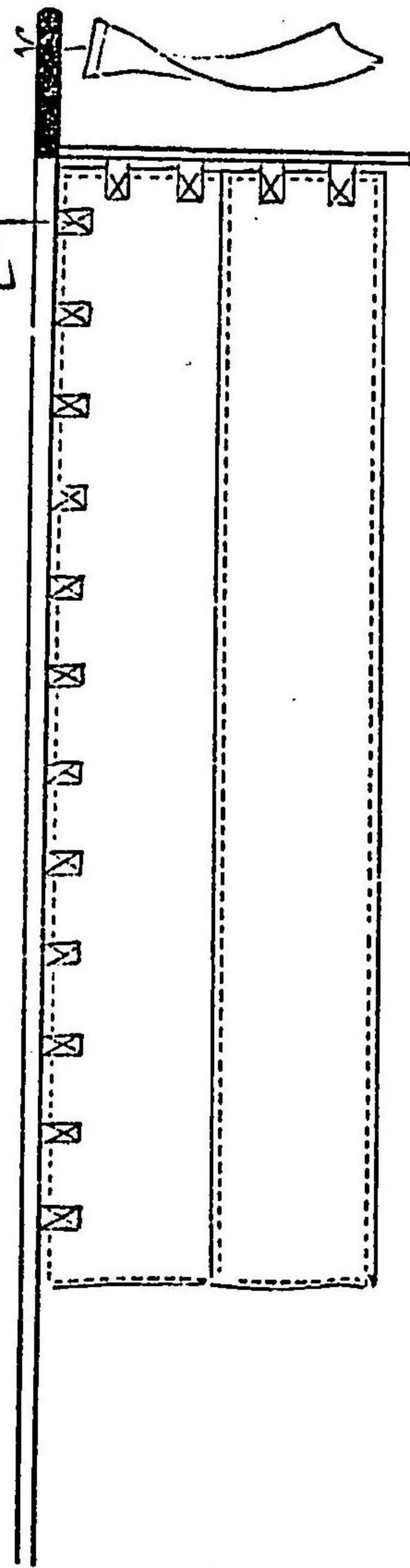


蘇

乳

旒

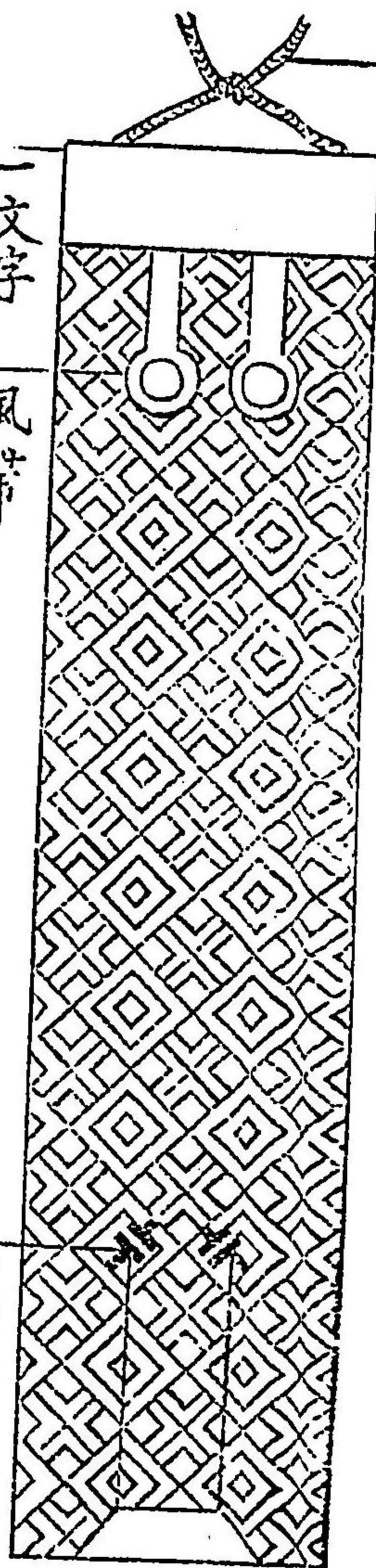
耳附後世の旗



田町連附上古の旗

一文字 一風帯

額額



打緒 錦旗

いはゆる流れ旗の如く、長き布帛の翩翻として風のままに〜たゞよへるものにして、其の下方は、燕尾とて二つに裂けたるものなりき。降りて、足利時代に至り、畠山政長が義就と干戈を交へし時、同族の戦とて、其の旗同じくして、敵味方の區別判明ならざりしかば、政長は、己が旗に、乳といふものを付けて竿につらぬかじめたり。それより、人皆之に倣ひて乳のつきたる旗をつくりしかば、旗の制られより一變せり。是れ後世の幟つばの起源なりといふ。

旗の制式につきては、支那のも。歐洲諸國のも、我が國のと同じく種々の變化あれども、一々之をせしむれば却て繁雜にわたる嫌あるを以て、之を略しぬ。

第十節 旗の徽章及び旗に對する民人の感情

旗は、其の初め、單に一種の目標として用ゐられたるに過ぎざりしかども、年所を経るに従ひ、之を用ふる者、遂に旗に於て、己が希望理想等をあらはすに至れり。されば古來旗には、無色無紋のもの少なく、多くは色彩を附し、或は、種々の形象を描き出だせり。是れ、一には、自他を區別する必要あるに出でしこと、もとよりなれども、主として己が思想を寓する爲めなりしこと疑ふべくあるす。而して其の描き出だしたる形象は、前にも説きたるが如く、其の祖先の、常に抱持したる理想的の天象、地象、若しくは、神佛の尊號、記號、靈的動物の形狀、或は、比喻の象等なりき。たとへば、日を書き、月を書き、星を書き、草木の花葉、或は、果實を書き、その他、鷲、鷹、龍、象、熊、虎等の靈なる若しくは勇猛なる動物をゑがきて、徽章としたるが如き、是れなり。かく、人々各々希望理想等を旗にあらはさんとしたることは明らかなれども、儀式に用ゐる旗と征戰に用ゐる旗とによりて、また、自ら其の徽章を異にせり。我が國にて朝廷の儀式に用

四十四

ゐたる旗には、日象、月象、青龍、白虎、玄武、朱雀、或は、龍、虎、鷲、熊等をゑがきたることは、歴史に見ゆる所なり。また征戦に用ゐたるものには、日象、月象を畫き或は、天照大神、八幡大菩薩等の文字を、或は、諸家の家紋を記したること、是れ亦史乘に見ゆる所なり。殊に源平時代に征戦の具に用ゐたる旗には、鳩をゑがきたるもの多かりき。是れ、鳩は、源家の氏神といはるゝ八幡大神の使者なりと信せられたればなり。今日に至りても、八幡大神を鎮守とせる町村にては、鳩を殺すことを嚴禁する處少なからざるは、之が爲めなり。

旗の徽章に理想、希望等をあらはすことは、支那も、歐米諸國も、概ね我が國と同じ、其の異なる所は、唯だ、國によりて崇拜尊敬する天地の象、動物、植物の種類等を異にするにあり。たとへば、支那にありては、古來、鳳凰、麒麟、黃龍等を尊崇すること、甚だ厚きが故に、旗の徽章には、多く、是等の動物を畫きたるが如く、又、古昔獨逸の騎士隊の兵士が、戰場に於ける勇者を辨識し易からしめんがため、獅子、鹿、熊の如き動物をゑがきて、徽章としたるが如き、是れなり。

此くの如く、旗の徽章には、之を所持する者の常に、尊敬し、崇拜し、信仰するものを描きたるが故に、彼等の旗に對する信仰、尊敬も亦、甚だ深かりき。戰陣に用ゐたる軍旗に於て、ことに其の然るを見る。たとへば、其の仕立につき、製作につき、或は出陣につきては、日をえらみ、方位を忌み、軍神を祭り、加持祈禱し、若しくは精進禳齋するを例としたるが如き皆軍旗に對する尊敬の情の現はれたるものに外ならず。是等のことは、我が古武士の一般に固く守り、盛んに行ひたる所、今より之を見れば、殆んど迷信に近きが如くなれども、今日、軍隊に於て軍旗を軍神として尊敬することを思はゞ、其の軍旗を崇拜したる精神に至りては、古今其の揆を一にすといはざるべからず。

第十一節 旗と國旗との關係

以上説き去り説き來たりたる所によりて明らかなるが如く、旗の起源は、遠く未開草昧の時代に在り。其の初めは、單に一の部落、或は一の團體をあらはし、又、唯だある目的の標章として用ゐらるゝに過ぎざりしが、人智の進むにつれ、旗の用途も自ら複雑になりて之を征戦の時に用ゐる或は儀式の時に用ゐるに至れり。されど、儀式征戦に用ゐら

る、といふのみにては未だ之に國旗といへる名稱を附すること能はず。何となれば、其等は、何れも、單に或は、皇室を代表し、或は將軍を代表し、或は武家のそれ〴〵を代表したるまでにて、未だ、一國の標章となり、一國を代表したるものにあらざればなり。されど國旗は其等の旗より進化したるものにて、其等の旗を外にして其の由來を考へ得べきものにあらず。寧ろ、其等の旗の中にて其の國の國體、國風等に最も深き關係を有し、最も國民の希望、理想、嗜好等に適し、或は王室に深き因みあるもの漸次に選出され、一國の標章とせられたるものなり。これ、國旗の起源は旗に在りといふ所以なり。抑、一國の國旗は、其の國を代表すると共に陸上たると海上たるとを問はず、其の赴く處翻へる處に於て、國際上萬國の承認せる所のものならざるべからず。故に、國旗は國家の成立したる上にて、始めて、成立すべきものなり。國家とは何ぞや。國家とは、一定の疆土を有し、其の疆土内には、民人ありて共同團體を形成し、其の共同團體は、唯一の主權により統治せられて有機的に活動するもの謂ひなり。かゝる條件を具へたる國家にして始めて、一定の國旗を有するを得べく、また、かゝる條件を具へて制定せられた

る國旗にして、始めて國際上萬國に承認せらるゝを得べし。故に、一定の國旗を有する國は、長き歲月の間、時に榮枯盛衰ありとも兎に角國家を組成せるものといふべきなり。

凡そ獨立國は、皆一定の國旗を有す。されば、我が國、及び、我が國の條約國はいふに及ばず、其の他、獨立を保持せる國には、必ず、國旗の設けなきはなし。我が國は中世以降、政權久しく武門に歸したりしを以て、國旗の制定せられしは、近く、明治の初年にあり。今日用ふる所の日章旗是れなり。支那にて一定の國旗を制定せしも、我が國と同じく、また、近代なりき。

かくの如く、我が國、及び、支那に於て國旗の制定せられしは、共に、近代に屬すと雖も、歐洲諸國民の古くより之を用ゐたることは往々史上に散見する所なり。今、其の例をあげんに、かつて、希臘がブルガリヤ人の襲撃を受けし時、希臘帝、自ら軍を指揮して之を防がんとせしが、國民何れも帝の命に服せず、戰の始まるに及びみな國旗をすて遁れ去りきといふこと史上にあり。當時すでに國旗てふ名稱ありしことを知るべし。

なほ降りては、西暦千一百七十六年の里納那の戦に獨逸兵は米蘭敢死隊に國旗を奪はれたりといふことあり。つぎには、一千三百八十六年に、埃地利と瑞士とサムバクに戦ひし時、埃地利軍、利あらず、其の國旗は三度倒れて三度立ちたりしが、其のたつ毎に、鮮血の旗面を染めざるなく、將官騎士等、みな、命を輕んじ旗下にたふれて之を護りたりといふことあり。以て、是等の諸國が、はやくより、國旗を用ゐたることを知るべし。其の他、佛蘭西の如き、西班牙の如き、また、はやくより、國旗を用ゐたるが如し。西暦一千四百二十九年、佛軍が英國の大軍にオルレアンを圍まれ、進退谷まりたる時、シャンパニーの一處女、自ら請ふて此の圍を解かんとし、まづ、新に國旗を作れり。其の旗の徽章は上帝を人に象りて其の象をゑがき、手に地球を取らしめ、百合の花を以て地球の周邊を圍繞したるものなりき。蓋し、百合の花は、從來佛蘭西にて用ゐたる徽章なり。かくて、佛蘭西國民等は、此の處女を神仙の如くに思ひ、此の旗下に立ちて戦は、必勝疑なしとまで信仰せしが、豫期果たして違はず、此の旗の翻へる處英軍忽ちにして靡き退き、僅かに九日にして、オルレアンの圍を解きたりとあり。また、コロンプス

の亞米利加を發見せる際には、西班牙の國旗を手にして、新世界の陸地に上りきといふ。是等の國旗は、殆んど今日いふ所の軍旗國旗の用を兼ねたるが如く、而して、今日用ゐる所の諸國の國旗は、何れも其の根源を是等の旗に執りたるが如し。以上、述べたる所によりて、旗と國旗との區別、及び、國旗の起源の一斑を知るべきなり。

第四章 大日本帝國の國旗

第十二節 大日本帝國の國旗と日章と

我が國の國旗は明治五年十一月に始めて制定したるものにして日象を其の徽章とす。之を日章旗といひ、また、日の丸の旗ともいふ。我が國旗に日章を用ゐたるは、偶然の思ひ付きにあらずして其の起源甚だ遠く、其の由來甚だ複雑なり。

抑、我が國人の日輪を尊敬し崇拜するは祖先以來の習慣にして、いはゆる遺傳的性質とも云ふべきものなり。今、左に古來我が國民の日象に對する觀念の一斑を擧ぐべし。先づ、其皇室に對する關係につきて見れば、天照大神の明德をたへまつりて日の神と申し、靈威光華、明彩六合に照臨すと申し上げ奉りしとあり。また、代々の天皇は、天日嗣と申して日の神の御後にてましまし、其の皇徳は世と共にいよく輝きて、まさに日光にたとへつべしとあがめ奉りき。又臣下としては豊太閤の母が日輪懐に入ると夢みて豊太閤を生みたりとて、其の人傑なるを稱へたりき。

次ぎに國名地名につきて見れば、我が國は日出づる處に近きが故に、國號を日の本と稱せるあり。また、日高見國、日向、日野、日奉、日高、樺日浦、日根川、日吉、日勝、旭、等の如く日に因める地名少なからず。また、種々の徽章につきて見れば、錦旗に日象をゑがきたるを始めとし、武家の軍扇、或は、日常の器物等に日象をゑがきたる例少なからず。かの前九年後三年の役に源義家が携へきといふ軍扇の如きは、表に雲母地の薄紅に日象を金にてあらはし、裏には、月象を銀にてゑがきたるものなりき。また、源義經が鷲尾義春に與へきといふ扇、那須宗高が平家の船にかざせるを射落したりといふ扇は、何れも日の出をうつしたるものなりき。また、足利氏の末にありては、衣服、調度、武具、馬具の類に至るまで、家紋を日象の中にゑがき、徳川幕府の初めに至りては、日象を旗にうつし、之を朱の丸と稱して船舶の旗章としたるものありきといふ、繻つて、國民の美的思想につきて見れば、詩人、歌人、畫家、彫刻家等の八咫玲瓏たる富士の高根に旭を取りそへてはめた、へたるあり。或は「花は櫻、人は武士」と國人にはめた、へらる、櫻花に旭をよろへて、國人の精神をうたひたるあり。其の他、日の出、日

の出の鶴、日の出の松、日の出の櫻、日の出に鳥、等を齎き芽出たきものとして之を愛斷するが如き例、一々、枚舉するに違わらず。

以上述べ來たりたる所によりて日輪即ち太陽といふ觀念が古來我が國人の腦裏に如何にふかきさまれしか、又其の如何に深く尊敬せられしかを知るべし。從ひて、我が帝國を神、神髓として崇め尊ぶ所の代表すべき國旗にかく高尚なる意義を有し、複雑なる由來を有する太陽の象を用ゐたるは、まことに意匠の宜しきを得たるものといふべきなり。

第十三節 日章旗の由來

日章旗は、明治五年十一月太政官布告を以て國旗と定められ、爾來、士民一般に之を掲ぐることを許可せられたるものなり。されど其の起りは、明治維新の以前にありき。左に其の由來を記さん。

徳川幕府の末、邊海頻りに警を傳へ、内憂外患ともく起りて、國歩困難を告げたる時にあたり、薩摩の藩主島津齊彬公は、夙に尊王之志を抱きて朝廷の爲めに盡くし

また、開國進取の意見を執り、新に泰西に則りて軍隊を編制し、兵制の面目を一變せられき。公は、また、時勢を洞察して、海軍の必要を感じ、幕府の許可を得て洋式の軍艦を造り、また、幕府の爲めに軍艦を製造するなど、銳意、國家の爲めに力を盡くされたり、當時公が軍艦の製造を計畫せらるゝにあたり、我が國に未だ、一定の國旗なく、從ひて、船艦に、我が國を表する徽章なきを遺憾とし、日本の國號に因み、且つ、國運の隆なること、旭の昇るが如くならんとの意をとり、日の丸を以て我が國の國旗とせんと欲し其の雛形をつくられしが、後、幕府に出仕せられし時、幕府の閣老安部伊勢守にむかひて、國旗制定の必要を説き、併せて國旗制定に關する自己の考按を語られたり。伊勢守、大に、其の舉を賛し、且つ公の作られたる雛形を求めぬ。公は、歸國の後、直ちに、かねて作り置きたる雛形二つに添書し、小姓井上庄太郎を内使とし、辰の口なる阿部閣老の許に差し出だされたり。幕府、乃ち評議を開き、其の結果、安政元年七月十一日を以て、各藩に左の布令を發せり。

大船製造に就いては、異國船に紛れざるやう、日本總船印は白地日の丸御用ゐ候様仰

せ出たされ候。且つ、公儀御船は白絹布交りの吹貫帆中柱相へ立て、帆の儀は白地中黒に仰せ付けられ候條、諸家に於ても、白帆は用ゐず、遠方にても見分け候様帆印銘々勝手次第相用ゐ申すべく候。

其の頃幕府はまた、和蘭の軍艦スームピング號を買ひ入るべきことを約せり。その時、船將次官グハービュスは、其の乗組及び運轉のこと、殊に、國旗の輕忽にすべからざることを詳しく書き認めて、幕府に獻じたりき。

是より先き、薩摩藩にては、藩主齊彬公、自ら、筆を執りて、美濃紙に下圖を書き、之に萬國旗章圖の一書を添へ、小姓井上庄太郎を経て、肥後七左衛門に命じ、日の丸の旗を作らしめられたり。但し縦三尺横四尺にし、萬國旗章の制式によつて其の旗を作るべしとの命なりき。七左衛門命をかしこみ。先づ試みに、仕立屋に命じて、木綿を命の如き寸法に切り、後ち、自ら筆を執りて日の丸を描き、之を約一間ほどの竹竿に附して、井上庄太郎より齊彬公に差出ださしめたり。公之を見て其の格好のよからざるを知り、乃ち、更に少しく其の大きを加へ白地の奉書紬に朱と紅とを取り交せて二三種の見本を

作るべき旨を命せり。七左衛門は、直ちに、之を納戸奉行にはかりて、絹地を購ひ入れ、日の丸繪師柳田龍雪に託して、二つを紅にて二つを朱にて塗らしめ再び之を公に差し出だしたり。公は之を見、紅は日の丸として朱よりも劣れり、ことに、其の地質見ゆ透き體裁宜しからずとて、更に朱の方を二三回上塗すべき旨を命せられければ七左衛門は、更に、命の如く改め製して公に上れり。これ、即ち、さきに、齊彬公より阿部閣老に差し出だしたる雛形なりき。

齊彬公の考按に成れる旗章のいよく幕府に採用せられてより後一ヶ月餘りを経て公が幕府の爲めに計畫せし大小二艘の軍艦、其の功を竣へたり。昌平丸及び大立丸是れなり。是に於て、公は、また、艦旗新調の必要を感じ、再び、肥後七左衛門に命じて日の丸の旗を作らしめたり。但し其の地質は、白羽二重及び白縮緬を用ゐ、前に作りたるものよりも少しく大なるもの大小二旗を造り、大なるものは縦七尺横六尺とし、小なるものは縦四尺横五尺とし、日の丸は共に朱と紅とにて畫くべしとの事なりき。かくて、大小二旗の日の丸成りたる後、之を軍艦に樹て、安政三年三月櫻花のまさに盛んなりし頃、鹿

兒島灣より回航して品川灣にいたり、之を幕府に上れり、此の軍艦たる我が國洋式軍艦の濫觴なりしが上に、壯嚴なる日の丸の旗を橋頭に翻して灣頭に入りたるが故に、見るもの雲霞の如く、品川の沿海爲めに市を爲し、皆此の新奇なる現象に目を驚かさざるはなかりき。其の時幕府の儒員鹽谷岩陰しほのやぶいかんは昇平艦の記を作り、大槻青溪は、詩を作りて之を賞したり。

上に述べたるが如く、齊彬公の幕府に獻じたる日の丸の旗は、即ち、我が國の國旗にして、我が國の國旗は、實に、此くの如き由來を有するものなり。また、海軍の軍艦旗、陸軍の聯隊旗、及び、其の他の旗章も、多くは、此の日の丸より轉化して用ゐらるゝに至りしものなり。今日大日本帝國の國民として此の光輝ある日章旗の下に棲息する者、かかる由來を知らずして可ならんや、また、此の壯嚴なる萬古不易の日章旗を創案せられし薩摩の藩主贈權中納言從一位島津齊彬公の功績を記憶せずして可ならんや。

第十四節 日章旗の威嚴

我が國の國旗は、太陽の象をうつして、我が國の國體、國粹等をあらはしたるものなり。而して我が國旗の徽章に太陽の象を用ゐたるは、前に述べたるが如く、主として、我が皇祖大照大神は日の神にして、我が歴代の天皇は、即ち天日嗣なれば、皇徳の世界に輝きわたること、太陽の世界を照らすが如く、太陽の滅せざる限り、皇統いや榮ゑて天地ともに窮りなかるべしとの信仰により、また、我が國民は、祖先以來吾人に至るまで、常にかく太陽を尊崇したるによれり。又、我が國の國號を日本といひ、且つ、國運の隆なること旭の天に昇るが如くならんとの希望より、かくは太陽の象を取りて國旗としたりともいはるべし、また、科學的にいへば、太陽は、實に、萬物化育の根源にして、禽鳥の空際を飛翔するも、獸畜の山野を奔馳するも、吾人人類の勞動し思考するも、或はまた空氣の流動して風を生ずるも、水の流れて車を回轉するも、電氣の音と光とを發するも凡て、太陽より來たるエネルギーの働きなり。若し、太陽なからんか。世界は暗黒となりて、咫尺を辨せざるに至るべく、生物は悉く死滅して冷やかなる土塊となるべく、地球は熱を失ひて一の氷塊となり終はんぬべし。

五十八
 されば太陽は實に吾人の生命のかゝる所世界の運命のかゝる所のものなり。之を選びて徽章としたる我が日章旗は、之を動物を畫き植物を畫き、或は、月象、其の他の徽章を描きたる他の國々の國旗に比すれば、其の意匠の優劣、品格の高下、威嚴の有無、豈にただ天壤の差のみならんや、故に、吾人日本國民の國旗に對するや、先づ、我が皇祖天照大神及び歴聖の御徳のふかきことを思ひ、皇統の千萬世に傳はりて天地と共に窮りなきを思ひ、吾人の祖先が皇徳の宏大なるを太陽の世界を照らすに比したりしを思ひ、また吾人の祖先が、常に太陽を以て、理想としたりしを思ひ出づべし。豈に唯だ然るのみならんや、吾人は更に進みて其の色彩の赤きは國民が報國の丹心に比すべきを思ひ、また其の形狀の圓くして盡くことなき姿は皇統萬世に亘りて、連綿たるに比すべきを思ふべし。されば、我が國民の國旗に對するや、恰も天照大神及び歴代の天皇に謁し、代々の祖先に逢ひたるが如く感すべく、又、過去の日本國民に逢ひて其の希望、抱負、信仰等を聴くが如き感情の胸にあふるゝを覺ゆべし。之と同時に、吾人は、ますます學を修め業を勵みて、忠良なる臣民となり、大にしては君に忠を盡くし、小にしては父母に孝を盡

くし、忠孝兩ながら全くし得て、ますます、我が國民の特性を發揮せんことを望み、我が國家の永く榮え、我が國旗の、太陽の天に輝くが如くに世界に輝かんことを祈るの情、油然而して湧き出づるをおぼゆべし。吾人にかゝる感情希望の生ずるは、要するに、國旗は建國以來の光榮ある歴史により、國民の上に君臨して、無上の威嚴あること、猶ほ天皇に無上の威嚴あるが如く、其の神聖にして犯すべからざること、猶ほ、天皇の神聖にして犯す能はざるが如きが故に外ならず。

第十五節 日章旗の取扱方及び之に對する敬禮

國家及び皇室に關する祝日、祭日、若しくは國家皇室に祝賀すべき慶事の起りたる時或は哀悼すべき凶事の起りたる時は、國民たるものは、本國に在ると、他國に在るとを問はずみな一定の儀式によりて祝意を表し、或は弔意を表せざるべからず。かゝる場合には、各國何れも通常の國旗を掲ぐるを例とす。されば、苟も、籍を我が國に有するものは其の國內に住すると外國に居留するとを問はず、必ず、日章旗を備へ置かざるべ

からず。而して右にあげたる祝日祭日及び國家皇室の慶事或は凶事あらん時は日章旗をかゝげて慶吊の意を表するは、國民の義務にして、家に日章旗を備へ置くこと、また國民の義務なりといふべし。若し、國民にして、家に日章旗を備ふることなく、また、祝日祭日に日章旗をかゝぐるることならんか。是れ、實に國家の何物たるを知らず、また、國家を愛すべき理を解せざるものといふべきなり。又、たとひ日章旗を門戸に樹て軒端にかゝぐるにせよ、唯だ形式的にかゝげて人前を飾るのみにて衷心に慶吊の誠意なく、又國旗を重んぜざるものは、國家を愛し皇室を敬することを知らざる者、また日章旗の意義を解せざるものといふべし。されば我が國民たるものは、よく日章旗の意義を解し其の神聖なるを思ひて、常に鄭重に之を取り扱ひ、また常に、之に對して敬禮の意を表はさるべからず。

日章旗は、管人々、家々に藏して祝祭日に用ゐるのみならず、外國にある我が國の公使館領事館等にては、常に竿頭に高くかゝげて我が國を代表せしめ、また海外に航行する船艦は、常に、之を艦首にかゝげて、其の我が帝國に屬するものなるを知らしむ。かくて日

章旗は國際上我が帝國の國旗として世界各國に知れわたり、各國に禮遇せらるゝなり。我が帝國の國旗は、實、我が國民に尊敬せらるゝのみならず、諸外國民によりても、ひとしく尊敬せらる。凡て外國人を重んじ外國の國旗に對して相當の禮を施すは國民たる者の禮なり。されば吾人は、我が帝國の國旗に對して禮を盡くすのみならず、外國の國旗に對しても、相當の敬禮を施さるべからず。

第十六節 日章旗に對する國民の美的觀念

○旭日旗

福地源一郎作

第一

あさ日のみはた

あさひのみはた。

さかまく波に

うみの外、

かすみてたてる

國までも、

光り輝く

いきはひは、

わが大君の

わがますらどの

むかふかたきの

かしてき御稜威、

いやたけどころ、

あるべきか。

帝國萬歳萬々歳。

第二

旭のみはた

君がめぐみを

國のひかりを

あさひのみはた。

いたゞきて、

かたにきて

はせすゝみ、

敵のしろく

敵のふねく

かちにかつたる

つゞけておとし、

微塵にくたき、

かちいくさ。

帝國萬歳萬々歳。

第三

あさひのみはた

世にたぐひなき

忠義ひとつが

わらべをとめに

君のためなら

國のためなら

朝日に匂へ

あさひのみはた。

日のもとには、

たましひぞ。

いたるまで、

命をすてよ、

身ををしむなよ。

山ざくら。

帝國萬歳萬々歳。

○旭の御旗

第一

日のもとゝしも名にし負へば

加部 巖 夫 作

朝日の御旗さへげもちて
いたらん國をなびけてまし

あらゆる國々平らげまし

第二

世界はひろしひろくあれど

わが日のみはた仰げく

わが日のもとになびけく

わが日の御旗を誰れも仰げ

○國旗を詠じたる和歌

天津日のみはた掲げて大君のあれまし、日をいはぬはなし

天津日のみはたかへげて年毎に君がめぐみを仰ぐけふかな

天津日の旗てなびきてくもりなき御代のひかりもみえわたるかな

日のみはたなびかぬ國ぞなかりける君を仰がぬ民しなければ

くもりなき御代のしるしは多かれど先づ仰がるゝひのみはたかな

千代のかげくもるときなくひさかたの朝日のみはたよもになびかむ

明らけき國の光は朝日さすくもの旗てにみえわたるかな

天津日のかげにぞ見ゆる御めぐみもあまねきみよのしるしなりけり

大君の大御ひかりはかへげたるみ旗にやがてあらはれにけり

日のみこの大みしるしの日のみはたどつ國人も仰がざらめや

日のみはたかへげて見れば打なびく風もゆたけき君がみよかな

いや高さみよのみいつは朝日さすみ旗のかげに先づ知られけり

山の奥野の末迄も天津日のみはたなびかぬかたなかりけり

明らけきみよの光も天津日のかへやきわたるみはたにぞしる

日のもとの光も見えてのどかにも雲井に旗てひらめきにけり

天てらす日の大みはた家毎にたてゝうごかぬ世をいはふかな

驚とたつといふともさしのぼる天津日かげの旗にしかめや
さしてゆくわが旭のみ旗朝風に雲吹きはらふ高麗の白山

錦旗を詠じたる和歌

天津かせ吹けや錦の旗の手になびかぬくさはあらじとぞ思ふ

第十七節 國旗の國民教育に對する關係

國旗は一國の標章にして、實に、一國を代表するものなり。而して、國旗は、何れの國のもの、皆、それ／＼其の國建國以來の歴史の發表ともいふべきものなるが故に、國旗を見れば直ちに、其の國の國體、國風、國民の理想、特性等を知ることが得べし。先きにもいへる如く我が日章旗は、實に建國の體制、國民の皇室に對する觀念、及び其の理想特性等をあらはせるものにして、高尚深遠なる意義、歴史を有し、まことに我が帝國の標章たるに恥ぢざるものなり。然るに我が國民の多くは、其の性質意義を知らずして、冷淡に、國旗は、唯だ、祝祭日にあたりて、門戸を飾る用をなすものと心得居

るものあり。無知の致す所とはし、我國民の中に愚者あること、まことに慨すべきにあらずや。

抑、祝祭日に國旗を掲ぐるは、皇室若しくは國家に關して祝賀すべきことあるが故にして、是れ、實に、國民の義務本分といふべきものなり。蓋し、國民として、皇室若しくは國家に對して祝意を表するには、國家の標章たる國旗を用ゐる外、また、良法なければなり。

國旗の用たる、實、祝祭日に祝意を表示する標章たるに止まらず、なほ、之より大なるものあり。何ぞや。國と國との交際上、一國を表示すべき標章として、缺くべからざるものなること、是れなり。たとへば、一國の船艦が他國の港灣に入り、若しくは海上にて、他國の船艦に逢ひたる時、國旗を艦首に掲げて、其の何れの國に屬するものあるかを知らしむるが如き、或は、條約國內に置かれたる公使館、領事館等に、常に國旗を掲げて、何れの國のものなるかを知らしむるが如く、即ち、是にして、かゝる際に、國旗は、國際上所屬の國をあらはす唯一の機關となれるが如し。故に、國の強弱盛衰は、直ち

に、其の國旗の旗色に關するものなり。たとへば、其の本國富強なるときは、他國の領地に立てられたる國旗の旗色、あざやかに壯んなれども、之に反して其の本國貧弱なるときは、旗色もまた何となく引き立たずして亡國衰微の徴をあらはすが如し。是れ、國旗其のものが、直接に、かゝる色をあらはすにあらざれども、主觀的に見て、かゝる現象のあらはるゝを覺ゆるは、人情の自然といふべし。

我が國の國旗は、前に述べたるが如く、從來高尚なる歴史を有し、特殊の意義を含めるが上に、今や明治二十七八年戰捷及び、北清事件の結果によりて、愈々其の尊嚴を加へ、諸外國皆我が國旗を仰ぎ見るに至れり。一片の旗章にして、此くの如く大なる歴史を有し高尚なる意義を含めるもの、他に其の類を見るべからず。國民教育の立場より之を見んか、國旗の國民教育上、有數なる教授資料たるべきこと言を俟たざるなり。思ふに、之を國民教育の教授資料に用ゐんか大に、兒童の國家思想、及び、國民思想を養成し得べく、從ひて對外思想を盛にし、忠君愛國の志操を養成せしむるを得べきや疑ひなしと云ふべし。

第五章 天皇旗

第一節 天皇旗の起源及び由來

萬世一系の皇統をうけて、我が大日本帝國に君臨まします 至尊の用ゐさせたまふ御旗を天皇旗と申し奉る。此の旗は昔皇旗或は錦旗と申し、ものなり。天皇旗の稱は明治の初年に名づけさせたまひしものなれども、其の起源は國旗と同じく、遠く、建國の當時にあり。いひ傳へによれば、我が國第一代の帝、神武天皇の東夷を征伐せさせたまひし時、日向の國宮崎にて旗を製作したまひきといふ説あれども確かならず、其のはじめて記録に見わたるは、神功皇后の三韓征伐を叙したるものにあるが如し。即ち、舊記に、皇后、三韓を征伐したまひし時、金鼓節なく旗旗錯亂すれば、士卒整はずと令したまへりとあるを以て證とすべきなり。而して皇族の今日いふ所の國旗軍旗と全く其の用を別かちたるは、源平藤橘四家の旗の定まりたる時なりしが如し。源平二氏天下を掌握して大政までも左右せし後は、朝廷の威權大に衰へ從ひて錦旗を用ゐたまひしこともなかりし

が、承久の亂以後足利幕府に至るまでの間には、しばしば錦旗を下したまひき。「承久記」に、「おんの御旗赤地の錦のひれとかんかうれうをゆひつけて中には不動明王四天王をあらはし奉りたる旗十旒を十人に賜はりたり」とあるは即ち錦旗のことなり。又其の後、建武蒙塵の際に村上義光が賊手より奪へ返したる錦旗、及び、笠置の城中にたてられ或は南朝の軍の進む處になびきたる錦旗も、何れも、今日のいはゆる天皇旗なり。されど當時の錦旗は今日の天皇旗の如く、一定の菊花章を用ゐたるにはあらずして、多くは日象、月象を描きたるものなりき。但し、大江匡房の書きたりといふ書に、錦の赤地に金銀の日月、若しくは、武勇のはまれある神の御名、菊花紋などを、御印に用ゐるべしとあるを見れば、當時、或は已に菊花紋を描きたるものを用ゐしかも知るべからず。其の後、兵馬の大權いよく武門に歸し、遂に徳川氏の天下を一統してよりは、九重の雲穩かにして、天上の夢を驚かし奉るほどのこともなかりければ、随ひて錦旗の出づることとも絶えて無かりしが、徳川氏は、征夷大將軍の權を以て、錦旗を自ら藏することを請ひて許されたり。然るに、外交上の變動は端なくも維新革命を惹き起したる爲め、錦

旗は、屢々下りて六十餘州を風靡し、長く、硝煙彈雨の間にありしが、よく肅然として皇威の赫々たるを示せるは、ひとへに徽聖文武なる 天皇陛下の御稜威によれるなり。かくて徳川幕府の勢威地に落ちて、徳川氏、終に大政を奉還するや、また、かつて賜はり置きたる錦旗を、朝廷に返上しぬ。後、明治三年十月三日に至り海軍旗章制定せられしが、其の時朝廷は、御旗、及び、皇族旗等を制定し、ついで、天皇旗といふ御名稱を御旗に附せられき。天皇旗は、初めは、之を宮中に藏め置きたまひしが、今は皇后旗と共に、宮城内なる守衛隊司令官室に奉置し、行幸啓の時、近衛騎兵聯隊の曹長、之を捧持し、鹵簿に先きだちて其の前驅をなすこととなりたり。

第二節 天皇旗の徽章

謹しみて天皇旗を拜し奉るに、其の御徽章は赤地の錦に十六瓣の菊花を表はしたるものなり。天皇旗、即ち、錦旗の御徽章に菊花を用ゐさせたまひしは、天皇旗の名稱を定めさせられし時を初めとし、それより以前には、之を用ゐたることなかりき。但し、皇室

の御紋章に菊花を用ゐたるは、古くよりの事にして、後鳥羽天皇が隱岐國にて、親ら鍛ひままひし刀劍の銘、及び、白河院が法勝寺の瓦に用ゐたまひし紋章の如き、皆、菊花紋なりき。

さて、天皇旗に菊花の徽章を用ゐさせたまひし根據を案ずるに、菊花は、千歳かはらぬ色香を有し、群芳、霜の爲めに落ち散るときにあたり、獨り毅然として晩節を保ち秋に殿するが故に、その異名を、節花、或は、傳延年など稱したる故事あり。また、其の形狀の太陽の光線を放ちたるに似たるあり、且つ、我が皇室にて歴代菊花紋を用ゐさせたまひし因縁あり。是等の芽出たさいはれによりてぞ、菊花の徽章を用ゐさせたまふこと、なりしならん。又、菊花の色清く、香高きが上によく晩節を守り、且つ其の形の太陽の光線を放つに似たるは、皇室のときはかさはに、遠永く榮えます意を寓するに適したる爲めならん。ことに、其の赤地錦を選ばせたまひたるは、古の錦旗を忘れざらん御爲めにして、即ち、皇祖皇宗の御遺徳を慕はせたまへるに出でたる御趣意ならんと察し奉る。まことに天皇旗は、其の徽章より地の意匠に至るまで、いづれも目出たく尊く、かく目

出たく尊きは唯り我が天皇旗に於て之を仰ぐべくして、他にまた此くの如き類を見るべからず。

第三節 天皇旗の尊嚴

天皇旗は、前に述べたるが如き起源と由來とを有し、また、ふかき御大心を含みたるが故に、自ら犯すべからず、侮るべからざる威嚴あり、之を見る者をして知らずく畏敬の念を生せしむ。故に、遠く、之を望み奉れば、中天に輝ける太陽と其の光を争ふが如く、近く之を拜し奉つれば、金色燦爛として、仰ぎ見るだに恐れ多きを覺ゆ。なほ之を精神的にいはんか。吾等帝國臣民の天皇旗に對するや、心中自ら歴代の天皇に見ゆるが如く、また、龍顏に咫尺したるが如く敬虔の念油然而して起ると共に、皇室のいよゝ榮えまさんことを祈り奉らんと熱情に満たさるべし。此く、吾人が天皇旗に對して敬虔尊重の情の盛んに起るは、一に此の御旗の犯すべからざる威嚴を具へたるによる。而して國民にかゝる感情を起さしむるは、實に天皇旗の天皇旗たる所以にして、此の御旗に

對してかゝる感情を起すは、實に日本國民の日本國民たる所以なり。宜なり、古來征討の大命を受けたる將軍の、錦旗を翻して陣頭に進むや、たとひ、龍駕親しく其の地に臨みて軍隊を統率したまはずとて此の旗よく御親征の標章となりて、隊伍よく整ひ、士氣爲めに百倍して向かふ處靡かざるものなかりしことや。また、之を禮容具として儀式に用ゐるや、拜するもの、皆、皇室を聯想して其の威嚴に打たれ、我れ知らず、尊王盡忠の念を起ししことや。

第四節 天皇旗に對する敬禮

天皇旗及び皇后旗は、上に述べ來たりたるが如く神聖尊嚴なるものにして崇むべく敬ふべき淵源を有するものなり。國民たる者之に對し至誠を以て敬意を表すべきは勿論のことなり。

通常、我が天皇陛下及び皇后陛下の行幸啓にありて、鹵簿の前方若干の距離を置きて、一名乃至二名の警部之が前驅をなす。此の前驅と御馬車との間に儀仗兵あり。儀仗兵の

先頭に捧げ立てられたるもの即ち天皇旗なり。されば、天皇及び皇后陛下の行幸啓の御道筋にあたりたる國民は、鹵簿の近づきたるを望みて、直ちに其の容儀を正らし、さて、天皇旗或は皇后旗に對し、靜肅謹嚴の態度を以て敬禮をなしたるのち、更に、陛下に向かひて敬意を表することを忘るべからず。かゝる際に、龍駕過ぎて後直ちに喧騒し、若しくは階上堤上等の高きより之を拜し、或は帽を戴きたるまゝ佇立して之を拜し、或は醜體をあらはして行幸啓の御道筋に立つが如きは、不敬の最も甚だしきものにして、實に國民たるの義務を知らざるものといはざるべからず。

次に、陸軍禮式に於ける敬意表示の方法を示さんに、部隊にありては、先づ、其の部隊を道路の一侧にとめて着剣せしめ、御旗の、まさに六歩前に進み來たりたる時、喇叭手は君が代の譜を奏し、指揮官は捧銃を令し、自己は劍を以て禮し、なほ六歩御通行の時まで、其の姿勢を保ち、御通過ありて後、立銃を命じて舊位に復するものとす。また單獨通過の時に於ける天皇旗皇后旗に對する敬禮は、恰も、かときあたりに對し奉りて敬禮をなすが如くすべし。

第六章 軍旗

七十六

第五節 軍旗の起源及び由來

軍旗は、また聯隊旗とも稱し、軍隊にありて公明至誠なる軍神と仰がるゝものなり。軍旗は、其の起源天皇旗と同じく、古の錦旗より轉化したるものにして、我が國にて、之を制定したるは、實に、明治三年なりき。此の旗の徽章は國旗のと同じく日象にして唯だ日象の周圍に十六條の光線を射出せしめたる所のみ國旗と異なり我が國の軍隊にて始めて軍旗を賜はりたる近衛歩兵第一第二聯隊にして、我が 大元帥陛下には明治七年一月十三日を以て嚴かなる授與式を擧げ、此の二隊に此の旗を下し給ひたり。其の後明治十一年十二月二十九日に至り、當時六鎮臺と稱せられし東京、仙臺、名古屋、大坂、廣島及び熊本の各聯隊に授けたまへり。又後に至り、軍備擴張の詔勅出で、鎮臺を改めて六師團とし、更に十聯隊を増加せしが爲めに、明治二十年五月二十四日までに、前後併せて二十八旒の軍旗を授けたまへり。其の後明治二十七八年の戰役起るや、また後備歩

國

旗

軍

旗

兵聯隊に之を授け、戰捷の結果として、臺灣及び澎湖島の我が版圖に歸し、其處に守備隊を設けらるゝに及びて、また、之に授けたまひき。されど、久しからずして、同守備隊の編成に變更を來たせしが爲め、守備隊は其の中の若干旒を宮中に返納せり。また、當時軍備擴張の結果として從來の六師團を増加して十二師團四十八聯隊となし、加之、明治三十二年には、近衛騎兵聯隊外の騎兵隊をも、聯隊編成としたりしが爲め、何れも、當時を以て、親しく軍旗を授け給へり。故に、現時に於ける我が軍旗の數は、實に、六十四旒の多きに及べりといふ。

第六節 軍旗授與式

凡そ軍師團隊にありて、其の聯隊は、軍旗即ち聯隊旗の授與せらるゝを待ちて、始めて、成り立つものにして、之なければ活動すること能はず。故に、隊の編成せらるゝや、必ず、嚴肅なる儀式を設けて 大元帥陛下より親しく軍旗を其の聯隊長に授けたまふを例とせり。之を聯隊旗授與式といふ。今、其の次第を左にかゝげん。

七十七

師團にありて、新に聯隊を編成し、其の成るを 大元帥陛下に奏上すればやがて、大元帥陛下より軍旗を授與すべき旨の畏き御沙汰あるを常とす。かくて軍旗の授與せらるる當日には聯隊長を首とし、其の聯隊に属する將卒は凡べて正装して式場に整列し、其の他同衛戍地の各種兵隊、及び、皇族、元帥、大臣、内外國の文武官等、概ね、參列す。やがて、大元帥陛下は、公式の御鹵簿を以て式場に臨御したまひ、侍從武官長、軍旗をさへげて、之に扈從す。其の時、聯隊長は、數名の將校を隨へ、肅々として御前にすゝみて、御手づから授けたまふ軍旗を拜受す。其の時、大元帥陛下は、玉音高らかに、歩兵、聯隊編制成ルヲ告グ仍テ今其軍旗一旒ヲ授ク汝軍人等協力同心、益威武ヲ宣揚シ我帝國ヲ保護セヨ

どの勅語を下したまひ、聯隊長は、畏みて、直ちに 謹テ勅語ヲ奉シ臣等死力ヲ竭シ誓テ國家ヲ保護セン どの答辭を奉ずるを例とす。其の式の莊嚴嚴肅なる、また之に比すべきものなし。帝國の威武は、實に、こゝに淵源するものと云ふべきなり。

抑々軍旗を聯隊に授けたまふ御趣意は如何。又軍旗の性質は如何。謹みて、明治十五年一月四日軍隊に下し賜へる勅語を拜讀し奉るに、古は、天皇躬ら軍隊を卒るさせたまふ御制にて、時ありては、皇后皇太子の代はらせたまふこともありつれど、大凡、兵馬の權を臣下に委ねさせたまふことはなかりき。また陛下は此の詔に於て、「兵馬の大權は朕が統ふる所なれば、其の司々をころ臣下に委するなれ云々」とのたまへり。是れ、我が國建國の大義なり。然るに、中世以降、兵權武士の手に歸せしより、世は、順逆の理に迷ひ、大義の重きを忘れて、國運もつひに振はずなりたるは、兵權朝廷にあらずして、號令の統一を缺きたる結果とこそいふべけれ。然るに、明治の御代となり、大元帥陛下は、國民の幸福を軫念したまひ、軍備をどこのへ、國光をかゝやかさんとの大御心より、兵制を今日の如くに改めたまひ、また、兵力の消長は國家の盛衰興亡に關することを思し召し、御躬ら大元帥とならせたまひて、親しく、軍務を總攬したまふこととなりぬ。されど、天皇の掌握し給ふは、兵馬の大權にして、軍隊指令の實務は、之を各級の將校に任せ、之をして各其の責を負はしめ給ふ。而して各聯隊をして、此の責任と統屬とを

知らしめたまはんが爲めに各隊に軍旗一旒を授けたまふことゝなれるなり。是によりて之を觀れば、軍旗は聯隊の精神名譽の標章にして、實に責任ある監督者ともいふべきものなり。我が帝國の臣民たる者は、軍旗を仰ぎては常に忠節ならんことを思ひ、軍旗の光をしていよく明らかに、ますく四海に輝からしめんことをつとむべきなり。

第七節 軍旗の守護及び軍旗祭

前節に述べたるが如く、軍旗は大元帥陛下の、親しく授けたまふ所、而かも聯隊の精神の宿る所のものなり。されば之を守護するや、最も鄭重を盡くし、苟くも不敬不遜にわたる如きことあるべからず。故に昔、近衛歩兵の一、二隊にのみ下賜せし當時は、宮中にて守衛當直大隊長軍旗を保護する定めなりき。されど其の後に至り、相ついで各聯隊に授けたまふことゝなりければ、遂に、之を聯隊長室に藏めおき、聯隊長、自ら之を保管し、若し聯隊長不在なるときは、週番中隊長之に代はりて保管することゝなりたり。而して、軍旗の在る處には、常に、一名の古參少尉、及び、旗護下士二名と若干の軍旗

護衛兵とありて、之を保護し、なほ軍旗中隊と稱して之を護衛する中隊あり。此の中隊は、軍旗を護衛する間は、軍旗に對し、また、大元帥陛下に對して敬禮する外、何人に對しても、決して敬禮を行ふことなし。

又、軍旗送迎の式いと嚴格なるものなり。先づ奉迎の式につきていはんに、第一に軍旗中隊は其の收め置ける室前に至りて横隊に停止す。其の間、旗手少尉は、下士二名を隨へて室内に入り、うやくしく軍旗を迎へて出で來たり、其中隊の正面に立ちて、少しく、之を前方にさゝぐ。其の時、中隊長は、中隊に着劍せしめて、棒銃の敬禮をなさしめ、自ら刀を以て禮す。又、曹長は刀を捧げ、鼓手、喇叭手は、足曳の譜を奏す。終はりて、中隊に立銃を命じ、士官以下は、肩刀となり、順次定位に復して、行進を起すを例とす。奉送式は此の式を前後したるまでにて概ね奉迎式の同じ。

軍旗は實に全聯隊の視聽を一にして、其の精神を主宰する公明至誠なる軍神ともいふべきものなり。故に、聯隊は、軍旗授與の日を忘れざらんが爲め、また之に對して服従の誠を捧げんが爲めに、毎年、軍旗授與の日を以て、禮拜の式を擧ぐ。之を軍旗祭とす。

軍旗祭には嚴肅なる式を擧げたる後、通例、擊劍、相撲等の餘興あり。其の盛んなること、鎮守祭禮の盛んなるが如しといふ。

第八節 軍旗の尊嚴

軍旗は聯隊の精神にして、聯隊の行動は、一に軍旗の支配する所なれば、軍旗の尊くして、而かも、犯すべからず、犯すべからざる威信を具ふべきは、言を俟たざるなり。普王ウヰルヘルム、かつて、軍旗に關する勅語を下して曰はく、『夫れ、軍旗は國君の尊榮を表するものなり。軍隊の之を奉じて一たび戰場に出づるや必ず之を其の先頭にかゝり、全力を注ぎて軍隊の名譽と武勇とを表章すべし』と。また佛國大統領も、かつて、軍旗に就きて示して曰はく、『軍旗は軍隊の精神名譽の表章なり。汝等軍人、忠勇以て此の旗を保護し、若し我が名譽を毀損し、我が法律を汚辱するものあれば、此の表章をかゝり、討伐して赦すことなかれ。凡る、神旗の向かふ處、敵なかるべし。汝軍人等、それ之を體せよ』と。以て、其の威嚴を具ふべきを知るべし。ことに、我が國の軍旗は、萬世一

系の皇統をうけさせたまひたる 大元帥陛下が、兵馬の大權は天皇之を掌握するの義により、其の統屬と責任とを知らしめんが爲めに、親しく聯隊に授けたまへるものなれば、天皇の神聖にして犯すべからざる如く、軍旗も、また、神聖にして犯すべからざる尊嚴を具ふるや明らかなり。語を換へていへば、軍旗の在る處は、大元帥陛下のゐます處にして、軍旗の前は、玉座の前に異ならず。軍人の軍旗に對する責任豈に、大ならずや。軍旗は、聯隊の神にして此くの如き威嚴を具へ、神聖にして犯すべからざるものなれば、其の下に立てる將校士卒は、身を挺し死を顧みず、以て其の神聖を汚し、其の聯隊を辱しめざらんことを努むべきなり。若し、軍旗の戰場に翻されたるに當たり、軍利わらずして敵手に委せんとすることあらば、其の下に在る將校士卒等は、死力を以て之を争ひ、なほ止むを得ざる場合に臨みては非常の手段に出でても、之を護せざるべからず。たとへば軍旗を土中に埋め、或は寸斷して數人に頒ち、或は火にかけて灰燼に歸せしむる等、是れなり。若し、事ここに出でず、一朝之を敵軍に奪はれんか、其の聯隊は、軍旗なき聯隊となり、精神なき軍隊となるべく而して永く、兩軍旗を賜はること能はざるべ

し。たとひ、戰場に於て敵の軍旗幾旒を奪ひ取るとも、自隊軍旗を失へたる不面目は、得て償ふに足らず。ことに、軍旗にして一旦敵手に入るときは、永久敵國の玩弄物となるべく、其の隊の恥辱不名譽また此の上もなきのみならず、延いて、國家の體面を汚すべし。我が國の軍旗は、新に授けられたるもの、外は、何れも、皆、戰場に於て偉勳を奏せしものなれば、其の名譽ある血の歴史を有するだけ、それだけ、尊嚴の度を加へたりと云ふべし。蓋し、これ、我が忠勇なる將士が、其の軍人たる本分を盡くして、よく其職を守りたる結果たらずんばあらず。

第九節 軍旗に對する軍人の赤心

軍旗の尊嚴なることは、前に述べたるが如し。而して、かく尊嚴なる軍旗を有する軍隊は、常に、死を以て、之を護衛し、以て、其の尊嚴を保ち、其の隊の名譽を揚げんことを期するなり。我が國軍旗を制定してより、已に數度の戦役ありき。而して、我が忠勇なる軍人等は戦ふ毎に死を鴻毛の輕きに比し、義を泰山の重きに比し、身をも家をも捨て、

軍旗の尊嚴を保ち國家の威信を高めたりきと雖も、比較的、軍旗に對する軍人の美譚少なし。蓋し、これ、我が軍旗の向かふ處、敵兵忽ちにして砲火を熄め、干戈を投じて逃走若しくは降服せしによるならむ。されど、熊本神風黨の亂に於ける、與倉中佐の勳功の如きは、特に、茲に紹介せざるべからず。

明治九年、熊本に神風黨の亂起るや、賊は、十月二十四日の夜を期して、時の鎮臺司令官種田少將の自邸と、聯隊長與倉中佐、及び、安岡縣令の邸宅に火を放ち、しきりに之を襲撃せり。其の時與倉中佐は熟睡し居たりしが、軍旗衛兵が不意の叫聲に目を覺まし、竊かに、廊下に出でて動靜を窺ひたるに、全く賊の襲撃したるなりければ中佐は、直ちに、軍旗を執り胸に巻きつけて走り出でたり。其の賊は之を見、追ひすがりて與倉氏ならずやと呼びかけたり、中佐、之を給ぎて人違なりと答へたれども、賊は追ひ迫りて遂に中佐の背部に一刀を加へたり、中佐、なほひるまずして逃れ走り、途上、知己の家に駆け入り、鬚を剃りおとして、其の中佐たるを知ること能はざらしめぬ、それよりひた走りて走りて、辛うじて、本營に達し、纔かに國旗を全うすることを得たりき。或は曰く、

其の時、旗手佐竹中尉、大傷の爲めに斃れたりしが、兵卒腰部幸作といふ者、中尉の遺骸中に、血痕斑々たる軍旗を發見して、之を全うしたるなりと、何れにもせよ、危機一髪の間によく、之を保庇したりし功績は、我が軍旗上の美譚とするに足るべし、さてまた、外國には、軍旗上の美譚として今日に語り傳へられたるもの少なからず。今其のおもなるもの二三をかゝけて、參考に供すべし。

一千八百九年四月二十三日エクミュルの戦に大勝を得てより、ナポレオンは心甚だ驕り、意氣揚々として、その夜、大將ダフーの陣營に至る。其のダフー、軍功の爲めにエクミュル侯に封せられたるを以て、之を祝せんとてゆけるなり。而してナポレオンは、その平生の癖として、路傍に迎謁する老親衛兵の鬚髯を撫し、或は、耳朶を捻り、或は、衆士官に向かひ、戯語を發するなど、行く／＼談笑して士卒を慰藉せり。然れども其の旗手中尉ベルニユーの前に至るや、忽ち憤怒して、汝の軍旗は何處にあるかと叱責しぬ。蓋し、中尉は朝來の戦に、蹙軍の手痛き襲撃を受け、負傷して軍旗を失へたればなり。時に中尉答へて曰く、陛下の軍旗は、こゝにあり、今朝の戦ひ、實に不意に起り、

身重傷を負うて、精神錯亂し、遂に軍旗を敵兵に奪はるれぬ。然れども、幸に伍長デロールあり、再びこれを奪ひ回すことを得たり。と、言ひも終らざるに、ナポレオンは勵聲叱咤して曰はく、そは汝の功に非ずして、伍長デロールの功なりと。ベルニユーは之を聞きて遺憾まことに遣る方なく、口吃りて言ふこと能はず、ただ、全身戰慄して冷汗の背に冷さを覺ゆるのみなりき。ナポレオンこれを見又、聲を勵まして曰はく、汝負傷せり、生きて、軍旗を失ふの恥をとらんより、寧ろ、自ら臨機の措置をなせと。中尉曰はく、かしてみて命を奉ず臣必ず死すべしと。ナポレオン、首肯して去り、行く／＼ダフーに低語して曰はく、朕彼れを罵詈することかくの如しと雖、彼れの心情は、洵に恟むべし。想ふに、彼れ、明朝、必ず、大尉の官を得む、若し、然らずんば、朕の見る所過てり。抑も、士を養ふこと、かくの如くならずんば、焉ぞよく、エクミュル公の如き者を得ん。と。その翌日、有名なるラチスポンの戦起り、その結果、佛軍の勝利に歸せんとするとき、ナポレオンは負傷したる爲め、丘上にありて、幕僚の將士、及び、軍醫の介抱治療を受け居る間に、ラチスポン、全く陥りぬ。其の時、中尉ベルニユーは、馬を馳

せて此方に向かひ來たりしが、ナポレオンの陣前にて馬を下り、埃軍の軍旗を杖つき踏跟として急歩し來たりぬ、顔色蒼ざめて人色なけれど、眼光宛ら炬の如くにして、淋漓たる鮮血、その全身を染めたり。中尉はナポレオンの前に進み、從容として禮して曰はく、陛下よ、ラチスポンは既に陥れり。都門の壁上に翩翩たるは、陛下最愛の鷲章旗なり。また、此の軍旗は、臣が敵と戦ひて奪ひたる所のもの、聊か、以て、前の辱めを償はんとす。陛下、幸に之を納め給へ。と、語未だ終はらざるに、ナポレオンいたく嗟嘆して、卿は負傷せしかと問ひ、愛惜の情に堪えざるもの、如くなりき。中尉は皇帝の恩を謝し、尙ほ、臣唯だ進んで敵弾に斃れんのみと言ひて出で行かんとせしが、昏倒してそこに死したり、ナポレオン悄然として、參謀長を顧みて曰はく、壯士ついに、軍旗の爲め、國家の爲めに斃る。その忠勇稱すべきなり。故に、卿は一帛文を作りて彼の父に送り、又、朕の筐中より、千二百フランの賞金と、勳章、及び、大尉の官を贈るべしと、長大息して、ベルニユーの忠勇を稱せり。

フーステルリッツの戦勝後、第一世ナポレオンが觀兵式を行ひたる時、中に軍旗をたて

ざる一聯隊あり。ナポレオンは之を見て大に怒りて曰はく、「汝第四聯隊の將校兵卒よ、汝等は朕が嘗て與へし鷲章を失へたるかど」。言葉の下より聯隊長は進み出で、「臣等不敏にして鷲章を失ひたれども、幸にして、埃露の六軍旗を得たり」とて、これを呈せしに、ナポレオンは猶不快の色を改めず汝等如何に埃露の六軍旗を得ども、その功は、以て、わが鷲章を失ふ罪を償ふに足らずと、聯隊長以下之を聞きて大に赤面し、次ぎの戦に又敵の一軍旗手を得て、僅にその罪を償ひ得たりと云ふ。

佛軍、セダンに戦ひて敗れたるとき、歩兵第九十六聯隊の旗手は、接戦中銃創の爲めに斃れしが、普國の兵は群り來たりてその軍旗を奪はんとせり。佛軍の少尉ポナード之を見て、數名の兵を指揮して之を遮りぬ。やがて少尉は、銃丸に中りて、生命も覺束なきはとなりしが、猶は屈せず、軍旗をとり、一方を潰して脱出せんとせり。されど、普兵これを圍むことますます、嚴かりし爲め、また、如何ともすること能はざるに至りしが、會々、大尉オプリー之を見て、走り來り激戦中に入りて、負傷せるポナードを扶け、軍旗を抱き、三度地上に倒れたりしが、かゝるうちに、同聯隊の將士多く集り來たり、大聲にて軍旗

失ふべからず、軍旗を救へと疾呼したるため、オプリーは大に力を得て、隻手に軍旗を捧持し、野戦病院の駄馬に打のり、一方の圍を潰して脱れ去りしかば、其の軍旗は終に事なくして止みたり。

また一千八百七十年に於ける普佛の戦には、佛軍、不幸にして利あらず、敗衄の汚名を蒙りたるのみか、その軍旗は敵に奪はれ、爾來、普國皇宮に於ける窓掛として弄ばれたり。また、其の役に於いて、刀劍彈丸に裂かれ、或は、鮮血に汚されたる軍旗は、後年負傷して兵役に堪へ難き老年の勇士を養ふ、廢病院の中に装置し、その來歴を詳に書して後世諸人の鑒となしきといふ。

かのメッツセン、セダンの落城するや、佛國の軍旗は、大抵敵手に委したり。然れどもメッツ全軍の軍旗は、未だ敵手に委せざりき。而して此軍旗の下にたちて、その尊重を知る勇士等は、大にこれを遺憾として慷慨拒絶し、殊に將官ラバッセの如きは、軍旗を要求せる敵の使者に答へて曰はく、我が旅團は誓つて軍旗を他人に委せざるべし。もし、これを他人に委するが如き耻辱を、軍旗に蒙らしめんよりは、寧ろまづ、燃燒してその葬

儀を營まん。然らば、何の面目ありてか、兩ひ朋友親族に見えん。今は、ただ自刃の一あるを知るのみなりと。また撰拔歩兵第一聯隊の大佐ペアンは、その軍旗が將に敵手に奪はれんとするを憤りたる時、麾下の諸士もまた慨然として腕を扼し、大佐の天幕を圍繞し、異口同音に叫びて曰はく、大佐閣下よ、假令、普兵來たりて、我が軍旗を奪取せんとするも、我等は死を以てこれと争ひ、決して佛軍の耻辱は貽さじと。これを聞きたるペアンは、直に天幕より出でて、軍旗を群集の中に樹て、まさに將卒に告ぐるところあらんとせしも、殘憤いまた止まず、胸塞り、口結ばれていふこと能はざりき。たまたま一老軍曹あり。威儀を正しうして諸士の前に進み出て、その軍旗を叮嚀に拜したるのち、突然、腰間の銃劍を抜くよと見えしが、直ちに、軍旗をとりて之を寸斷して曰はく、之を全うして敵手に委せんよりは、寧ろ斯の如くにして、之を分配して保持せんといひて分配しければ、滿場の諸士、皆これを見て肅然たりき。

これも同年同役の九月二日のことなり。セダンの敗衄と共に、佛軍の將士、多くは、捕虜となりたれども、猶ほ、軍旗の貴重なるを忘れず、敵手に委して、永く、その軍隊の

國

耻辱を貽さんよりはと、或は焼き、或は全うせしめんとしたれども、かなはず、其等の軍旗は、大抵、敵手に委したり。然るに、獨り第九十六聯隊長大佐ブリュアンは、これを地下に埋めて保持せんと欲し、之を旗手少尉ルムーニエールに命ず。ルムーニエール乃ち、その夜、一兵卒を率ゐ大雨を冒して營を出で、近傍なる一地點を選びてこれを埋めぬ。其の後、兩軍の戦争全く局を結び、普佛兩國の和議成りしかば、普國に捕虜たりしルムーニエールも亦赦されて、コロニーニユを去ることとなりぬ。さて、ルムーニエールは、同七十一年の三月十七日、先づ、セダンに到りて、會つて埋置したる軍旗を掘出せんとせしが、其の地方には、普國軍尙雲霞の如く出在し、且つ、普兵の營舎は軍旗を埋没せし處を距ること僅に十餘歩の處なりしが爲め、また如何ともすること能はざりき。是に於てルムーニエールは容易に事の成就せざるを覺りて遺憾止みがたく、遂に之を其の地の職業家シュヅリエに謀りぬ。然るに、シュヅリエは、また勇氣ある愛國者なりしかば一諾の下に承諾し、その子と共にルムーニエールを助けて、必ず、その軍旗を掘り出ださんと決心せり。一夜、此の三人は、暗に乗じて普營に近づきたるに、たまく満地白皚

旗

軍

旗

々として、地盤の堅く凍りたりしが、其三人は之に屈せず、双手、交、雪を除き、地を掘り、辛うじて軍旗を發見することを得たり。その危険なる、まことに深淵に臨み薄氷を踏むよりも危かりき。若し不幸にして一度普兵に誰何せられんか、その身の危難はいふまでもなく、果ては、佛國軍旗を容易に敵手に奪はるゝの耻辱に遭ひたりしならん。かくて旗手少尉ルムーニエールは、ほどなく、本隊に歸着し、泥土に汚損したる旗を出だして示しければ、全隊、皆、旗手の果斷を賞讃し、且つ、その無事を祝したりきとぞ。オーテスリルツツの戦にナポレオンの軍、勇進して一阜丘に達せし時、露兵のこれを拒止せんとするを聞き、マムリック騎兵と、輕騎兵とに命じて之を掃蕩せしむ。マムリック騎兵の中に勇悍にして、一以て十に當るべき一兵卒あり。二回迄、敵より獲奪せし物品をナポレオンに獻せしが、第三回目には、露の軍旗を獻せしかば、ナポレオン之を慰諭して、汝は最前よりの力戦に、さぞや疲勞を感じしならん。暫らく止まりて休息せよといひけるに、臣、力戦、今にいたるも尙ほ餘力あり。帝幸に憂ふるなかれといひ、再び馬を躍らして敵陣の中に駆け入りたりといふ。

第十節 軍旗の名譽

ナポレオン曰はく、「軍旗は軍隊の精神名譽の標章なり」と。實に、軍旗は軍隊の頭腦にして、其の下に立てる將校兵卒は、恰も、其の手足耳目の如し。また、軍旗は、其の隊の戦史にして、其の隊の勳功武威をあらはす名譽の標章ともいふべきものなり。故に軍旗は多、の歴史を有し、多くの勳功を有するものほど、名譽の大なるを知るべし。されば、かの幾多の戦役を経て彈丸劍槍の痕の爲めに布片斷續し、殘絲もてわづかに之を綴るもの、如き、或は、全く旗旒なくして唯だ其の旗竿のみ残れる軍旗の如きは、實に、最大なる名譽の歴史を有するものなり。若し、一たび、かゝる軍旗を見んか、自ら敬虔の念の生ずると共に、其の軍旗の名譽の大なるを思ひ出だすべく、且つ、此の軍旗を護衛して幾多の忠勇なる將士の其の下に斃れしことを追想すべし。我が近衛師團に於ける歩兵第一、第二聯隊の軍旗の如き、即ち、多くの戦史を有するものなり。其の古色凄然として、僅かに四端の輪廓を旗竿にとゞめたるなど、また、此の軍旗の臨みたる戦闘の如

國

旗

軍

旗

何に激烈なりしか、將士の如何に奮闘せしかを想像せしむるにあまりあり。其の他明治二十七八年の戦役に、征清の途に上り、ついで、北清事件に彼の土に渡りたる軍旗の如きは、何れも、みな瘴烟彈雨の中にありて偉功を奏し、名譽を世界に輝かしたるものなり。思ふに、軍旗の歴史の美醜は、其の手足たる將校兵士の心掛如何に關し、將校士卒の心掛如何は、實に軍旗の名譽の消長に關するものなり。我が國の軍旗の大なる名譽を負ひ赫々たる光明を放てるは、即ち我が將士の忠君愛國の情に富み、軍旗の翻へる處、身をも家をも忘れて君國に盡くしたるに因る。軍旗授與式に於ける聯隊長の奉答文に

謹ンデ明勅ヲ奉ズ臣等死力ヲ竭シ誓テ國家ヲ保護セン

とあるを見れば、思ひ半ばに過ぐるものあらん。此の奉答文たる、僅かに十數字の上に我が軍人の满腔の赤誠あらはれ、此の旗の下に立ちて、國を護らんが爲めには死をも辭せざる意あり。是れ實に、我が國軍人の精神にして、軍旗の名譽の關する所、また、我が大日本帝國々民の精華なり。我が國の軍人たり國民たるもの、豈につとめずして可ならんや。

第十一節 軍旗に對する敬禮

九十六

軍旗は、聯隊の精神、名譽の標章にして、いひ換ふれば、大元帥陛下の身代りとも稱すべきものなり。其の尊嚴なることは、軍旗中隊の軍旗を護衛する間は、大元帥陛下、及び、軍旗に敬禮を施す外、何人にも敬禮せざるにても知るべし。軍旗は、かく尊嚴神聖なるものなれば、之に對する軍隊の敬禮法、また、まことに嚴肅なり。かの劉院たる足曳の譜を吹奏して、其の軍旗を聯隊の中央に植立するときは幾千の兵士忽ちにして襟を正し、捧銃の敬禮を施し、満場の肅々たること、恰も、大元帥陛下の御前に立てるが如し。其の他、軍旗を奉送し、若しくは、之を奉迎する時の敬禮の、嚴肅にして鄭重なること、已に、尊嚴の條に記せるが如し。

また、將官より兵卒に至るまで、其の單獨通過の途中、軍旗に逢ふときは、何れも、大元帥陛下に對し奉ると同じく、最敬禮を行ふを例とす。さてまた、軍旗は、軍隊の専有物にあらずして、一國家及び一國民をも代表するものなれば、其の國民たるものは、常

に、之を崇敬せざるべからず。然るに、從來我が國民の多數は、軍旗に對する敬意表示の法を知らず、また、稀には、之を知るものあるも、其の敬意を表するは、唯だ、軍人にのみ限るものなりと思惟して顧みざるものあり。まことに、思はざるの甚だしきものにて、慨きてもなほ餘りあること、いふべし。

抑々軍旗は、一聯隊の表章旗なれば、聯隊以上の通過する際には、必ず、此の軍旗を先頭に立て、進むを常とす。故に、若し、之に遭ひたる時は、慎重の態度を以て路傍に停止し、帽を戴けるものは、先づ、之を脱して、叮嚀に敬禮をなすべきは勿論、若し、傍らに同行者が、或は其の禮を知らぬものならば、更に之をすゝめて、敬禮を行はしむべきなり。但し雨天若しくは、其の他の事情の爲めに、軍旗覆を用ゐたるときは、此の限りにあらずと雖も、之に遭へる際には靜肅を守りて、不敬の振舞なきやう注意すべきはいふを待たざるなり。中にも、最も注意すべきは、天皇旗、皇后旗に於けると同じく、軍旗通過の際にあたりて、隊列を横ぎりて通行せざること、是れなり。

第十二節 軍旗に對する國民の觀念

九十八

國家の盛衰興亡の關する所は、實に、兵力の強弱にあり。而して、兵力の強弱は、實に士氣の振ふと振はざるにより、士氣の振ふと振はざるとは、將士の軍旗に對する觀念の深さと然らざるとによれり。將士の軍旗に對する觀念のかく兵力の強弱に關係すると同じく、國民の軍旗に對する觀念も亦、一國の盛衰興亡に關するものなり。されば、國民たるものは、軍人と同じく、軍旗の起原由來を知りて、よく、之を尊敬せざるべからず。ことに、我が國は、古來、武を尙びたる國にして、萬世一系の皇統をうけさせたまひたる 天皇の 大元帥となりて、軍務を總攬したまふことなれば、我等國民たる者は、大元帥に對するが如き態度を以て、軍旗に對せざるべからざるなり。然るに、我が邦人の軍旗に對する觀念如何を見るに、まことに幼稚にして、國家のため慨嘆に堪へざるものあり。其の一例をあげんか。軍旗の通過するに遭ひて敬禮せざるのみか、甚だしきは、彈丸劍槍或は血の痕におははれて大なる名譽を負へる軍旗を見て、却つて其の甚だしく汚損したるを冷評するものあり。まことに。浩嘆に堪へざるあり。

翻りて歐米各國人の軍旗に對する觀念如何を見るに、軍旗の通過するや、群集山をなし、拍手喝采の裡に、之を送迎するが、彼等が軍旗に對する一般の風習なりと云ふ。ことに其の布片の彈丸の爲めに斷ち切れ、或は、鮮血に染みたる軍旗に對しては、滿腔の熱血をろゝぎて之を崇敬し、拍手喝采を以て送迎するさま、實に手の舞ひ足の蹈むを知らざるはどなりと云ふ。ことに文字あり、心あるものは喋々として軍旗に關する逸話將士の勳功等を語り、聞く者をして軍旗を重んずる念を深からしむと云ふ。是れ一に其の國民の尙武の風の盛んにして、愛國の至誠あるとに由らずんばあらざるなり。之を我が國民の、軍旗に對し軍人に對する態度に比す。其の是非優劣を言はんとするも、口よく言ふ能はず、之を筆にせんとするも、心に忍ぶこと能はざるものあるを如何にせん。

第十三節 軍旗の國民教育に對する關係

我が日本は、もと武を以て建てられたる國なり。されば我が國民は古より尙武の氣象に富

み、大和魂といへる特殊の氣象ありて、よく武威を海外に揚げたり。而して、近世に及びては、まさに、明治二十七八年の戦役あり、近くは北清事件あり、我が國民固有の氣象は著るしく外にあらはれ、我が國は、世界列強の一に算へらるゝに至りぬ。是れ、主として、大元帥陛下の御稜威によれりと雖も、また、忠勇なる我が軍人が軍旗の下に立ちて、よく勇戦奮闘したるによらずんばならず。ことに、北清事件に於て、我が軍隊が、文明國と稱せらるゝ列強國の軍隊と戦を共にし、其の正廉勇武なることを表はして、文明的軍人に恥ぢずとの評を世界に得たるは、實に我が軍旗國の光彩を發揮したるものにして、是れひとへに、我が軍人が、正義を踏みて、よく軍人たる木分を盡くしたるに因らずんばあらざるなり。

申すも畏こけれど、敬聖なる 大元帥陛下を戴き、此くの如く名譽ある軍旗を有し、而かも、全國皆兵の制を取れる我が國民の、獨り軍旗に對して冷淡なるは、そもく如何なる理由によるか。由來、我が國民は、古より、義を重んじ武に長けたる民族なりと、自らも稱し、人にも稱せられき。然るに、其の軍旗に對して冷淡なること、かくの如きは何故

ぞ。惟ふに、是れ全く軍旗の性質由來を明らかにせざるが爲めのみ。而して、軍旗の性質由來を知らざるは、全く、從來の教育に於て、軍旗に關する説明を度外視したるに由る。されば、事に國民教育に従ふ者は、自今、修身科は勿論 其の他、歴史、國語、唱歌等の諸科に於て、軍旗に關して教授すべき場合あらば、常に留意して、それに関する正確なる觀念を與へんことをつとむべし。又、軍隊の演習あるか、或は、軍隊の通過する道筋にあたる地の學校にありては、其の機を利用し、生徒をして、實地に軍旗を拜觀せしめ、之に對する敬禮の法を教へ、其の血に塗れたる、其の布片の斷續せる、其の古色凄然たる有様を目撃せしめ、以て、軍旗に對する生徒の觀念を明瞭確實ならしめんことをはかるべし。若し幸にして、かゝる便宜を得ば、まことに、兒童をして又、國民をして、根本的に軍旗の尊嚴神聖なることを知らしむることを得べく、從ひて、軍旗の赴く所には野の末、海の底までも追隨し、死力を竭くして軍旗を守護し、國家を保護せんとの志操を養はしむるを得べし。見來たれば、軍旗が國民を教育し、根本的に、忠君愛國の志操を養成せしむる上に於て、唯一の教材たること、また、疑を容れざるなり。

第十四節 軍旗に對する國民の美的觀念

○軍旗の歌(一)(近衛歩兵第三聯隊)

立見尙文作

第一

二千五百年以來、
その國守る軍人よ。
わが大君の御標ぞ。
如何なる敵をも打攘へ。
地球の上にかゝやかせ。
忠と勇とに此旗を、

光り輝く日本國。
汝が仰ぐ大旗は、
君の御言を畏みて、
忠と勇とに此の旗を、
いかなる敵をも打攘へ。
地球の上に輝かせ。

第二

昇る旭と諸共に、

代々の皇の神々は、

軍

旗

汝を援け玉ふべし。
此の八洲國のうちならで、
神功皇后、豊太閤、
忠と勇とに此のはたを、

汝の功をたつる場は、
外つ國々にありと知れ。
昔の功烈想ふべし。
地球の上に輝かせ。

第三

四方海なる日本國、
末頼母敷金城は、
翼猛しき鷲とても、
我が皇國に冠をなす、
雷なせる大砲と、
いかなる敵をも打攘へ。
地球の上に輝かせ。

砲臺よりも、船よりも、
汝等忠義の軍人ぞ。
爪牙鋭き獅子とても、
兇者どものあるならば、
電光あざむく劍もて、
忠と勇とに此の旗を、

第四

皇國の靈と軍人が、
 昔は弓矢鎗刀、
 汝が帯ふる銃劍は、
 揮ふべき時揮ひつゝ、
 此の大御旗を推したてゝ、
 用ふる利器は何物ぞ。
 今は銃砲軍艦よ。
 大和魂ある人の、
 鷲をも獅をも打攘へ。
 いかなる敵をも打攘へ。

第五

我が大君の御標と、
 益々光り輝きて、
 吾々陸海軍人の、
 祝ひ唱ひて悦びて、
 烈しき戦すみし時、
 御稜威は世界に響くらん。
 國の光とたつる旗。
 寇を平げ、民を撫で、
 功績譽めて諸人が、
 榮譽は限りなかるべし。
 國の光と此の旗と、
 御稜威は世界に響くらん。

○軍旗の歌(二) (近衛歩兵第四聯隊)

我が聯隊の此の旗は、
 頃は五月の未つかた、
 綾にかしこき大君の、
 綸旨と共に賜ひつる、
 過ぎにし明治の廿年、
 霞ヶ關も晴れやかに、
 日比谷の原に幸まし、
 いとも尊き聯隊旗。

時にすへらふ隊長の、
 答へまつらふ言の葉に、
 立てしな背に敵の箭を、
 草蒸す屍いまだ知る、
 貞愛親王かしてみて、
 額に彈丸をうくるとも、
 あな勇まし雄の子らよ、
 忘れざらめや誓ひ言。

時は明治の廿八、

彌生半ばに船出して、

虎伏す野邊や、唐國の、
鬼の住むてふ臺灣の、
鐵とらかす夏の空、

旅順口より舵をかへ、
島へ再びいくさだち、
骨身も浸す時の雨。

瘴雲痼霧何ならし、
要害堅固並びなき、
高く掲げし聯隊旗、
稜威と共に輝かん、

數の戦ひその中に、
彰化の東八卦山、
はまれは高く後の世に、
みいつと共に輝かん。

○軍旗の歌

(三) (歩兵第一聯隊)

比志島義輝作

歩兵第一聯隊、

編制ありし年月は、

大政復古の始めより、

六年にあたる五月にて、

全七年十二月、
日比谷の原も所せく、
我が大君はかしくも、
聯隊長を召し出し、
吾が此の第一聯隊の、

二十九日の辰の時、
御軍人を寄せ集へ、
旭に輝く御旗をば、
大御手づから賜はりし、
譽をいかで忘るべき。

御旗賜ひしその時に、
御軍人は諸ともに、
力を盡くし國民を、
のらせ給ひし大御言、
戴さもちて仇あらば、
吾が此の第一聯隊の、

我が大君のかしくも、
心を合せて一筋に、
安く静けく護れよと、
授けたまひし大御旗
身もたい知らず向ふべき、
譽をいかで忘るべき。

我が此の軍旗は天津日の、

光を四方に輝かす、

世界をてらす日本の、

廣き地球に求めても、

かゝる尊き御旗をば、

益荒夫と生れきて、

吾が此の第一聯隊の、

時しもあれや聯隊旗、

我等軍人は家を忘れ、

既に明治の十年に、

高瀬の里や、田原坂、

討ちて屠りて仇といふ、

みかげうつして皇帝の、

我が大君の御旗なり。

名に負ふ國のしるしまで、

二つとはなき御旗なり。

命にかへて守るべき、

君の御楯に選ばれし、

譽をいかで忘るべき、

なびかし見れば千萬の、

身を顧みず進むなり。

軍たがせし熊本の、

木の葉植木の戦に、

仇をのこらす筑紫湯、

國を清めて類なき、

吾が此の第一聯隊の、

高き績をあらはせし、

譽をいかで忘るべき、

○軍旗の歌(四)

山田美妙齋作

風にひらめく聯隊旗、

旗は飛びくる彈丸に、

みは日の本のつはものよ、

斃るゝまでも進めよや、

旗になはぢぞ耻なせろ、

なぞてたゆたふことやある。

記紋はのぼるあさびこよ。

破るゝほどこそ名譽なれ。

旗になぢぢぞ進めよや、

裂るゝまでも進めよや。

なぞて恐るゝことやある。

教授資料 國旗 終

日章國旗論

法學博士 松波仁一郎

國旗の嚮ふ所國權之れに伴ひ、國運の隆なるに應つて、旗色愈々鮮明と爲る。國旗は國權の表彰にして、國民の頭上に冠する海冠なり。海冠といふは、萬國の船舶海上に相會する際、各其國旗を示して國籍を表彰し、共有の海上に、國威と國光及び國富を、顯表するの標章と爲すが爲なり。先月合衆國大統領「マツキンレー」氏西米巡回の際、桑港に於ける商船進水式に臨みて、國旗は海外の貿易に伴ふと言ひたるも、亦之と同旨趣に出づ。陸に國旗の用なしといふに非ざるも、海は萬里の共有なるを以て、之に浮遊するものは、亦萬種の國性を有す。從て何ものか其國性を表彰するに非ずんば、實益に於て、また禮式の上に於て、不便尠しとせざるべし。之れ何れの海國も皆國旗を定めて、艦船に掲揚せしめ、之を掲げざる自國船には、刑罰を科し、之を掲ぐる他國船は、之を捕獲沒收する等、措置自ら嚴なる所以なり。漢字本來の意義を以てすれば、旗は旗にして、亭

明治三十四年十一月廿五日印刷
 明治三十四年十二月五日發行

國旗典附

定價金參拾錢



編纂者

石川榮司

東京市本郷區森川町一番地

印刷者

根岸高光

東京市神田區錦町三丁目一番地

發行所

育成會

東京市本郷區森川町一番地

印刷所

同志社印刷所

東京市神田區錦町三丁目一番地

市樓門の表なり。尤も人目に觸れ易き目標にして、曰く旗、曰く旗、旗といひ、旗といひ、何れも旗の一種にして、其形容概ね平方若くは長方の方角たり。和語の意義に關しては、萬葉集註に本朝の俗旌旗讀みて波太と云ふ。波とは長さ義なり、太とは手なり。手の長くかゝりたれば、波太といふとありて、洋語の「フラッグ」の意義にも、類する東西の奇遇なるも、余の茲に説明するものは、此等の字義論に非ず。

一家には一家の表彰あり。一族には一族の表彰あれば、一國には亦一國の表彰あるは、當然にして、此表彰を國旗とす。國家思想の發達するに伴うて、國旗の觀念も發達し、又其思想の變遷に従うて、國旗の意義も變遷し來る。民衆未だ一國を爲して、他の團體と對峙せざる際には、其國旗の必要は全くなきも、或は有るも、多くは單純なる裝飾に止まらん。相互の對立明確となり、平戰何れの際にも、各一隅を負うて、他の一方に對立するに至りては、自ら其峙立を表する國旗の伴生するを、世體の常とす。國家の對外思想十分に發達せずして、争は國內の中にある間は、強族各其旗を翻して、他の強族に對するに止まり、源平には紅白の旗あり、新田足利には中黒中白の旗あり、北條の魚鱗

の旗、楠家の菊水の旗の如き、殊に著しく之を證す。而して英佛獨塊の歴史を見るに何れも封建割據の世には、概ね我國と等しき現象を有し、國旗は輕きか或は全く無くして、寧ろ家紋族旗に重きを置きしもの、如し。然れども國內の統一稍全きを得て、國家として他の國家に對するに至りては、自ら多くの族旗を統括する大旆を生じ或は大將軍の旗となり、或は帝王の旗となり、遂に現今に於ける國旗の端緒と爲るに至るものとす。

歐洲に於ける國旗の起原は、素より國によりて相異なり、今悉く其起原を極め難しと雖も、此觀念の發達に、一時期を興へたるは、中古に於ける十字軍なりとす。十字軍は國家と國家との戦争にあらず、純然たる宗教戦争にして、西歐の耶蘇教徒が、十字の教旗を翻して、教祖國の不信徒と戦うたるのみなれども、之が將たるものには、國王あり、王子あり、將軍あり、宰相あり、諸國聯合の軍より成り、各自の所屬を明にすべき必要あるを以て、不知の間、自ら國旗の觀念に刺衝を興へて、其進歩を促したるものなり。後歐洲と諸國の間に、無數の戦争起り、戦争の前後には、更に無數の折衝連合を有して

益對外國權の思想を盛ならしめたるを以て、之に伴ふて國權の觀念を益盛ならしめたり就中其動機となりて、此觀念に一大進歩を與へしを、十五六世紀より十七八世紀に至る歐洲強國間に於ける、海權の競争なりとす。英國佛國和蘭西班牙葡萄牙等の諸國は、全世界の海權を争うて、或は一岬より、左は西國旗の下に同岬より、右は蘭國旗の下に國裁斷せる法勅あり。或は歐洲の海洋は、蘭旗の蹂躪に委ぬべしとの主張もあれば、海洋自由の論を立て、海上に於ける萬國の國旗は平等なりと言ひしことあり。英國の如きは、政府は海洋私有の國是を採り、軍力を以て之を實にせんとし、セルデン一派の學者は學理上海洋の私有し得べきものなるを唱へて、之に勢援したり。一方にありては、英國國旗を掲げたる艦船をしては、自由に其海洋を使用收益せしめ、他方にありては、其線内に來る他國の艦船をしては、英國主權の承認を表する爲め、各自の國旗を却下せしむることゝしたり。國旗は國權の表彰にして、國旗の却下は、國權の服従に等しき以て歐洲大陸諸國は、聯合して英國の主張に對し、數十回の外交談判と、十數回の海戦とにより、遂に英國をして此主張を撤回せしめたり、此實戦及び論争によりて、國旗の主權

に大關係あること、益世人の認むる所となり、今や殆ど其極に達せんとするは、余が彼地の實況を視察して、殆ど驚駭したる所なり。歸朝して我國情を見るに、中流の士尙國旗と國權の關係を熟知せず、刑法亦外國國旗に加へる侮辱に關して、特に制裁する所なく、僅に改正案に其一條文を入れたる程なるを以て、國民に國旗崇重の念薄く、從て國旗祭なく、國旗歌なく、國旗は單に祝典慶事に用ゆる單個の裝飾なり、と信するもの多く、寔に慨嘆の至りに耐へず。此れ一は我國土の世界の遠極に偏在せると、又一は我國古來の政略は、國民をして委縮の民たらしめたるに因る者にして、必ずしも現在の國民をのみ咎むべからずと雖も、現在の國民にして、此情態に止まるは、余の帝國國權の爲めに採らざる所なり。國旗を重んぜざる國民は、萎縮の民なり、萎縮の政策には、國旗を重視することなし。

國史を按ずるに、我帝國は神后豐公の二遠征を除きては、國旗を樹立すべき必要に接せざりき。而して此二個の例外とても、一は事古代に屬して詳細を知るに由なく、其知る所を以てする時は、彼の戦には今日諸國に用ゆる如き、國旗を用ゐざりしもの、如し。

又一は歴史の記載に據ると、同じく現今の國家思想を以て、他國と對戦したるに非ずして、國旗の制定は未だなかりしと、推定して可なり。船に日本丸の名稱を有せるものありしも、旗に日本旗と見るべきものなかりき。其眞に日本國旗と稱すべき、日章旗の生じたるは、僅かに維新後の事に屬す。之れを英國聯合旗の千八百八年一月一日、米國流星旗の千八百十八年に、何れも特別の法勅を以て生じ、佛國三色旗の革命の前後に生じたるに比すれば、尤も後にして、僅に獨逸三色旗の千八百六十七年の同盟條約によりて、生じたと伯仲せりといふべし。而して英獨諸國旗の由來を尋ねるに、悉く國家自ら其制度の必要を自覺し、種々の紛騷討論を経て、遂に明確なる成文と、式典を以て之を制定したるものにして、所謂旗史を有すれども、我國旗は偶然の必要に迫られて、無意味の間に湧出したるの觀あるは、吾人の大に遺憾とする所なり。前にも述べたる如く、我國は永年鎖國の主義を採り、國家自ら外に對して堂々の陣を張りしことなく、又國民を獎勵して、進んで外國と交通貿易をなさしめざりしを以て、國旗を制定する必要を感せざりしと、維新の改革を以て、從來の國是を一變して、開國進取の主義を採りしに因り

海外の交通上、自ら國旗制定の必要を生じ、遂に法文成典の形式を待たずして、國旗を有するに至りしなり。而かも其能く世界無比の日章旗を醸生したるは、實に冥々の際、皇天の指導ありしは、後の説に明かならん。日章旗一たび生じて、開國以來未曾有の日清戦争となり、國權の發揚に伴うて、大に其光輝を放ち、續いて北清の事變に、歐米諸強國の國旗と、東西の大陸に併馳して、一段の異彩を放ちたるものとす。此光榮を有する我國旗は、果して如何なるものなりや。又吾人は此國旗を如何に説明すべきか。國旗は國權の表彰たると同時に、國體の反影なり。國旗の由來を研究するときは、自ら建國の情況と、現在の政體とを知ることを得べし。余は專攻の海法を研究せるに當りて軍艦及び商船に掲揚すべき諸國の旗章を調査して、此關係の密なるを、更に確信したり。今我日章旗の説明に入るに先ちて、二三他國の旗史に遡りて、例説する所あるべし。英國の國旗たる聯合旗は、一個の赤十字と二種の對角十字とより成る。合せて三等あるは大英聯合王國が、三個の王國より成立せるを示すものなり。白地に赤十字の旗は、英克蘭の神聖「ジョージ」の旗にして、青地に對角白十字は蘇克蘭の神聖「アンヅリユー」の旗

なり。而して赤地に對角白十字は、愛蘭の神聖「パトリック」の旗なりとす。英國は其始めは英克蘭のみより成り、蘇克蘭は純然たる獨立王國なりしなり。相接する二國に各國王あり、國會あり、國都あり、國法ありて、其間に争絶へず、兩國の船舶亦國旗を掲げて、海上に航行し、戦時は勿論平時の通航漁獵に關しても、常に争あり。「ゼームス」王一身を以て兩國の王位に即き、所謂身的聯合國を爲すに及び、等しく自己の治下に屬する臣民にして、別個の旗幟を掲げて、海上に争ふは、不可なりとし、融和の方法として兩國の國旗を併合して、一種の聯合旗を制定したり。時に千六百六年なりとす。勅の大要に曰く。

國旗を掲揚することに關して、南北アリタン人の海上を往來する者の間に、紛争を生じたるを以て、之を避くる爲め、爾來神聖「ジョージ」の赤十字旗と、神聖「アンツリユー」の白十字旗とを、抱合したる聯合旗を掲揚すべき者と命ず。

大ブレテン佛蘭西及び愛蘭の治世第四年四月十二日「ウエストミンスター」宮にて

國旗は聯合したるも、國家は未だ聯合せられざりき。而して王の崩後尙屢争を生じたり

しと、愛國の士、盡粹して國的聯合を計り、幾多の交渉を経て、千七百七年に至りて、漸く其聯合を完成したり。之を英蘇兩國聯合の大要とす。後に愛蘭をも合せて、遂に現今の聯合大英國を組成し、大英國の成ると同時に、國旗をも改正して、英蘇聯合章に加ふるに、愛國の對角赤十字を以てし、遂に現在世人の見る「ユニオンジャック」旗を制して、世界の東西に翻騰たらしむ。千八百一年一月一日始めて倫敦城頭に翻りしなり。獨逸の三色旗も、亦稍英國國旗に等しき由來を有し、唯其説明に多少の困難あるのみ。獨逸は聯邦帝國なり。四個の王國と、十八個の大小公國と、三個の自由市より成る成立分子國の中に、君主國もあれば、共和國もあり、多くの船舶を有し、通商航海によりて、國を建つるものあれば、四圍山岳を以て境とし、海の如何なるかを知らざる國もあり。各自の國旗は素より千差萬別にして、其價值に至りては或は盛に對外貿易に使用したるよりして、既に全世界に翻へりしものもあれば、又未だ國旗として世に表示し難き程のものもあり。陸上の戰勳武功に、盈實せる王家の黄金の三色旗と、一時北歐海上の盟主と爲りて、今尙其餘光を保てる「ヘンザ」自由市の紅白旗とは、如何に之を配合すべき

や。青白旗の巴威爾國は、成べく獨逸帝國旗の青色ならんを欲するなるべく、綠白の索
 遜は寧ろ綠を好むなるべし。黑白の普魯亞は、或は其儘之を帝國旗に讓用せんと欲する
 も、瓦敦堡王國は必ず紅色を加へんといふならん。憲法第五十五條に獨逸の國旗は、黒
 白赤とすと定むるに先ちて、建國有志者の胸中幾多の苦心ありしかを察せざるべからず。
 憲法資料を見るも、苦心の一般を推知することを得べし。今や黒白なる普國旗の爲めに
 作りし國歌に、二三の修正を加へて、黒白赤なる獨逸旗の爲めにする帝國歌としたるも
 南方の民之を誦するを好まず。皇帝の祝日に尙此二三色旗を掲げざる聯邦強國ありとは、
 例ひ獨逸皇帝自ら此三色旗を手にし、獨旗の嚮ふところ萬物碎くと演ずるも、余輩は獨
 逸帝國旗は、他の欣羨すべき程の慶章に非すと信ず。佛國の三色旗は佛人の眼には、自
 由平等博愛の表見ならんも、吾人は彼の國旗の、幾多無辜の鮮血を以て、染められたる
 ものなるを記憶す。將た又米國々旗に至りては、意匠の他に優れるありと信ずるを以て
 左に數言の説明を試むべし。

新世界の殖民「米國政府比年の壓抑に堪へ兼ねて、遂に獨立の義旗を擧げたるは、世人

の知る所なり。當時同盟の數は十三州なりしを以て、此同盟の基本州を紀する爲めに、
 十三個の紅白線を緯としたり。而して新世界の進歩し、合衆聯合州の増加するを豫期し、
 其増加に應ずる爲め、晴天の白星幾個にても點出し得る如くしたりしに、果然聯邦州は年
 追ふて増加し、白星の數今や殆ど五十に垂んとす。明に此旗章を法文を示したるは、千
 八百十八年四月四日に、通過したる法律にして、首條以下左の如くいへり。

第一條 次の七月四日以後は、合衆國國旗は紅白交列の十三平行線たるべし、合衆表は青地に二十個の白星と
 す

第二條 合衆邦國増加する毎に、合衆表に白星の數一個を加ふ、此増加は次の七月四日より効力を有す

平和と自衛を旨とせる華盛頓、外事に干渉せず、外國よりの干渉を受けざるを主義とせ
 る「モンロー」には、素より侵略併呑の意なかりしならんも、十九世紀末の時勢は、米國
 として此建國以來の國是を確守せしめずして、頻りに對外國權の擴張をなさしめたり。
 而して十三個の不變線と、何程にても増加し得べき星とは、現在に國是とせる擴張主義に
 協應し、國民の表章は、偶然にも第二十世紀に益盛ならんとする「イムペリアリズム」と

相提擧するは、英獨旗章の固定に比して、伸長自在の餘裕あり。流星の米國旗は時勢の變遷に伴ふて圓轉の應用に富む外、其形色の亦大に拘すべきものあり。

我國の日章旗は、果して以上諸國の國旗に類する説明を有するか。史を按ずるに、我朝にて始めて日章の旗を用ゐたるは、實に大寶六年五月一日とす。和漢三才圖繪に云ふ文武天皇大寶之年正月朔日、御大極殿受朝時、正門樹鳥形幡、左日像青龍朱雀幡、右月像玄武白虎幡とあり。即ち日月の章旗なり。或他の古書に古の時、凡元日又は御位に即かせ玉ふ時、建てられしに伏旗先づ殿前に鳥像幢を建つ。左には日像幢、次に朱雀旗云々とあり。亦日章旗を用ゐたる一證あり。太平記を見るに、元弘の初帝笠置山に錦の御旗を建つ。其制日月の像を金銀にて打ちつけたりとあり。又筑後の五條家に、南朝より玉ばりたる州旗二旒あり。一旒には金鳥の紋あり、一旒には玉兔の紋あり。之を日月の州旗と稱すといへるものあり。余は此等の記事の眞偽を、茲に確保し得ざるも、其日章旗の、既に大寶年間に用ゐられ、下て南北朝の世に盛になりしは、事實なるに近からんか。然れども日章旗の多くは、官邊に限られ、或は官廷の式典に用ゐ、或は朝敵退治の

官旗に用ゐ、國民一般に之を掲揚するに至りしは、實に明治年間とし、其明に法文に顯はれたるを、明治五年の布告とす。御國旗の事と題して、日章の國旗を掲げざるものは海賊と看做さることあるべしとの意を示し、今や之を掲ぐるは、臣民表忠の義務となれり。古今の間に差異あるは、昔時の國家に關する世人の觀念は、現今に於けると異なりて、衆人信ずらく、國家は政府なり、政府は皇室なりと、宮中府中の別を明にせずして、統治と政治を同一視し、國民は單に治せらるゝが爲めに存ずとして、自ら國家組織の大要素なるを思はず、從て國旗は政府の旗にして、國民の掲揚すべきものに非ず。臣民にして國旗を掲ぐるは僭上の擧なりと。考慮したるもの、如し。殊に永年鎖國の餘弊として、國民に對外思想なく、國民として國旗を他に表彰するの機に、接せざりしは、國旗の觀念の發達を害したること大なりとす。既に古代には國旗なく、又ありとするも、現在に説明する如き國旗に非ずとせば、我國現在の國旗は、残念ながら沿革的に、説明するを得ざるものなり。余は強て事實に反する説明を試むるよりも、寧ろ新たな説明方法を案出して、國旗尊奉の念を國民に鼓吹するを可と信ず。國休の全般を基礎として

たる後は、更に種々の理論を招致し、漸々之を利用して、後には悉く俗化するに至るべし。青は悽愴の感を生せしむるが故に、廣く陰鬱を示すに用ゐられ、黒は暗澹にして前の不明を意味するならん。緑には新進銳氣の象あり、黄には疾病の趣きありとするが如し。然れども人心の異なるは、尙其面の異なるが如し。理を以て貫通し得べき論說にも、尙千人萬様の異趣ありとせば、自然の情を發點として、理算する色の説明に、種々の異説を生ずるは怪むに足らず。一人に悽愴の感を生せしむるも、他人には愉快の念を起さしむべく、黒色は死の聯想を起すといふ者と、却て黒の反對たる白は、死を意味すといふ者もあり、一人の青とする所は、他人の赤なるかも知るべからず。色を美の根本原素とする者もあれば、醜の極といふ者もあり、説明に對し自然の原に歸りて、色即是空の呆句を爲すこと往々なりとす。然り色は元來此の如きの難物にして、深遠の空論は、到底哲學者の研究に委せざるべからざるも、省みて社會の俗潮に照らすに、色に關する異想の中にも、自ら大体の合致を生じ、漢學者が一片の丹心といふ、俗話の赤腹といふは、何れも誠忠誠意を表するに用ゐて、赤は自ら善良を意味する傾きあり。之に反して黒は、

腹黒といふて惡意を示し、白は澹純無味を意味する善意のものに用ゐらる。此等の解釋は、我朝の間には殆ど一致し、唐土亦大差なきか如し。泰西諸國に至りては、其趣味大に我と異なるものありて、我の是とする所は、彼の非とする所、我の醜とする所は彼の美とする所もあるを以て、彼我に色解の一致を得ること頗る困難なり。色素上我日章の國旗を説明するに當りて、此困難に遭遇するときは、如何すべきか。調和の爲し得べき限りは、其調和を試み、若し到底之を調和すること能はずとせば、余は寧ろ泰西の感情思想を、我に同化して、國旗の説明に資せんと欲する者なり。此れ世界に於ける日本の現狀より打算して、止むを得ざるものなり。二者の解釋異なるときは、彼に讓歩して、説明すと定め、我國旗に用ゆる紅白二色の説明は、彼我果して相異なる乎。

往年牡丹臺の砲撃に、城頭白旗の掛るを見て、我軍砲火を熄め、七十一年の戦ひ宇佛の大軍盛に砲煙相交るの際、佛軍より白旗を掲げて來りしものあるを見て、獨人禮を以て之を迎へたることあり。古にしては神功皇后紀に新羅王素旗にして降るとあり。欽明天皇紀に新羅の大將白旗を擧ぐとあり。其他漢土の歴史に素車白馬にて降り、白旗其傍にあ

りといふを見ること、往々なりとせば、白旗は降伏を示すに用ゆるは、古今東西の一致する所にして、旗としては寧ろ不祥のものなり。然れども不祥なるは旗たる白旗にして白其ものは不祥といふにあらずと解し得べし。白は素なり色なき也。清淨純潔を意味するは、何れの世にも白を吉事に用ゆるによりても知り得べし。我國に白を凶事に用ゆるは、白の凶なるが故に非ずして、寧ろ由りて以て凶事を清掃消滅せしめんが爲めと言ふべし。白旗にして降伏に用ゆるも、亦或は類似の理由に由るならんか。白は何人も神聖視するものなり。清淨純潔の外に冷靜を意味し、慎重を意味し、又飾なき誠を意味すといふものもあり。此冷靜慎重にして飾なき誠の上に、熱心燃ゆるが如き赤面の一團を以てするもの、正しく我國固有の忠魂義膽を表彰するに非ずして何ぞや。幸にして赤色に關する文明國普通の意味も、同じく熱心なり。或は激烈となり、或は突進となり、進んで競争危険を意味し、尙屢爆烈衝突の凶事に用ゆと雖も、其由來する所は、眞摯熱心にありとす。假に赤色を危険爆烈の徵表なりとするも、我國章は之を包容するに、圓滿の外貌を以てし、尙居するに冷靜慎重の白色を以てするが故に、危険の分子は、之が爲め

に自ら除去せられ其合成したるものは、狎るれば兒孫も近き、怒れば猛虎も震懼する、眞個英雄の姿となり、正しく我日本の士魂に符合し、現在に於ける世界の日本を表彰するに、尤も恰當す。之を要するに、我日章の國旗は、如何なる點より説明するも、他に比類なき美觀にして、因りて以て人心を鼓舞し、我國情を天下に誇稱する資とするに十分なりとす。故に盛に其説明を普及して、臣民愛國の精神を鼓舞するに用ゐ、進んで海外に國旗を掲げて。航行せる艦船及び海外萬里の異境にありて、萬國の海軍民と共に併馳する者をして、國旗の仰視崇敬より、生ずる勇敢の義心を益盛ならしめんことを望む。結言す國の觀念は、國權の擴張と因果するは、理論と事實の一致する所たり。

余歐洲を巡歴して、後一層我國の神聖と美觀とを感じ、而して我同胞の意外に、國旗の觀念に乏しきを見て、浩歎に耐へず。成べく其説明の普及を欲し、尤も適當の方法として、警察監獄學校學生の衆を卒へて、四散せんとするに際し、國旗の觀念を題して、一の演説を爲したることあり。成べく平易に説明し、歸りて部下の巡查に之を傳へ、巡查より更に之を人民に告示せんことを依頼し置きたり。其筆記は七月發兌の警察協會雜誌に記載せられたるを以て、成べく本編と併せて、一覽あらんことを希望す。

育成會發行圖書目錄

特別月賦販賣法の設あり
詳細は貳錢郵券を添へて
照會あれ

二十世紀劈頭の大出版といふを憚らず。本書は久しく湮滅して世に知られざりし日本倫理書類を蒐集して全部紙數六千餘頁の大冊、而も千金を投ずるも到底手に入れ難き道德上教育上貴重之秘藏書、七十餘種二百有餘卷を網羅したるものなり。

文學博士井上哲次郎君
文學士蟹江義丸君
合編

日本倫理彙編

全部十卷

定價金拾四圓

郵稅拾六錢宛

陽明學派 卷三

中江藤樹 熊澤蕃山 三重松菴 三輪執齋 中根東里 佐藤一齋 大鹽中齋

古學派 卷三

山鹿素行 伊藤仁齋 伊藤東涯 荻生徂徠 荻生春臺 太宰春臺 山崎闇圃 廬草拙

朱子學派 卷二

藤原惺窩 林羅山 室鳩巢 室鳩巢 雨森芳洲 名和魯堂 大高和菴 山崎闇圃 佐藤直方 藤崎直方 賴原杏坪

折衷學派 卷二

細井平洲 片山兼山 井上金峨 太田金城 三浦梅園 帆足愚亭

高等師範學校教授文學士大瀨甚太郎君合著
高等師範學校講師中谷延治君

教授法沿革史

全定價金九拾錢
一冊 郵税金拾貳錢

新小學校令實施せられて日尙ほ淺く國語、算術其研究の狀態誠に混沌なり甲是乙非、人を亡羊の歎此時に當り一道の光明能く斯道を照し、世の教育家を指導して適從する所を知ら「教授法沿革史」を描いて他に求むべからず。内容の梗概は左の如し。
●教授原則の發達及現時の教授原則 ●國語科教授の沿革及現時の教授法 ●歴史科教授の沿革及現時の教授法 ●理科教授の沿革及現時の教授法 ●圖畫科教授の沿革及現時の教授法 ●體操科教授の沿革及現時の教授法 ●修身科教授の沿革及現時の教授法 ●算術科教授の沿革及現時の教授法 ●地理科教授の沿革及現時の教授法 ●唱歌科教授の沿革及現時の教授法等網羅して全紙數三百數十頁に及ぶ

實女子遊戯法

全一冊定價
插畫三十餘面入

本書は女子高等教育に従事せらるる諸先生の撰定せられたるものにて、今現に其學校に於て實施せられつゝあるものなり。尋常小學一學年より高等科に至るまで、各學級に配當して適切なること、既に多年諸先生の實驗せられたるものなれば、今更めて茲に喋々するの要なし。今や女子遊戯法の研究各所に行はれ、從て此に關する著書多く世に出づるあれども、其の興味饒かにして而かも適切なるもの蓋し本書の右に出づるはなからん。特に美麗鮮明なる繪畫三十餘面を添へたるは曾て他に比を見ざるどころなりとす。
十二月初旬發行

教育學解說書

(二十種合本上製總ブーロツ裝釘定價金五圓)

文學士 大瀨甚太郎君講述
●シユライエホ
マツヘル氏 教

定價金五十錢 郵税金四錢

育學

文學士 熊谷五郎君講述

定價金五拾錢 郵税金六錢

化學

久津見忠忠君講述

定價金四拾錢 郵税金四錢

國家教育論

市川源三君講述

定價金四拾五錢 郵税金四錢

統合教授の原理

中谷延治君講述

定價金四拾五錢 郵税金四錢

兒童智德發育論

篠田利英君講述

定價金四拾五錢 郵税金四錢

東基吉君講述
●フレ
ベル氏 教

定價金四拾錢 郵税金四錢

育論

文學士 吉田熊次君講述

定價金六拾錢 郵税金六錢

社會的教育學

文學士 大瀨甚太郎君講述

定價金四拾五錢 郵税金四錢

社會的教育學

黒川定治君講述

定價金四拾五錢 郵税金四錢

系統的教育學

文學士 吉田熊次君講述

定價金四拾五錢 郵税金四錢

系統的教育學

波多野貞之助君講述

定價金四拾五錢 郵税金四錢

倫理學解說書

(四五金價定釘裝スーロク總製上木合種二十)

- 中島總藏君講述
① 倫理學綱要
定價金五拾錢 郵税金六錢
- 網島榮一郎君講述
② 倫理學
定價金四拾錢 郵税金四錢
- 文學士桑木嚴毅君講述
③ 倫理學
定價金四拾五錢 郵税金四錢
- 文學士蟹江義丸君講述
④ 倫理學
定價金四拾五錢 郵税金四錢
- 文學士蟹江義丸君講述
⑤ 倫理學
定價金四拾五錢 郵税金四錢
- 文學士深作安文君講述
⑥ 倫理學
定價金四拾五錢 郵税金四錢
- ドクトル中島泰藏君講述
⑦ 道德の起原
定價金三拾五錢 郵税金四錢
- 文學士蟹江義丸君講述
⑧ 倫理學
定價金四拾五錢 郵税金四錢
- 文學士雀部顯宜君講述
⑨ 倫理學
定價金五拾錢 郵税金六錢
- 文學士西晉一郎君講述
⑩ 倫理學
定價金四拾錢 郵税金四錢
- 文學士藤井健次郎君講述
⑪ 倫理學原理
定價金四拾五錢 郵税金四錢
- 文學士蟹江義丸君講述
⑫ 倫理學
定價金四拾五錢 郵税金四錢

心理學解說書

(四五金價定釘裝スーロク總製上木合種二十)

- 黒田定治君講述
① 兒童心理學
定價金五拾錢 郵税金六錢
- 市川源三君講述
② 感情及注意の心理
定價金四拾五錢 郵税金四錢
- 文學士杉山富雄君講述
③ 比較的心理學序論
定價金四拾五錢 郵税金四錢
- 文學士福來友吉君講述
④ 心理學
定價金五拾錢 郵税金六錢
- 文學士塚原政次君講述
⑤ 民族心理學
定價金三拾五錢 郵税金四錢
- 文學士松本孝次郎君講述
⑥ 生理的心理學
定價金四拾五錢 郵税金四錢
- 市川源三君講述
⑦ 心理學
定價金四拾五錢 郵税金四錢
- 文學士速水澁君講述
⑧ 人格變換論
定價金四拾錢 郵税金四錢
- 文學士塚原政次君講述
⑨ 心理學
定價金五拾錢 郵税金六錢
- ドクトル中島泰藏君講述
⑩ 心理學概論
定價金四拾五錢 郵税金四錢
- 文學士雀部顯宜君講述
⑪ 心理學
定價金五拾錢 郵税金六錢
- 文學士松本孝次郎君講述
⑫ 精神發達の説明
定價金四拾五錢 郵税金四錢

東京府參事官

東京專修學校講師

法學士松浦次郎君編

●十月一日初版發行 舶來紙刷洋裝 全一册

中等經濟要義

定價金五拾錢
郵税金六錢

經濟の科目には中學校に設けられ、今亦師範學校にも加へられんとす。由來經濟財政の思想に乏しき者は到底完全なる國民と稱すべからざるが如く、普通教育に國民教科として經濟の科目を加へられざれば教育上の一大缺點といはざるべからず。中學校師範學校に、此科の設けらるゝ誠に其故あり。然れども科目ありて教師なく又教科書なくんば能はず、誠に其教科として此科の研究は道德教育と相俟つて初めて完全なる國民教育を期し得べし。

本書は巽に本會夏期講習會に於て著者の講演せられたる稿本を更に大に増補訂正して出版に附したる者なれば、博く純正經濟學より財政學に涉りて説述平易簡明能く繁を去り要を摘み初學者と雖も一讀して該博深遠なる經濟學の全體に通曉するを得べきは勿論國民教科の爲めに本會が來月出版する所の「法制要義」と共に法制經濟科の教科書として最適切なり。

●注意 本會夏期講習會の講習會員は十部で前金貳割引

控訴院判事法學士淺見倫太郎君編

中等法制要義

洋裝全一册
定價金七拾五錢
郵税金拾錢

本書は巽に本會夏期講習會に於て淺見法學士が講演せられたる講本を更に増補して梓に上したる者なり。されば説述の平易なる事は言ふ迄もなし、しかも法制の全体に亘りて遺漏なく、繁を避けて要を摘み初學者と雖も、よく一讀して法制の全斑に通ずることを得べし。故に中等教育に於ける法制經濟科の教科書として最適切なり。編者は現に慶應義塾大學部及び日本法律學校等に講師たり、其の常に講せられたる、ある所の民法は蓋し編者の最得意とせらるゝ學科なり。故に又小學教育に従事せられたる、諸君には國民教育の參考書として必要缺くべからざる良書なる事を信す。

歐米教育大家寫真帖

定價
甲種金四圓
乙種金參圓

体裁——甲種 金縁臺紙付箱入大サ五寸 乙種 寫真ペーパー

鳥子袋入大サ五寸
本寫真帖は本會が千餘金を投じて歐米各國より蒐集したる寫真中より大家と稱せらるゝ者七十餘人を撰び、アートペーパーを用ひて不變色寫真版に製したる者なり。机上の珍寶たるは勿論學者教育家の座右に備ふべき者なり。

●文學士久保天隨君筆

小 說 醉 人 の 妻

增訂四版出來

○定價金五拾錢
○郵税金六錢

本書は一面純潔高尚にして趣味饒かなる文學書なると同時に一面はペスタロツチ氏が大教育家たる身世を反映したる大論文なり。文學書なるが故に無味乾燥ならず、しかも純潔高尚、無限の趣味を覺ゆるなり。大論文なるが故にありふれたる普通一般の輕薄なる小説と選を異にせり。しかも難澁に陥らずして一讀能く身を高遠なる理想界に飛躍せしむるに至る。一言にして之を覆へば極めて深遠なる理想を具體的に説明して何人をして此の妙境に接觸せしむるものといふべし。若し夫れ譯者は當代の文章家久保天隨氏、其行文の妙に至りては本書を讀んで後に知られよ。

外國語學校教授兼高等師範學校教授本田増次郎君譯

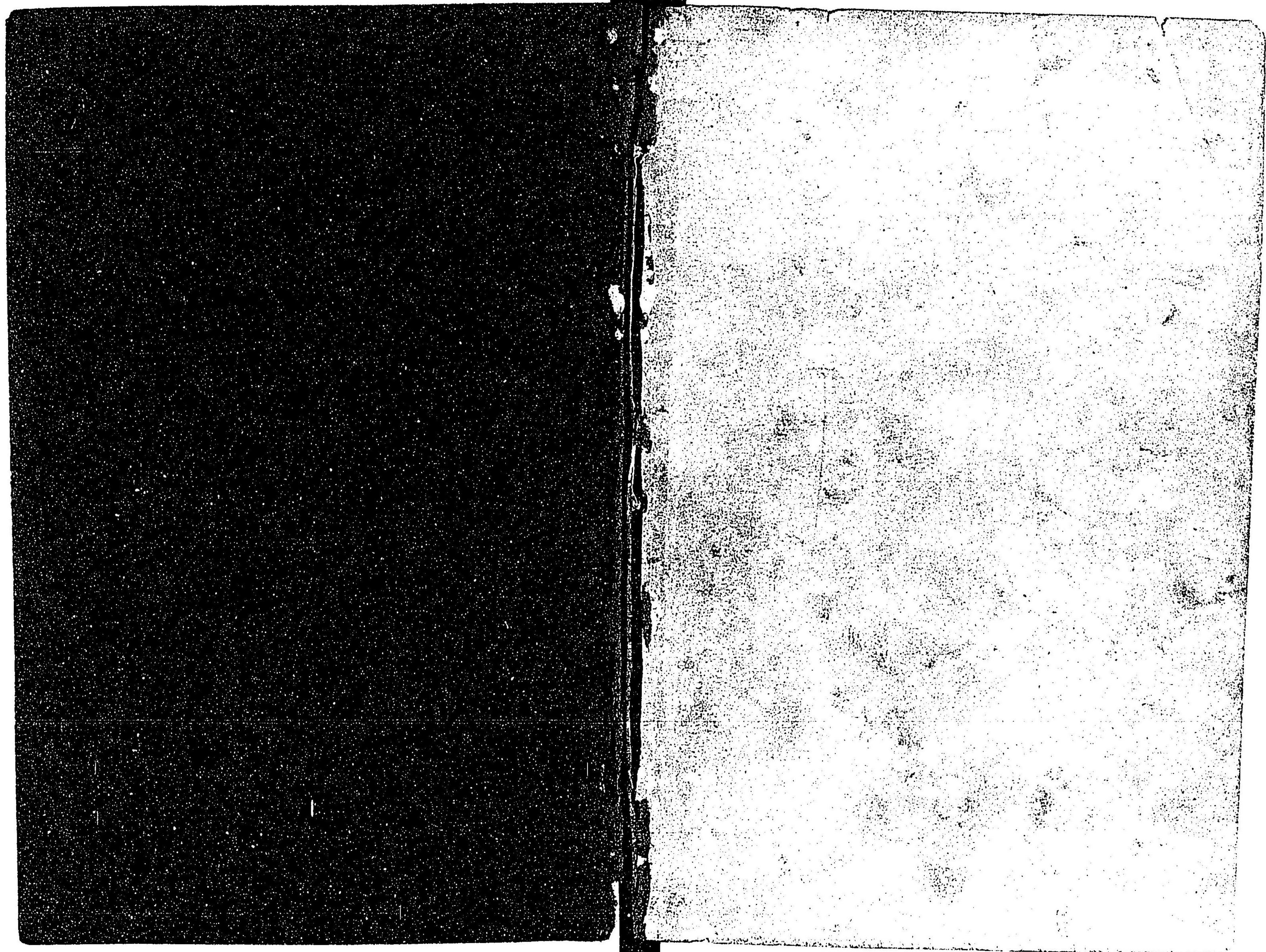
兒 女 氣 質 切 た み の 卸

全一冊美麗裝釘
定價金三拾錢
郵税金六錢

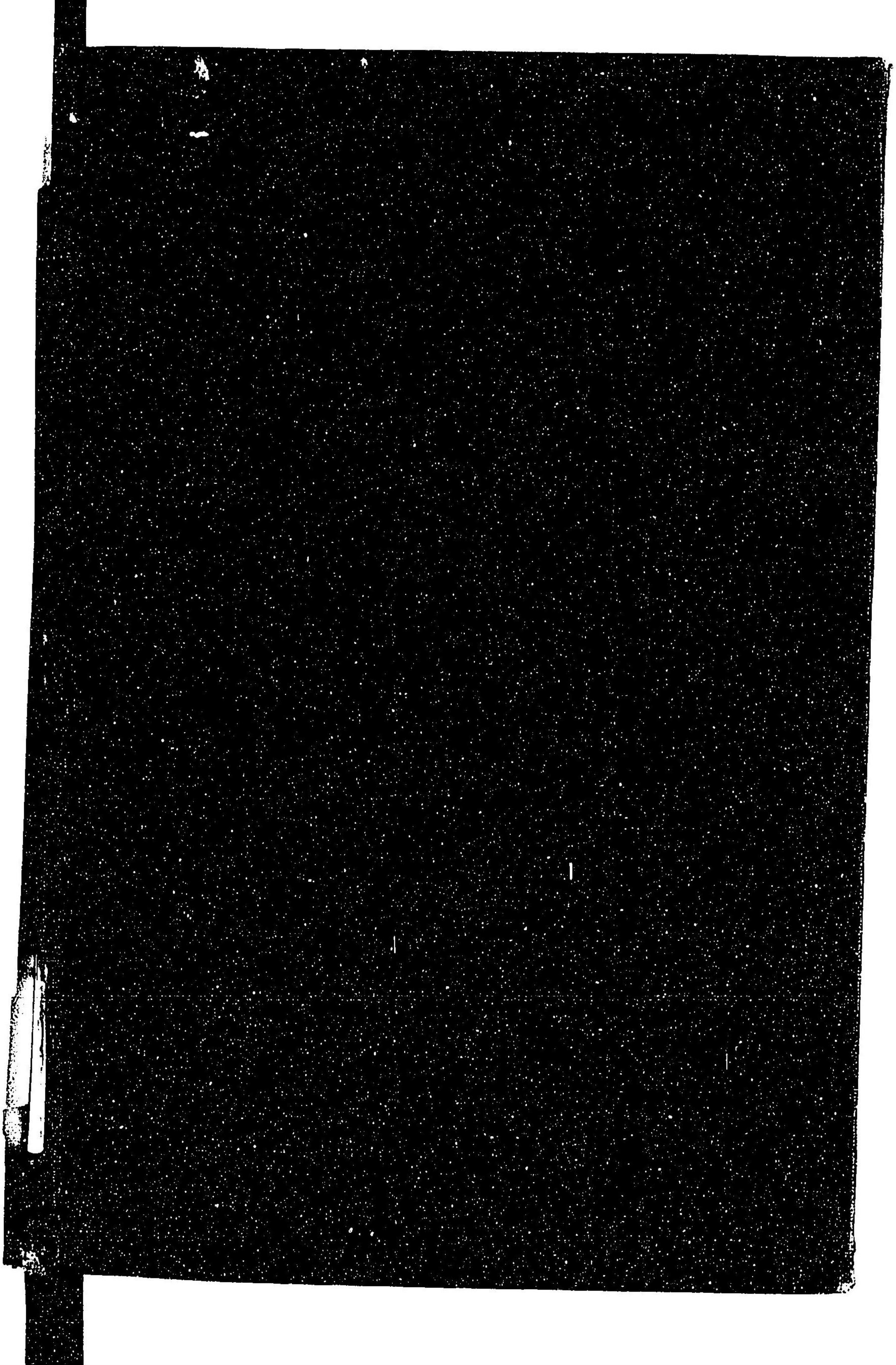
一個のボタンは戦場の露と消えにし父が唯一のかたみ、此遺物の爲めに語り此遺物の爲めに争ふ可憐の小公子、慈愛深き母の教養と懇篤なる教師の指導は此小公子をして萬軍も敵し難き自我と戦ふべき兵士たらしむ。是等壯快悲惨の事實と艶麗巧緻の文章とは萬軍者をして巻の終るを覺えざらしむ。これ本會が善良なる家庭勇敢なる軍人并に教育家、宗教家の讀物として江湖に推薦する所以なり。

88

234



88
234



88

234

Ⓜ

006018-000-7

88-234

国旗

石川 栄司/編

M34

ACH-0012

